

雄物川地域森林計画書

(雄物川森林計画区)

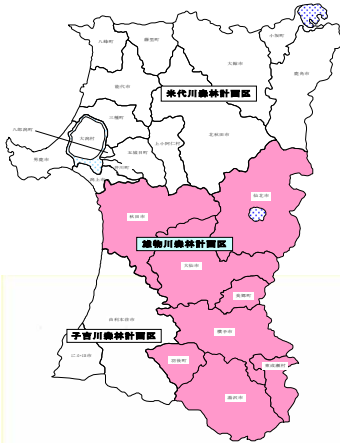
計画期間

自	平成 27 年 4 月 1 日
至	平成 37 年 3 月 31 日

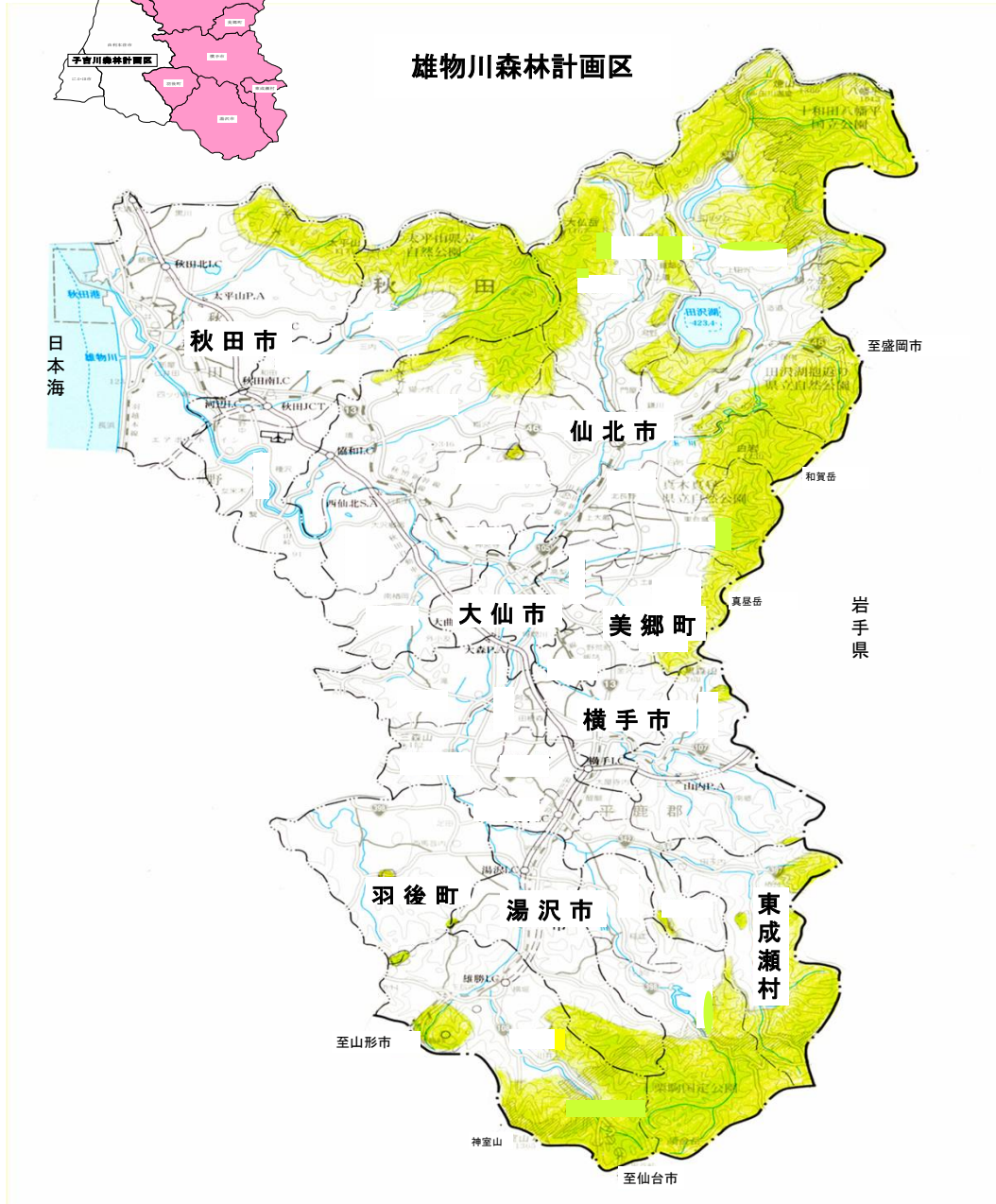
秋 田 県

雄物川森林計画区の位置図及び計画区内図

雄物川森林計画区位置図



雄物川森林計画区



凡	例
河川	
道路	
鉄道	
県界	
市町村界	
国有林	
主要都市	

は し が き

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画（平成25年10月策定）に即し、雄物川森林計画区の民有林について、同区域の自然的経済的社会的条件を踏まえて森林関連施策の方向、森林整備及び保全の目標を示すとともに、市町村森林整備計画の策定の指針となるものです。

担当者の職氏名及び樹立に従事した期間

「担当者の職氏名」

農林水産部森林整備課	課長	佐藤龍司
	主幹（兼）班長	田中盛喜
	副主幹	澤田智志
	副主幹	工藤純一
	主査	加藤貴志

「樹立に従事した期間」

平成26年4月～平成26年12月

目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	10
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
(1)	森林の整備及び保全の目標	11
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	11
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2	その他必要な事項	13
第3	森林の整備に関する事項	14
1	森林の立木竹の伐採に関する事項	14
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	14
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	15
(3)	その他必要な事項	16
2	造林に関する事項	16
(1)	人工造林に関する指針	16
(2)	天然更新に関する指針	17
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	18
(4)	その他必要な事項	18
3	間伐及び保育に関する事項	18
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	18
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	19
(3)	その他必要な事項	20
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	20
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	22
(3)	その他必要な事項	22
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	22

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	23
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	24
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	24
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	25
(6) その他必要な事項	25
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	25
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針	25
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	25
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	26
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	26
(5) その他必要な事項	27
第4 森林の保全に関する事項	27
1 森林の土地の保全に関する事項	27
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	27
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	27
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	27
(4) その他必要な事項	28
2 保安施設に関する事項	28
(1) 保安林の整備に関する事項	28
(2) 保安施設地区に関する事項	28
(3) 治山事業に関する事項	28
(4) 特定保安林の整備に関する事項	28
(5) その他必要な事項	28
3 森林の保護に関する事項	28
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	28
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	29
(3) 林野火災の予防の方針	29
(4) その他必要な事項	29
第5 保健機能森林の整備に関する事項	30
1 保健機能森林の区域の基準	30
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	30

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	30
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	30
(3) その他必要な事項	30
第6 計画量等	31
1 伐採立木材積	31
2 間伐面積	31
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	32
4 林道の開設又は拡張に関する計画	33
(1) 市町村別内訳表	33
(2) 箇所別内訳表	34
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	43
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	43
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積	47
(3) 実施すべき治山事業の数量	48
6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	50
第7 その他必要な事項	51
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	51
(1) 制限林の施業方法	51
(2) 森林の保護及び管理	54
2 その他必要な事項	54
(1) 水と緑の条例に関する事項	54
(2) 民有林「緑の回廊」に関する事項	55

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

別表2 保安林の所在及び面積（市町村別内訳）

別表3 自然公園の所在及び面積（市町村別内訳）

別表4 その他制限林の所在及び面積（市町村別内訳）

別表5 重複指定制限林の所在及び面積

別表6 水源森林地域の所在及び面積

別添 参考資料

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び区域

雄物川森林計画区は、本県中央から南東部に位置し、北は潟上市・北秋田市・鹿角市に、東は岩手県、南は宮城県・山形県に、西は由利本荘市と接する5市2町1村を包括する区域である。

計画区域の市町村	秋田市（秋田市、河辺町、雄和町） 大仙市（大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町 太田町、仙北町、南外村） 仙北市（角館町、田沢湖町、西木村） 美郷町（六郷町、千畑町、仙南村） 横手市（横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町 十文字町、山内村、大雄村） 湯沢市（湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村） 羽後町、東成瀬村
総土地面積 495,242 ha	
計画対象森林 （民有林）面積 190,555 ha	

注) () 内は旧市町村の名称

(2) 自然的条件

ア 地勢

本計画区は、東部には奥羽山脈が南北に縦走し、北から駒ヶ岳(1,637m)、和賀岳(1,439m)、栗駒山(1,626m)、神室山(1,365m)などの主峰が連なり、西部には出羽山地に属する丘陵状の山々が分布し、その間に仙北平野や横手盆地などの平坦地が広がっている。

河川は、本計画区の中央を雄物川が山形県境を源とし、北西に流れながら岩手県境を源とする玉川等と合流し、秋田市において日本海に注いでいる。

イ 地質及び土壌

地質は、山地のほとんどが第三紀層に属し、奥羽山脈地帯の北東部は大部分が安山岩、石英安山岩、東部は、砂岩、礫岩、凝灰岩が主で、これに安山岩類、玄武類が分布している。

西部出羽山地地帯は第三新層安山岩類で硬質頁岩、黒色泥岩となる。中央部は、新第三紀、第四紀に属し、大部分は堆積岩により構成され、その分布する堆積岩は、秋田、仙北平鹿地方の泥岩、雄勝地方の凝灰岩に大別される。

土壌は褐色森林土が広く分布し土性は砂質壤土、埴質壤土からなり、奥羽山脈地帯及び太平山一帯は湿度適潤、結合度軟、深度中で林木の生育に適している。中南部の平坦地は第四紀沖積層が広がり肥沃な農耕地は県の穀倉地帯となっている。

ウ 気象

本計画区は、典型的な裏日本型の特徴を示しており、年平均気温は11℃内外にある。年間降水量は1,900～2,300mmで、5年間の最深積雪は低山丘陵地で0.2～0.7m、高山地帯では、1.3～2.0mと多く、積雪は林木の生育に大きな影響を与えている。

区 分	気 温 (°C)			年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	観測地点
	最高	最低	年平均			
上 流	33.5	-12.7	9.3	2,302	200	湯の岱
下 流	36.1	-8.3	12.0	1,914	68	秋 田
資料：秋田地方気象台（平成21～25年）						

(3) 社会経済的条件

ア 交通

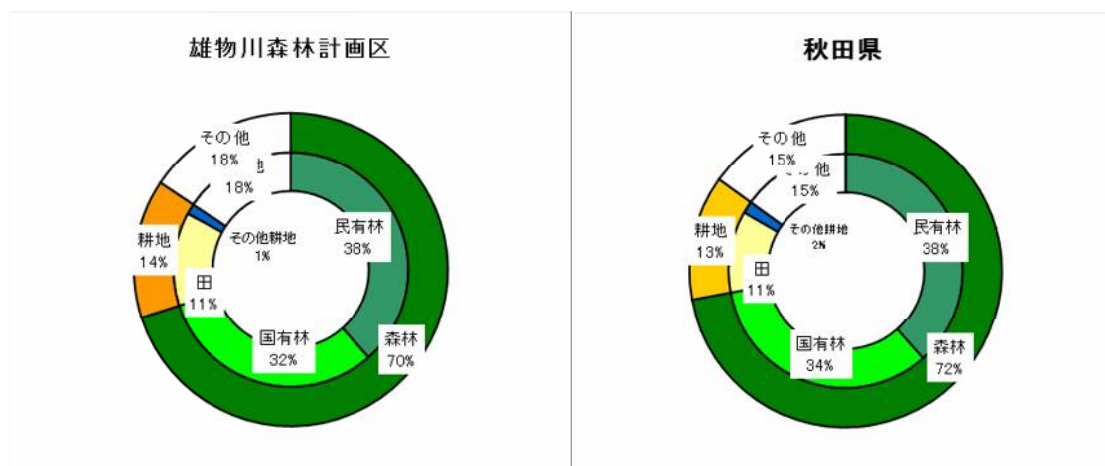
鉄道は、本県を南北に縦断するJR東日本奥羽本線をはじめ、隣の岩手県と結ぶ田沢湖線や北上線がある。平成9年には秋田新幹線が開通し利便性が高まった。

道路網は秋田自動車道の全線開通により、高速交通網が整備されたほか、国道は南北に13号線が貫通し、7号、46号、105号、107号、108号、341号、342号、398号の各線が接続し、これに地方道が結ばれている。

イ 土地利用の現況

本計画区の総面積は495,242haで県土面積の約43%を占めており、うち森林が70%、耕地が13%、その他17%となっている。

雄物川流域は本県の穀倉地帯と言われ、水田面積、就業人口、生産額とも全県の半数を占めている



資料：国土地理院「平成25年全国都道府県市町村別面積調」

2010 世界農林業センサス、東北森林管理局計画課、秋田県森林整備課

ウ 産業経済

産業別就業者数は県都秋田市が含まれることから、第一次産業が10%、第二次産業が25%であり、第3次産業が県平均を上回る64%と半数以上を占めている。

産業別総生産額は、計画区全体で20,967億円と、県全体の60%を占めており、第一次産業が2.6%、第二次産業が14.6%、第3次産業が82.8%となっている。

区分		産業別就業者数（人）					
		総数	第1次	うち農業	うち林業	第2次	第3次
雄物川①	数量	295,176	25,763	24,618	1,095	65,354	197,910
	構成比	100	8.7	8.3	0.4	22.1	67.0
秋田県②	数量	503,106	49,929	46,534	2,518	124,501	321,378
	構成比	100	9.9	9.2	0.5	24.7	63.9
①／②（%）		59	52	53	43	52	62

区分		総生産額（億円）					
		総数	第1次	うち農業	うち林業	第2次	第3次
雄物川①	数量	20,967	554	510	43	3,060	17,353
	構成比	100	2.6	2.4	0.2	14.6	82.8
秋田県②	数量	34,660	1,133	1,016	95	6,302	27,224
	構成比	100	3.3	2.9	0.3	18.2	78.5
①／②		60	49	50	45	49	64

（4）雄物川森林計画区の現況

ア 森林・林業・木材産業の特色

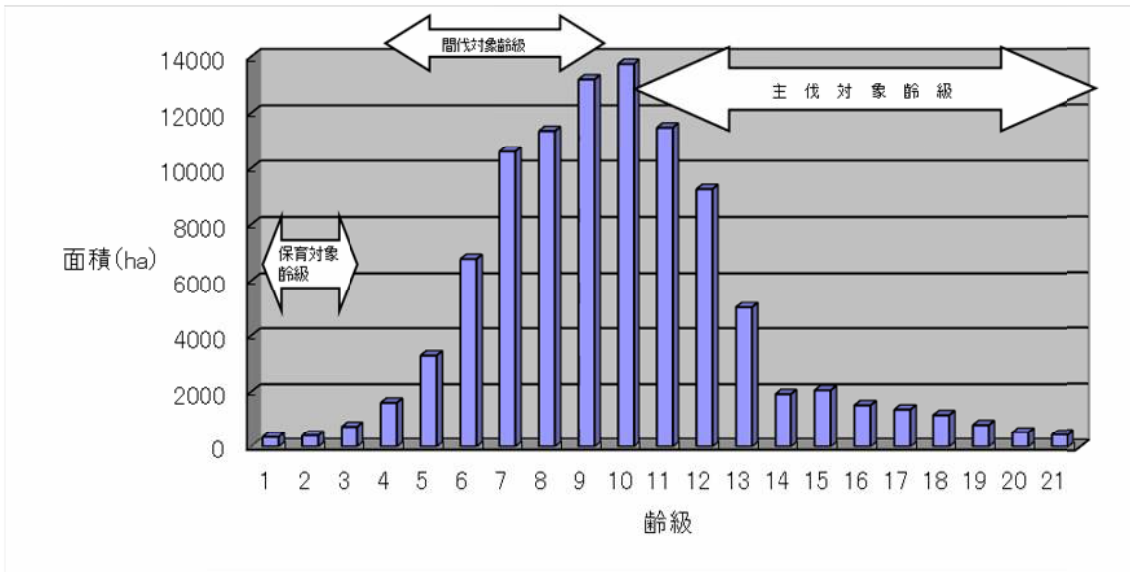
民有林面積の人工林率は51%で、県平均の58%を下回っている。森林の現況を見ると人工林の95%がスギで、除・間伐を必要とする林分は48%となっている。

また、天然林のうち98%が広葉樹林でコナラを主体とした林分が多く分布している。本計画区には、高度な選別仕分け機能を持った大型原木市場2カ所、寸法精度等に優れた建築部材を供給するプレカット加工施設5カ所や丸棒加工施設などの整備が図られている。

イ 森林・林業・木材産業の課題

本計画区の下流域には県内最大の木材消費地の秋田市があり、パルプ、合板等の装置企業群が形成され、また、上流域はブナやナラ類を主体とした豊富な広葉樹資源に恵まれ、広葉樹の原木市場や全国唯一のキリ原木市場、家具、漆器等の木工業が集積している。このような森林資源の多様性から林業・木材産業の構成も上下流域にとらわれない構成になっている。今後は、昭和40年代から造林されたスギの成熟期を迎えることから、これらを循環資源として活かす木材供給基地づくりへの一体的な取組が課題となっている。

■ 民有林スギ人工林の齢級別資源（雄物川森林計画区）



資料：森林整備課

スギ4～9齢級の間伐対象森林が46,841haとスギ人工林の48%を占めており、健全な森林の育成と良質な木材資源造成のため、間伐を主体とした森林の整備が依然として重要となっている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前期5ヵ年分の伐採立木材積、人工造林及び天然更新別の造林面積、間伐面積、林道の開設又は拡張、保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備の実行結果の概要及びその評価は以下のとおりである。

(1) 伐採立木材積

(単位 材積：千m³、実行歩合：%)

区分	計画		実行		実行歩合	
	主伐	間伐	主伐	間伐	主伐	間伐
総数	1,120	1,100	1,221	1,474	109	134

【評価】

近年、県内の木材需要が増加してきていること等にもない、主伐・間伐とも計画量を上回った。伐採の増加は針葉樹（スギ）によるものであり、広葉樹の伐採は計画量を下回っている。

(2) 人工造林・天然更新別面積

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
5,140	1,733	34	1,835	306	17	3,305	1,427	43

【評価】

伐採が計画以上に行われているなかで、人工造林は17%、天然更新は43%の実行歩合にとどまっている。木材価格の低迷により、伐採後の造林意欲が低下していることが原因と思われる。公益的機能の確保と資源の循環利用のためには再造林を計画的に行っていく必要がある。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

(単位 延長：km、実行歩合：%)

区分	計画		実行		実行歩合	
	開設	拡張	開設	拡張	開設	拡張
総数	328.8	105.2	30.5	11	9	11

【評価】

開設の実行率で見れば計画に比べて非常に低い実績となっている。ただし、林内路網の整備は林道と森林作業道を組み合わせながら実施されており、作業道を含めた林内路網延長は4,870kmとなっており、林内路網密度は25.6m/haとなり、今後も整備を進める必要がある。

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定の面積

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	36,422	39,456	108	15	5	33
水源涵養	25,309	25,764	102	5	2	40
災害防備	9,558	11,672	122	5	3	60
保健風致	1,555	1,460	94	5	0	0

※保健風致保安林は他の保安林と重複するものがある

【評価】

公益的機能の発揮が特に必要な森林について、保安林指定を推進し、計画面積の達成に取り組んだ結果、ほぼ計画量どおりとなった。

イ 保安施設事業

(単位 地区数：件、実行歩合：%)

区分	計画	実行	実行歩合
治山事業施地区数（箇所）	113	66	58

【評価】

治山事業施工地区数は計画を下回っていたが、崩壊の危険性の高い箇所や公益的な機能を高度に発揮させる必要のある箇所を優先して整備を行った。

(5) 要整備森林の整備

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

区分	計画	実行	実行歩合
水源かん養保安林	169	83	49

【評価】

間伐率で20%と35%の間伐が計画に対して約5割実行された。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物を供給するとともに、水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を通じて、県民の生活と深く結びついてきた。

近年、これらに加え、保健・文化・教育的な利用の場として、また、良好な生活環境保全等の機能の発揮や、地球温暖化問題に対する二酸化炭素の吸収源等、森林の持つ多面的機能への期待が高まりなど、県民の森林に対する要請はますます多様化してきている。

このような期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくためには、生態系として重要な森林の認識のもと、持続可能な森林経営を推進することが重要となっている。

こうした中で、県では「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（愛称：水と緑の条例）を平成15年3月に制定し、森林のみならず河川、湖沼、海等の自然環境全体を考えた森林づくりにより、本県の豊かな「水と緑」を創造しながら次の世代に引き継いでいけるよう、「水と緑の森づくり税」を財源として県民が支える森林づくり推進と、水と緑の県民運動の展開に平成20年度から取り組んでいる。

このため、当計画区においても森林・林業・木材産業の現況や課題を踏まえ、人と自然が共生できる森林づくりに配慮しつつ、健全で持続可能な森林経営を視点に、森林の重視すべき機能に応じた適切な森林の整備及び保全の推進に努めていくこととする。

(1) 計画策定の基本目標

① 森林資源の循環利用

【木材生産機能を重視する森林】

<森林整備の基本方針>

- 林木の健全性を確保し、施業の団地化を進めるため森林経営計画による施業の集約化の促進を進めます。また、高性能林業機械の導入を推進し、低コストで効率的な木材生産を推進します。
- 将来にわたり木材の安定的な供給を確保し、質的な資源の充実を図るため、間伐等の森林整備を実施します。また、伐採跡地については再造林等により適切な更新を図ります。
- 計画的な森林施業の実施と林産物の円滑な搬出等のため、効率的な路網配置を推進し、自然環境の保全や景観との調和にも十分配慮します。



木材生産機能森林

② 森林の公益的機能の発揮

- 【土砂の流出や山崩れ等の山地災害防止機能の発揮を重視する森林】
- 【水資源を保持し、渇水を緩和するとともに洪水流量等の調整機能を重視する森林】
- 【大気浄化、騒音や風を防ぐなど良好な自然環境の保全機能を重視する森林】
- 【森林体験活動の場や健康づくりの場として、森林とのふれあい機能を重視する森林】

<森林整備の基本方針>

- 樹根や表土の保全に留意しながら適切な保育・間伐などの森林施業を実施し、高齢級の森林への誘導や伐採面積の縮小及び箇所分散を図ります。
- 山地災害の危険性の高い地域では、保安林の指定や適切な管理を推進するとともに必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備します。
- 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じた適切な森林整備を推進します。
- 原生的な森林や重要な野生生物の生息地である森林については、自然の推移に委ねます。
- 都市近郊や里山等の森林については、広葉樹と針葉樹の混交林化等の育成複層林施業を進めます。



水源涵養機能森林



山地災害防止機能森林

○身近な自然や自然とのふれあいの場を提供している森林については、必要に応じて歩道やキャンプ場等保健休養施設を整備します。



(2) 主な計画量の概要

① 立木の伐採に関する事項

森林資源の構成と木材の需要動向から伐採量を次のとおり計画します。伐採に当たっては、整備目標森林に応じた適切な伐採方法及び伐採時期を選択することとします。

単位：材積千 m^3

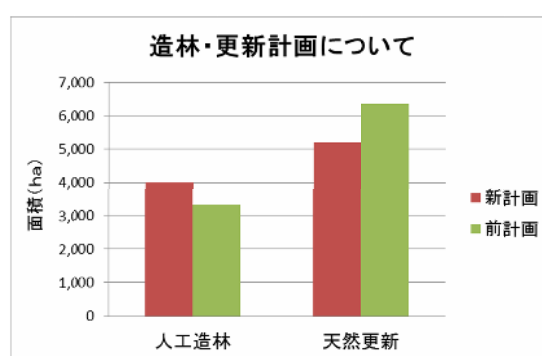
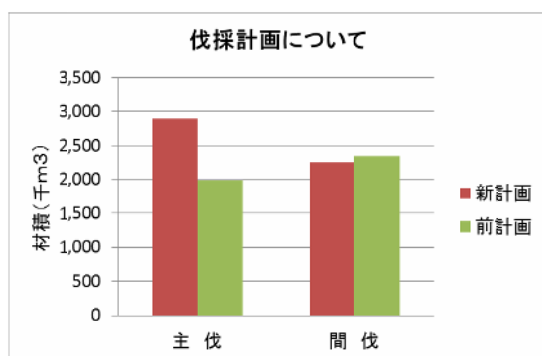
区分	総数	主伐	間伐
針葉樹	4,550	2,300	2,250
広葉樹	600	600	—
計	5,150	2,900	2,250

② 造林及び保育に関する事項

人工造林樹種については、その森林の重視する機能や自然環境に十分考慮するとともに、整備目標森林へ誘導するための保育管理を徹底する。天然更新についても同様に立地条件を考慮し、速やかな更新を図ることとし、必要に応じて更新促進のための更新補助作業を実施することとします。

単位：ha

総面積	人工造林	天然更新
9,200	4,000	5,200



③ 林道開設及び林産物の搬出に関する事項

開設する林道の路線位置及び構造は、利用区域森林の重視する機能とその保全に十分配慮し、森林資源の状況及び造林、保育、間伐、伐採等の施業の効率性、利用区域の規模等を勘案して計画する。木材生産機能を重視する森林においては、林道開設と併せて作業路網を整備し効率的な作業システムによる森林整備と木材生産を推進することとします。

単位（延長：km）

区 分	開 設		拡 張		
	路線数	延 長	改 良 箇所数	舗 装	
				路線数	延 長
総 数	188	631.0	76	46	145.7

④ 保安施設に関する事項

（保安林の配備計画）

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積を次のとおり計画します。

単位： h a

実面積	水源かん養保安林	災害防備等保安林	保健風致等保安林
40,500	27,400	13,000	1,550

注）実面積は2種類以上の重複を除いた面積

計画期末は平成37年3月31日

（保安施設等整備計画）

災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を次のとおり計画します。

治山事業施行地区数	213箇所
-----------	-------



II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積		面積 (ha)	備考
区	分		
総	数	190,555	()内は
市町村名			旧市町村名
市 町 村 別 内 訳	秋田市	(秋 田 市)	19,264
		(河 辺 町)	8,202
		(雄 和 町)	9,273
		合計	36,739
	大仙市	(大 曲 市)	2,652
		(神 岡 町)	616
		(西 仙 北 町)	10,534
		(中 仙 町)	1,523
		(協 和 町)	12,254
		(太 田 町)	829
		(仙 北 町)	17
		(南 外 町)	6,381
	合計	34,806	
	仙北市	(角 館 町)	5,225
		(田 沢 湖 町)	10,953
		(西 木 村)	9,236
		合計	25,414
	美郷町	(六 郷 町)	863
		(千 畑 町)	1,735
		(仙 南 町)	462
		合計	3,060
	横手市	(横 手 市)	4,428
		(増 田 町)	4,395
		(平 鹿 町)	567
		(雄 物 川 町)	2,754
		(大 森 町)	6,429
		(十 文 字 町)	3
(山 内 町)		17,219	
(大 雄 村)		18	
合計	35,814		
湯沢市	(湯 沢 市)	9,178	
	(稲 川 町)	3,355	
	(雄 勝 町)	13,033	
	(皆 瀬 村)	7,003	
	合計	32,569	
羽後町		13,882	
東成瀬村		8,270	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林整備課及び秋田、仙北、平鹿、雄勝地域振興局農林部森づくり推進課です。
- 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

全国森林計画に即して、積雪量が多く地質的にもぜい弱な山地が多い本計画区については、山地災害防止機能／土壤保全機能の増進に配慮し、間伐等の適切な実施や天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林を維持することとします。

また、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、これらの各機能に応じた多様な森林の整備及び保全を推進することとします。

なお、各機能を発揮する上で望ましい森林の整備及び保全の目標は次のとおりとします。

機能の区分	森林の整備及び保全の目標
水源涵養機能 <small>かん</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設等が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能の充実と各機能間の調整を図りつつ、適正な施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・森林レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能に配慮しつつ、森林の資源状況に応じた適正な森林施業の実施や、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組みの推進により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとします。

また、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年条例第61号）に基づき水

源森林地域に指定された森林を、水源涵養機能森林の中で重ねて設定することとします。
 なお、森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
<p>水源涵養機能森林</p> <p>水源森林地域</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺に位置する森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p> <p>水源森林地域は、水源かん養保安林、市町村森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとします。</p> <p>指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととします。</p>
<p>山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能森林</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、立地条件や県民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。</p>
<p>快適環境形成機能森林</p>	<p>県民の日常生活に密接に関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害の防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
<p>保健・レクリエーション機能森林</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設の伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
文化機能森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能森林	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
木材生産等機能森林	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とすることとします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。</p>

- 注) 1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御でききないため、期待される時に必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意するする必要があります。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地生のない機能であることに留意する必要があります。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

区 分		現 況	計画期末
面	育成単層林 (h a)	97,379	97,079
	育成複層林 (h a)	3,235	3,635
積	天然生林 (h a)	88,937	89,037
森林蓄積 (m ³ /h a)		237	262

- 注) 1 現況は平成26年3月31日現在の数値です。
- 2 森林蓄積は、立木地の蓄積です。
- 3 「育成単層林」とは森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林です。
- 4 「育成複層林」とは森林を構成する林木を択伐により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林です。
- 5 「天然生林」とは主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林です。

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全の推進に当たっては、国、県及び市町村が十分な連携を取りながら、

重視すべき機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めるものとします。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとし、次表に示す整備目標森林へ適確に誘導を図ることとします。

① 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次の a～d の事項に留意の上実施することとします。

a 主伐に当たっては（皆伐後人工造林を行う場合）、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1 箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとします。

また、林地の保全、雪崩、落石防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

b 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能との調和に配慮し、木材資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して多様化及び長伐期化を図ることとします。

c 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植込みを行うこととします。

d 皆伐後、かき起こし・刈払い等により天然更新を行う場合には、1 箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため10月から4月の間に伐採を行うこととします。

② 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次の a～d の事項に留意の上実施することとします。

a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととします。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとします。

b 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で

行うこととします。

c スギを主体とする複層林施業を行う場合は、当面、常時複層林の二段林施業によるものとし、造林に当たっては、当該森林の林分が市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上に達した森林について、主伐を実施して植栽することとします。

なお、造成後の上層木の主伐に当たっては、下層木に損傷を与えないよう伐採方法に留意することとします。

③ 天然生林

主として天然力を活用することにより、成立させ維持する森林施業は、次のa～bの事項に留意のうえ実施することとします。

a 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所についてはモザイク状に設置するなど分散等に配慮することとします。

b 択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うこととします。

整備目標森林への誘導方法

現況森林区分	伐採方法	施業方法	更新方法	整備目標森林区分
育成単層林	皆伐	①a. b. c	人工造林Ⅱ	育成単層林
		①a～d	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
	択伐	②a. c	樹下植栽	育成複層林
		②a. b	天然更新 (更新補助)	
育成複層林	択伐	②a. c	樹下植栽	育成複層林
		②a. b	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
天然生林	皆伐	③a	人工造林Ⅰ	育成単層林
		③a	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
	択伐	③b	樹下植栽	育成複層林
		③b	天然更新 (更新補助)	

注) 人工造林Ⅰ：天然生林→育成単層林、未立木地造林
 人工造林Ⅱ：育成単層林→育成単層林
 天然更新：ぼう芽更新または天然下種更新

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画で定める「樹種別の立木の標準伐期齢」についての指針は、主要樹

種ごとの平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

標準伐期齢の基準

地 区	樹 種 (年)						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
雄物川 地域森林計画区	50	40	40	35	50	60	25

注) 標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期の指標として定められるものであり、
 定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。
 また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

(3) その他必要な事項

木材等生産機能森林においては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りながら持続的・安定的に木材等を生産するために、成長量程度の伐採を行うこととします。

また、公益的機能を維持増進する必要のある森林については、市町村森林整備計画において伐採方法を特定し、環境に配慮した伐採に努めるものとします。

なお、保安林等法令により制限のある森林については、制限の目的の達成に必要な施業を行うこととするとともに、生物多様性の保全などにも配慮した伐採を行うこととします。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、立地条件、既往の造林地の生育状況勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等に優れている樹種を選定するものとし次のとおりとします。

- ・針葉樹はスギを主体に、広葉樹はケヤキ、キハダ、イヌエンジュ等の有用広葉樹を主体とします。天然更新の対象樹種は、アカマツ、ブナ、ナラ類を主体に定めるものとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

① 人工造林の植栽本数

植栽本数は、下表の植栽本数を標準として、生産材の目標、伐期等を勘案し次のとおりとします。

樹 種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
スギ	疎密度仕立て(収量比数0.5)	1,500~2,100
	疎~中庸密度仕立て(収量比数0.6)	~2,500
	中庸密度仕立て(収量比数0.7)	~3,000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、立地条件を考慮して定めるものとします。
 また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植

栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとしますが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとします。

② 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

雑かん木類、笹、雑草等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、発生した支障木等は筋条に集積するか、又は沢敷地等の植栽地外に集積することとします。

b 植付け方法

植栽時期は春又は秋植えとするが、極力乾燥時期を避け、必要に応じ植付けの方法も植え穴を大きくし丁寧植えを行う等、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林資源の積極的な造成と共に、林地の荒廃を防止するため、人工造林をともなうものにあっては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとし、ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間で更新を図るものとし、

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の対象樹種」についての指針は、立地条件、既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等に優れている樹種とし、次のとおりとします。

針葉樹及びブナ※、ナラ類※、クルミ類、クリ※、ケヤキ、ホオノキ※、サクラ類※、カエデ類※、トチノキ、シナノキ、センノキ、カンバ類等の広葉樹であって将来その林分において高木となりうる有用樹とします。

※は、ぼう芽更新が可能な樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

a ナラ類のぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～5本を目安として、ぼう芽整理を行うこととします。

b 笹や粗腐植の堆積等により更新を阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈払いを行うほか更新の不十分な箇所には植込みを行うこととします。

c ブナは種子の結実及び林床条件を考慮して、天然稚樹の発生、育成を促す地表処理、刈出し等の作業により更新を図ることとします。

d アカマツは伐採前又は伐採後に地床処理による天然更新補助作業を行うこととします。

e 伐採の一定期間の後に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実な更新を図ることとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」についての指針は、「秋田県人工林伐採跡地天然更新完了基準（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、伐採後5年を経過した時点で林地の更新状況を確認し、更新完了を判断することとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

主伐後の的確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ的確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民からの社会的要請などを勘案し、市町村森林整備計画において定められます。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
- b 有用天然木の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の進入が期待できない森林

(4) その他必要な事項

木材等生産機能森林については、森林資源の早期回復、公益的機能の維持を図るため、(1)のイに定める人工造林又は(2)のイに定める天然更新の指針により、確実な更実な更新を確保することとします。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」の指針は、森林計画区の標準的な森林の立地条件、既往の間伐方法等を勘案し、森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数方法等を次表のとおりとします。なお、1回当たりの間伐率(材積)は概ね30%とします。

生産目標	主伐までの目標
良質材生産	節などの形質の悪い木がない良質な小～中径材の生産を目指す
一般材生産	植栽や間伐のコストを抑えて、低コストな生産を目指す
大径材生産	天然秋田スギの代替えになるような良質な大径材の生産を目指す

樹種	生産目標 (植栽本数)	伐期 (年)	仕立て方 法	間伐の時期 (年)							備考	
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目		
スギ	良質材生産 (3,000本)	50	中庸密度 仕立	11~15	21~25	26~30	31~35	36~40				
		80		11~15	21~25	26~30	31~35	41~45	51~55	61~70		
	一般材生産 (3,000本)	50	中庸密度 仕立	16~20	21~25	26~30	36~40					初回は 除伐
		80		16~20	21~25	26~30	36~40	51~60				
	一般材生産 (2,500本)	50	中庸~疎 密度仕立	16~25	26~30	36~40						初回は 除伐
		80		16~25	26~30	41~45	56~65					
	一般材生産 (2,100本)	50	疎密度仕 立	16~25	31~40							初回は 除伐
		80		16~25	31~40	46~55	56~65					
	大径材生産 (3,000本)	100 以上	中庸密度 仕立	16~20	21~25	26~30	36~40	51~60	66~75	81~90	初回は 除伐	



高能率林業機械を活用した間伐作業

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「保育の作業種別の標準的な方法」についての指針は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、森林計画区における既往の保育方法を勘案して、時期、回数、作業方法等を次表のとおりとします。

<スギ人工林の保育の目安>

施業種	林 齢																												備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	26	30						
良質材生産	下刈	○	◎	◎	○	○	○	○	△	△	△																		
	除伐									○					○														
	枝打ち													○			○					○	○	○				枝下高8.0m	
	雪起し		△	△	△	△	△	△																					
一般材生産	下刈	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△																		
	除伐										○						△												
	枝打ち														○						○							枝下高4.0m	
	雪起し										○					○												雪害木は除伐時に対応	

◎：年2回実施 ○：年1回実施 △：必要により実施

(3) その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとします。

また、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図ることとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画で定める「公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域における森林施業の方法」に関する指針は次のとおりとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の機能と森林の整備及び保全の基本方針を踏まえつつ、これら公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することを基本とします。

また、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定めることとします。具体的には、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）等を参考にして、その機能の高度発揮が求められている森林について、一体的な森林整備を踏まえて定めることとします。

イ 森林施業の方法に関する指針

① 水源涵養機能維持増進森林の整備に関する指針

育成単層林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため皆伐面積の縮小・分散、標準伐期+10年以上の伐期の延長を図ることとします。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導することとします。公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なこの他の森林は、立地条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとします。

天然生林のうち、下層植生等の状況から公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林については、更新補助作業により育成複層林に誘導することとします。

② 山地災害防止等機能維持増進森林の整備に関する指針

育成単層林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため伐採面積の縮小・分散、伐期の長期化を図ることとします。

原則として、間伐や帯状又は群状の小面積皆伐による複層林施業を推進し、育成複層林に誘導することとします。急傾斜の森林又は成長量の低い森林や、複層林施業によっては

公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進するほか、立地条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとします。適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業（標準伐期のおおむね 2 倍以上）を推進することとします。

育成複層林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することとします。

天然生林のうち、下層植生等の状況から公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林については、更新補助作業により育成複層林に誘導することとします。

③ 快適環境形成機能、保健文化等機能維持増進森林の整備に関する指針

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を維持するための施業（快適環境形成機能）や、憩いと学びの場を提供する観点・美的景観に配慮した施業（保健文化機能）を推進することとします。

育成単層林については、森林景観の創出等の観点から、間伐や帯状又は群状の小面積皆伐による複層林施業を推進し育成複層林に誘導するか、又は立地条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとします。適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業（標準伐期のおおむね 2 倍以上）を推進することとします。

育成複層林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とします。

なお、地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進することとします。

④ ①～③に掲げる森林のうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の指定基準

1) 複層林施業を推進すべき森林

a 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採方法を定める必要がある森林（山地災害防止等機能維持増進森林）地形、地質、土壌等の条件から、伐採方法を特定しなければ土砂の崩壊若しくは流出、雪崩又は落石を引き起こし農地、森林の土地又は道路その他の施設を損傷するおそれのある森林

b 生活環境の保全及び形成のため伐採方法を定める必要がある森林（快適環境形成機能維持増進森林）

都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林又は気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

c 自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林（保健文化等機能維持増進森林）

湖沼、瀑布等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、森林美を有する森林

で主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林又は希少な生物の保護のため必要な森林

2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

a 水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林（水源涵養機能維持増進森林）

地形、気象条件等から、裸地化の影響が大きく、伐採面積の縮小・分散を図る必要がある森林

3) 土壌を改良する必要がある森林

せき悪林地等で、土壌の理化学性を改良するため、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分の補給を行う必要がある森林

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形・地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定めることとします。

イ 森林施業の方法に関する指針

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとします。

なお、木材の生産機能の維持増進を図る森林における主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、長伐期化を含めた伐採時期の多様化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

(3) その他必要な事項

公益的機能別施業森林等の設定に当たっては、自然的社会的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めることとします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」を達成するため、路網の骨格としての林道や森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を推進することとします。特に、平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道路網整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとします。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

○基幹路網の現状

単位 延長：k m

区 分	路線数	延 長
基幹路網	412	911
うち林業専用道	7	6

(注) 1 「基幹路網」とは、林道及び林業専用道を言います。

2 出典：平成25年度版秋田県林業統計ほか



(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

森林施業等の効率的な実施のため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムに対応したものとします。

その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは次のとおりとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	作業システム（高性能林業機械）
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	100m/ha以上	〔伐木・造材〕 〔搬出〕 ハーベスタ フォワーダ
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	75m/ha以上	〔伐木・造材〕 〔搬出〕 ハーベスタ フォワーダ
	架線系	25m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 〔搬出〕 スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	60m/ha以上	〔造材〕 〔搬出〕 プロセッサ フォワーダ
	架線系	15m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 〔搬出〕 スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
急峻地 (35° ~)	架線系	5m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 タワーヤーダ プロセッサ



ハーベスタ作業（伐木・造材）



フォワーダ作業（搬出）

（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

間伐等の森林施業を実施する計画があり、基幹路網を開設する必要がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設林道がなく基幹路網の開設が必要な区域を、市町村森林整備計画における「路網整備推進区域」として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとします。

（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備にあたっては、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁

長官通知)及び森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本とし、県が定める林業専用道取扱指針及び森林作業道作設指針に則り開設することとします。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林を定めます。

この場合の搬出方法は、地表の損傷を極力避けるため、ウインチ等による集材を採用することにより、重機械類の林内走行を極力控え、集材路等についても既存路網の使用を主体に路網の新設を最小限にとどめるようにします。

(6) その他必要な事項

林道等路網の開設にあたっては、効率的な森林施業を確保するため、土場、作業施設その他森林整備に必要な施設の整備と一体となって計画的に実施するものとします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に実施するため、計画区内の市町村、森林・林業、木材産業等関係者の合意形成を図り、次の事項について、計画的かつ総合的に推進することとします。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等への働きかけ、情報の提供などの普及啓発活動、地域協議会の開催を積極的に行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。特に、小規模な森林所有者や不在村森林所有者等の適正な森林施業を促進するため、長期的な森林施業の受委託を促進するものとします。

また、市町村及び森林組合等による普及啓発活動の促進等を通じて、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を推進するものとします。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとします。

さらに、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進することとします。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従事者の養成・確保のため、新たな研修機関である「秋田林業大学校」を活用した高い技術と知識を持った林業就業者の育成とキャリア形成支援、並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保及び事業量の安定確保など雇用条件の改善に努めるものとします。

また、林業労働従事者の確保においては、秋田県林業労働対策基金等の有効活用を図り、就労環境の整備や就労条件の改善により雇用の定着を促進する必要があります。

森林組合を中心とする林業事業体を育成するためには、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化等を促進するなど体質強化を図るものとします。

また、林業労働力確保支援センターや流域林業活性化センター等との連携により各種制度を活用し、労働条件の改善や新しい生産・作業システムの導入を促進します。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業生産性の向上、労働生産性の向上及び労働強度の軽減をはかるほか、労働環境の快適性、若年者の定着促進を図るため、ハーベスタ、プロセッサ、スイングヤーダ等の高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

導入に当たっては、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者を養成するとともに、より効率的な作業が展開できる林道、作業道等の路網整備を推進するものとします。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

森林所有者、素材生産者等の関係者が一体となって需要見込みに応じた計画的な素材生産を進めるとともに、需要者ニーズに応じた仕分け、はい積みなどの徹底、情報化による取引先とのネットワーク強化や山元から工場への直送システムの構築など効率的な供給体制を整備するものとします。

また、木材・木製品の高付加価値化を図るとともに、流通・加工コストの低減や供給ロット拡大を通じ、需要者ニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制整備を図るものとします。

一方、木材の利用促進については、地域の木材加工・流通業者と建築設計業者のグループ化を推進し住宅や公共建築物への製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心とした木質資材の活用を推進するものとします。

ア 木材流通の合理化

当計画区には4原木市場が点在し、スギ素材の市場経由率も高くなっています。しかし、1市場あたりの原木取扱量は小規模で原木価格が低迷する中、需要者ニーズに応じた仕分け、はい積みなどの徹底、情報化による取引先とのネットワーク強化や山元から工場への直送システムの構築など、効率的な市場運営の機能強化が求められています。

イ 生産体制の整備と利用の促進

当計画区内の製材工場は一次製材加工が大半を占めていますが、全国的な在来軸組工法

プレカット化が進む中で、同計画区内ではプレカット専門工場が2工場稼働しています。今後も二次製材加工化の促進を図るとともに、間伐材や一般材の生産増加に対処するための量産工場の育成が求められています。一方、地域の木材加工・流通業者と建築設計業者のグループ化を推進し、住宅や公共建築物への製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心とした木質資材の活用を推進する必要があります。

ウ 関係者の合意形成

雄物川流域林業活性化センターを中心となり平成23年に策定した「雄物川流域森林・林業アクションプランⅡ」に基づき、川上から川下までの林業・木材産業が一体となつての合意形成に努め、工業製品としての条件を備えた、付加価値の高い木材・木製品を安定的に供給できる基地づくりを目指します。

(5) その他必要な事項

新規就労者の確保、定着を図るため、UJIターン者をはじめ就業希望者を対象とした技能、技術の取得のための研修会等を実施するなど、(財)秋田県林業労働対策基金等の林業関係団体と連携し、新規就労の円滑化を図るものとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質の変更に当たって水資源の涵養、土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して次のとおり定めます。

単位:ha

区分	面積	留意すべき事項
総数	42,059	1. 保安林等制限林 制限林については、制限林の施業方法によるものとする。 2. その他の地域 森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊防止に留意するものとする。
秋田市	4,251	
大仙市	2,975	
仙北市	5,131	
美郷町	553	
横手市	11,534	
湯沢市	11,276	
羽後町	2,819	
東成瀬村	3,520	

注) 森林の地区は参考資料2(5)の制限林の種類別面積と同一です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和に留意することとします。

また、土砂の流出又は崩壊、水害の発生を防止し、又は地域における水源の確保、環境の保全を図るため、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境保全のための森林の配置等適切な措置を講ずることとします。

(4) その他必要な事項

土砂の流出や崩壊の恐れがある地域については、樹根等による土壌保全機能を高めるため、複層林施業や長伐期施業を推進することとします。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、計画的に配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし

(3) 治山事業に関する方針

地域住民の安全・安心を確保するため、また、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、治山施設の整備を計画的に推進することとします。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

保安林の指定目的に即して機能していない森林については、特定保安林として指定し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。特に、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、関係市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等、標識の設置、巡視・指導の徹底等を適正に行うこととします。

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交の育成複層林の造成等行うとともに、日常の管理を通じて防除対策の充実に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のため健全な松林の整備と防除対策の

重点化等地域や被害程度に応じた被害対策を進めるとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び将来的には抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換を図ることとします。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとします。

また、ナラ枯れ被害については、徹底した監視を行うとともに、市町村と連携し保全すべきナラ林を特定し、被害対策を推進します。その他のナラ林については、資源としての利活用を促進し、ナラ枯れに強い若い森林に更新するよう普及啓発を行います。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策等との連携を図り、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備及び保全を図ることとします。

なお、ニホンジカについては県内各地で目撃が報告されていることから、関係行政機関でニホンジカに関する情報収集と共有化を図ることとしています。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適宜実施するなど、関係者が一体となり、巡視・啓発活動を推進することとします。また、病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第21条の規程に基づく市町村長による許可を受けて行うものとします。

(4) その他必要な事項

特になし



第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能や文化機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとします。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向等から見て、森林の保健増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、複層林施業及び広葉樹林の育成など多様な施業を森林の特色を踏まえて実施することとします。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮するとともに、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ整備することとします。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の動向を踏まえて、森林及び施設の円滑な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全確保に留意することとします。



第6 計画量等

1 伐採立木材積

伐採立木材積については、次のとおりとします。

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間伐	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	
総 数	5,150	4,550	600	2,900	2,300	600	2,250	
前 期	2,450	2,150	300	1,450	1,150	300	1,000	
後 期	2,700	2,400	300	1,450	1,150	300	1,250	
市町村別内訳	秋 田 市	993	877	116	559	443	116	434
	大 仙 市	941	831	110	530	420	110	411
	仙 北 市	687	607	80	387	307	80	300
	美 郷 町	83	73	10	47	37	10	36
	横 手 市	968	855	113	545	432	113	423
	湯 沢 市	880	778	103	496	393	103	385
	羽 後 町	375	331	44	211	168	44	164
	東 成 瀬 村	224	197	26	126	100	26	98

2 間伐面積

間伐面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区 分	間伐面積	
総 数	23,000	
前 期	11,500	
後 期	11,500	
市町村別内訳	秋 田 市	4,434
	大 仙 市	4,201
	仙 北 市	3,067
	美 郷 町	369
	横 手 市	4,323
	湯 沢 市	3,931
	羽 後 町	1,676
	東 成 瀬 村	998

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新	総数	
総 数	4,000	5,200	9,200	
前 期	1,200	2,250	3,450	
後 期	2,800	2,950	5,750	
市町村別内訳	秋 田 市	771	1,003	1,774
	大 仙 市	731	950	1,680
	仙 北 市	533	694	1,227
	美 郷 町	64	84	148
	横 手 市	752	977	1,729
	湯 沢 市	684	889	1,572
	羽 後 町	291	379	670
	東 成 瀬 村	174	226	399



高校生による植樹活動

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 市町村別内訳表

林道の開設又は拡張に関する計画については、次のとおりとします。

単位（延長：km、面積：ha）

区 分	開 設			拡 張			備 考
	路線数	延 長	利用面積	改 良 箇所数	舗 装		
					路線数	延 長	
総 数	188	631.0	38,566	76	46	145.7	
前 期	96	328.3	20,830	35	35	122.8	
後 期	92	302.7	17,736	41	11	22.9	
秋田市	31	96.0	6,205	11	5	16.0	
大仙市	27	79.6	3,812	17	8	36.1	
仙北市	35	115.2	8,559	19	10	17.4	
美郷町	2	10.2	304				
横手市	47	187.71	10,553	2	2	5.1	
湯沢市	37	113.6	7,549	21	12	46.6	
羽後町	4	10.9	376	3	3	9.2	
東成瀬村	5	17.8	1,208	3	6	15.3	
合 計	188	631.0	38,566	76	46	145.7	

注) 前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。



林道等路網の整備

(2) 箇所別内訳表 (開設/新設・改築)

単位 (延長 : km、面積 : ha)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	(延長)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	図面番号	備 考			
			旧市町村名									
自動車道	林業専用道	秋田市	秋田市	新山三内	1.2	1,121	○		一部改築			
				小山田	2.5	93	○					
				貝の沢	1.4	113	○					
				湯の里道川	5.0	153	○					
				啞市	4.5	256						
				新山	6.4	270						
				小山田	1.1	65						
				豊巻	2.1	53						
				杉沢	1.5	78						
				山谷畑	1.2	280						
				羽川	2.1	120						
				地主	1.3	310						
				下浜長浜	1.6	150						
				上皿見内	3.5	430						
			林業専用道	林業専用道	秋田市	河辺町	新山沢	1.5	151	○		
							鎌倉	1.5	119	○		
							唯鳩沢	1.9	113	○		
							宇利沢	2.4	165			
							内沢	3.0	113			
							会沢	2.5	65			
							みさご沢	2.3	64			
							鳥越	3.6	126			
							松木沢	3.5	210			
	御倉岩	3.0					175					
	林業専用道	林業専用道	秋田市	雄和町	萱ヶ沢第一	7.0	261	○				
					萱ヶ沢第二	6.0	286	○				
					大柳	2.6	100	○				
					大沢	8.0	250					
				小計		31	96.0	6,205	10			
				大仙市	大曲市	仁応寺	0.5	210	○			
						熊沢	2.2	80				
	深沢	2.0	170									
	地藏田	2.2	110									
	熊沢石持	3.3	130									
	中山荒山台	2.6	87									

自動車道	林業専用道 林業専用道	大仙市	西仙北町	畑の沢青平	3.1	107	○		
				中沢中長根	3.5	86	○		
				大佐沢	4.0	277			
				滝尻沢	2.1	159			
				小西又沢	2.3	81			
				上田の沢	2.6	87			
				前田面	2.8	134			
				源四郎沢	2.0	107			
				石仏沢	2.0	117			
				明光沢岳	2.5	125			
				正手沢	3.5	250			
				外堤	3.0	155			
				林業専用道	中仙町	協和町	栗沢・大神成	1.4	92
	芹沢	1.5	86				○		
	樺坂	2.0	114				○		
	前沢	8.5	538				○		
	向築茂	8.0	181				○		
	七袋	1.5	50				○		
	林業専用道 林業専用道 林業専用道	太田町	南外村	真木根堀	3.0	95	○		
				矢向	5.0	119	○		
				北田山田ヶ沢	2.5	65	○		
		小計		27	79.6	3,812	12		
	林業専用道 林業専用道 林業専用道	仙北市	角館町	内沢入角山	6.5	307	○		
				西長野・相沢	6.5	1,040	○		
				角館山沢	7.5	1,238	○		
				古寺	7.5	167	○		
				熊堂・野田	4.6	81	○		
			田沢湖町	谷地ノ沢	5.0	267	○		
				鹿の作	4.5	123	○		
				沢口	1.5	117	○		
				日影	1.5	143	○		
				おばこ沢	1.5	96	○		
				大和田	1.8	95			
				町田	2.2	248			
				田向	3.5	148			
				滝ノ沢	2.1	78			
				岡崎	2.0	85			
				大森山	5.5	440			
				笹森山	3.5	245			
				向小和瀬	2.5	150			
				宝仙台	2.0	81			
	金堀沢	2.0	95						

自動車道	林業専用道	西木村	ビンザ森	11.0	1,110	○			
			二神山	2.1	158	○			
			六郷沢	2.2	269	○			
			大浦大石	3.3	390	○			
			長沢2号	1.2	59	○			
			沢口	2.5	117	○			
			福坂	1.4	234	○			
			梨子木台	1.0	73	○			
			大羅迦内支	2.0	80	○			
			上大沢	2.0	160				
			岩の目沢	4.5	241				
			黒沢	2.0	110				
			木田	1.8	106				
			湯尻	2.5	150				
			上浦支内沢	2.0	58				
			小計		35	115.2	8,559	19	
	美郷町	六郷町	湯尻・竜川	0.5	83	○			
		千畑町	浪花	9.7	221	○			
	小計		2	10.2	304	2			
	林業専用道	横手市	横手市	金沢	8.2	185	○		
				前郷	8.0	110	○		
				無沢	3.2	368			
				中沼	9.4	225			
				上板ヶ沢	3.0	159			
				大屋沢	4.5	186			
				回立	2.0	186			
				柳沢	3.0	192			
				滝の沢支線	2.5	105			
				漆原	2.0	162			
				増田町	小栗山	2.6	182	○	
	菅生沢	0.7	102		○				
	与三畑	2.5	178						
	武道支線	2.0	189						
	堂ヶ沢	2.0	197						
	味ヶ沢	3.5	165						
	吉家沢	2.5	193						
	荒治郎沢	2.0	192						
	雄物川町	北ノ沢	3.2	203	○				
		地竹沢	1.5	419	○				
		東ノ沢	3.0	306					
		西ノ沢	3.8	215					
		小野田	3.3	191					
	林業専用道								

自動車道	林業専用道		大森町	黒沢	1.8	87	○		
				六盃堀戸	0.5	438	○		
				坂部	9.1	126	○		
				前田	8.0	168	○		
				真山石高	5.2	208			
			山内村	南郷	13.7	245	○		
				黒沼	5.4	115	○		
				焼山	1.3	17	○		
				上屋敷	3.7	120	○		
				赤倉沢	4.8	210	○		
	黒沢	5.7		204	○				
	外山	4.2		124	○				
	大倉沢	1.5		30	○				
	金山	3.5		841	○				
	南俣沢	10.0		700					
	矢萩沢	7.1		618					
	赤水沢	4.0		398					
	ワサビ	3.0		331					
	カラムシ	4.0		299	○				
	沢田	3.0		213					
	文内山	4.4	206						
	甲	3.8	192						
	叔父台	0.8	20	○					
	南郷支線	0.8	33						
	小計		47	187.7	10,553	21			
	林業専用道	湯沢市	湯沢市	石塚	1.8	304	○		
				大荒沢	1.2	109	○		
				御獄	1.3	127	○		
				山谷	1.6	279	○		
				須川・高松	5.0	260	○		
				七十刈	1.6	404	○		
				関口相川	5.5	498			
				山谷杉沢	2.5	213			
				戸石崎	2.2	126			
大荒沢				2.2	154				
八幡山				2.0	145				
カクルミ				2.8	143				
落				3.5	138				
山居沢				4.5	197				
吉ヶ沢	4.5	189							
三途川	3.4	213							

自動車道	林業専用道		稲川町	平場	2.4	254	○				
				玉ヶ沢	3.0	106	○				
	萱又			0.9	118	○					
	大小沢			0.8	174	○					
	下宿			0.6	65	○					
	林業専用道		林業専用道	雄勝町	中ノ沢	3.0	138	○			
					大沢・熊ノ沢	5.0	282	○			
	綴子沢		2.6		158	○					
	南の沢		1.8		165	○					
	三ツ村		8.6		205						
	東沢		6.1		428						
	小沢		8.0		200						
	川井		2.6		80	○					
	林業専用道		林業専用道		皆瀬村	小安沢	3.7	802	○		
						貝沼若畑	1.9	44	○		
				白沢		0.8	84	○		起点	
				畑等		5.0	325				
				黒森		4.8	181	○			
				上生内		0.5	30	○			
				松森		2.9	106	○			
棚場		3.0		105		○					
小計		37	113.6	7,549	23						
林業専用道	林業専用道	羽後町	中の沢	2.0	133	○					
			仙道沢	2.6	129	○					
風谷山	4.4		83	○							
上乙泉	1.9		31	○							
小計		4	10.9	376	4						
自動車道	林業専用道	林業専用道	東成瀬村	砥沢	2.2	425	○				
				鳥谷沢	6.0	360	○				
大深沢	3.6	189		○							
柳沢	3.0	151		○							
土ヨロ	3.0	83		○							
小計		5	17.8	1,208	5						
合 計				188	631.01	38,566	96		0		

- 注) 1 終点側の林道は路線数として数えない。
2 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。
3 区分に記載のない路線は林道

(2) 箇所別内訳表 (拡張/改良)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	改 良 箇所数	前半5カ年の計 画箇所	図面 番号	備 考	
			旧市町村名						
自動車道		秋田市	秋田市	国見山	1	○			
				道川	1	○			
				湯の里	1	○			
				黒川	1	○			
				無知志沢	1	○			
			河辺町	福田	1				
				小出沢	4				
		丸舞		1	○				
		小計		8	11	6			
		大仙市	西仙北町	杉山沢	1				
				諏訪山	5				
				椿沢	1				
			中仙町	小滝支	1	○			
			協和町	板井沢	3				
				沢内水沢	1	○			
				石森	1	○			
				出羽湯の沢	1				
			南外村	六郷沢	1	○			
				上荒沢	2	○			
		小計		10	17	5			
		仙北市	角館町	堤沢	1				
				長坂	1				
				山崎	1				
				鬼壁	2				
				野田	1				
			田沢湖町	黒沢野	2				
				手倉野	4	○			
			西木村	坂本	1	○			
				比内沢	1	○			
				堀内	1	○			
				小滝	1	○			
				土熊沢	1				
				渋谷沢	1				
			篠路支	1	○				
		小計		14	19	6			
		横手市	雄物川町	外稗作	1	○			
			山内村	大穴峠	1				
		小計		2	2	1			

自動車道		湯沢市	湯沢市	若畑中新田	2			皆瀬村と同じ	
				東角	3				
				中山	1				
				杉沢	1				
				山院	3	○			
			稲川町	国見	1	○			
			雄勝町	登川山の田	4	○			
			皆瀬村	若畑中新田	4			湯沢市と同じ	
				稗田沢	2	○			
		小計		9	21	4			
		羽後町		登河	2	○			
				登川山の田	1	○			
		小計		2	3	2			
		東成瀬村		大日向	3				
		小計		1	3	0			
		合 計			46	76	24		

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/舗装)

単位 (延長 : km)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	延 長	前半5カ年の 計画箇所	図年 番号	備 考		
			旧市町村名							
自動車道		秋田市	秋田市	榎田	3.0	○				
				黒川	1.7	○				
				道川	1.5	○				
				青長根桧沢	8.7	○				
			河辺町	丸舞	1.1					
		小計		5	16.0	4				
		大仙市	協和町	峰吉川	12.9	○				
				沢内水沢	10.0					
				滝ノ沢	0.5					
				第2滝ノ沢	3.5					
			南外村	松木沢	4.5	○				
				水沢々	0.5					
				木直沢	0.8	○				
				上荒沢	3.4	○				
		小計		8	36.1	4				
		仙北市	角館町	大沼	2.5	○				
				野田	1.0					
				田中月見堂	1.3					
				西沢一ツ森	1.6					
				高野	4.0	○				
			田沢湖町	高野	1.5	○				
			西木村	上荒井	0.8	○				
				菅谷	0.8	○				
				小波内	0.5	○				
				小比内沢	3.4	○				
			小計		10	17.4	7			
			横手市	雄物川町	鍛冶台	4.6	○			
		内野沢			0.5	○				
		小計		2	5.1	2				
		湯沢市	湯沢市	湯沢城趾	2.3					
				杉沢	0.6					
				川前	5.4	○				
				山院	11.6	○				
				大台	2.7	○				
				蓮台寺	6.3	○				
				芦ヶ沢	3.2	○				
			稲川町	久保山戸波	1.4	○				
			雄勝町	登川山の田	5.0	○				
				第2大清水	5.5	○				

自動車道	湯沢市	皆瀬村	沖の沢火石田	0.5				
			若畑中新田	2.1	○			
	小計		12	46.6	9			
	羽後町		登川山の田	3.0	○			
			太平山	2.3	○			
			鍛冶台	3.9	○			
	小計		3	9.2	3			
	東成瀬村		豊ヶ沢	1.2	○			
			白滝	2.0	○			
			肴沢	2.6	○			
			大日向	2.9	○			
			大沢滝ノ下	3.9	○			
			狙半内	2.7	○			
	小計		6	15.3	6			
	合 計			46	145.7	35		

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積を次のとおり定めます。

単位：h a

保安林の種類	面積	備考
総数（実面積）	40,500	
水源かん養のための保安林	27,400	
災害防備のための保安林	13,000	
保健、風致の保存等のための保安林	1,550	

注1 総数欄は、2以上の目的を達するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積を次のとおり定めます。

単位 面積：ha

指 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積 ha	指定又は解除を必要とする理由	
		市町村	旧市町村名	区域			
指 定	水源かん養	秋田市	秋田市	太平山谷		水源のかん養	
				金足黒川			
				河辺町			河辺神内 河辺和田 河辺北野田高屋 河辺岩見
			雄和町	雄和種沢 雄和女米木			
			大仙市	西仙北町			円行寺 大沢郷宿 刈和野 土川
							中仙町
				協和町			協和荒川 協和稲沢 協和峰吉川 協和船岡 協和上淀川
							太田町
				南外村			中荒川 松木沢 南外 坊田黒沢 南外外小友 巢ノ沢
		仙北市		角館町			角館町白岩 角館町白岩
			田沢湖町	田沢湖玉川 田沢湖卒田 田沢湖生保内			
			西木村	西木町桧木内 西木町小山田 西木町上桧木内 西木町西明寺			
		美郷町	千畑町	千屋 黒沢			

指 定	水源かん養	横手市	横手市	睦成 金沢	1,636	水源のかん養
			増田町	増田町吉野 増田町戸波 増田町狙半内		
			平鹿町	平鹿町醍醐		
			雄物川町	雄物川町二井山 雄物川町大沢		
			大森町	大森町八沢木 大森町猿田 大森町上溝 大森町坂部		
			山内村	山内大松川 山内黒沢 山内南郷 山内平野沢 山内土渕		
		湯沢市	湯沢市	関口 松岡 宇留院内 石塚 上関		
			雄勝町	下院内 上院内 秋ノ宮 桑崎		
			皆瀬村	畑等		
		羽後町		中仙道 上仙道 下仙道 軽井沢 飯沢 田代		
東成瀬村		椿川 田子内				

単位 面積：ha

指 定 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積 ha	指定又は解除を必要とする理由
		市町村	旧市町村名	区域		
指 定	災害防備	秋田市	秋田市	下北手宝川 太平中関 下浜名ヶ沢 仁別 下浜八田 上北手猿田 下北手通沢 上新城道川 下新城小友 添川 豊岩豊川 上新城中		土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 防風の防備 干害の防備 なだれ等の防備
		河辺町	河辺神内 河辺三内 河辺岩見			
		雄和町	雄和女米木 雄和平尾鳥 雄和相川			

指 定	災害防備	秋田市	雄和町	雄和萱ヶ沢 雄和下黒瀬 雄和左手子 雄和種沢	土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 防風の防備 干害の防備 なだれ等の防備
		大仙市	大曲市	内小友 花館	
			西仙北町	大沢郷宿 土川 高城 正手沢 大沢郷寺 刈和野	
			協和町	協和荒川 協和船岡 協和中淀川 協和境 協和峰吉川	
			太田町 南外村	太田町太田 南外 南外外小友	
			仙北市	角館町	
		田沢湖町		田沢湖生保内 田沢湖玉川 田沢湖田沢 田沢湖梅沢	
		西木村		西木町上桧木内 西木町西明寺 西木町桧木内	
		美郷町	千畑町	千屋 金沢東根	
		横手市	横手市	金沢 睦成	
			増田町	増田町増田 増田町亀田 増田町戸波	
			平鹿町	平鹿町醍醐	
			雄物川町	雄物川町大沢 雄物川町二井山	
			大森町	大森町八沢木 大森町 大森町上溝 大森町坂部 大森町猿田 大森町坂井田	
			山内村	山内大松川 山内土淵 山内小松川 山内平野沢 山内筏 山内南郷	
		湯沢市	湯沢市	高松 関口	
			稲川町	稲庭町 駒形町（八面） 駒形町（東福寺）	
			稲川町	川連町（川連） 三梨町（三梨）	

指 定	災害防備	湯沢市	雄勝町	下院内 上院内 秋ノ宮 泉沢 小野	1,372	土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 防風の防備 干害の防備 なだれ等の防備
			皆瀬村	皆瀬（畑等） 皆瀬（川向）		
		羽後町	中仙道 下仙道 上仙道 西馬音内堀廻 田代 軽井沢 飯沢 水沢			
		東成瀬村	椿川 岩井川 田子内			

単位 面積：ha

指 定 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積 ha	指定又は解除を必要とする理由
		市町村	旧市町村名	区域		
指 定	保 健	秋田市	河辺町	河辺岩見	90	保健休養機能の増進 風致の保全
		大仙市	中仙町	長野（八乙女山）		
			太田町	太田町太田		
		仙北市	西木村	西木町西明寺		
		美郷町	千畑町	金沢東根		
		横手市	大森町	大森町八沢木		
			山内村	山内土淵		
		湯沢市	雄勝町	小野		
			稲川町	駒形町（八面） 稲庭町		
		東成瀬村		椿川		
合 計				3,087		

単位 面積：ha

指 解 除 別	種 類	森林の所在		面 積 ha	指定又は解除を必要とする理由
		市 町 村 (旧市町村)			
解 除	水源かん養	秋田市、仙北市、横手市、湯沢市		8	公益上の理由 指定理由の消滅による
	災害防備	秋田市、大仙市、仙北市、横手市 東成瀬村		9	
	保 健	秋田市		4	
合 計				21	

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養	0	100	560	560	460
災害防備	0	40	240	240	200
保健・風致	0	10	40	40	20

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在			治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の計画		
秋田市	秋田市	新屋	2	2	本数調整伐・植栽工	
		浜田	2	2	本数調整伐	
		飯島	2	1	本数調整伐・植栽工	
		添川	1	1	山腹工	
		下浜羽川	1	1	本数調整伐	
		下浜名ヶ沢	1	1	山腹工	
		下浜長浜	2	1	本数調整伐	
		下浜桂根	1	1	本数調整伐	
		仁別	1		溪間工	
		下新城	2	1	山腹工	
		上新城	1	1	溪間工	
		下北手	1		山腹工	
	河辺町	神内	1		溪間工	
		岩見	3	2	溪間工	
		三内	2	1	溪間工	
	雄和町	女米木	2		溪間工	
		平尾島	1	1	溪間工	
		神ヶ村	1		山腹工	
		萱ヶ沢	2	1	山腹工	
		相川	2		溪間工	
		種沢	2	1	溪間工	
左手子		1		溪間工		
繫		1		溪間工		
碓田		1	1	山腹工		
大仙市	神岡町	神宮寺	1		溪間工	
		刈和野	1	1	山腹工	
	西仙北町	大沢郷	2	1	山腹工	
		土川	2	1	本数調整伐	
		正手沢	1	1	山腹工	
	中仙町	長野	1	1	本数調整伐	
		協和町	荒川	2	1	溪間工
	峰吉川		2	1	山腹工	
	協和境		1		山腹工	
	上淀川		1	1	山腹工	
	南外村	4	1	溪間工		
	太田町	太田	1		本数調整伐	
仙北市	角館町	白岩広久内	2	1	溪間工	
		白岩	1	1	溪間工	
		八割	1		山腹工	
		下延	1		山腹工	
	田沢湖町	生保内	6	3	溪間工	
		田沢	2	1	溪間工	
		玉川	2	1	溪間工	
		神代	1	1	溪間工	
		梅沢	2	1	溪間工	
		梅内	1	1	溪間工	
	西木村	西明寺	2	1	山腹工	
		上桧木内	4	2	溪間工	
桧木内		4	2	溪間工		
美郷町	六郷町	六郷東根	2	1	溪間工	
		千畑町	金沢東根	1	1	本数調整伐
	千屋		1	1	溪間工	
	黒沢		1		溪間工	
横手市	横手市	金沢	1	1	溪間工	
		杉沢	2	1	本数調整伐	
		睦成	3	2	溪間工・本数調整伐	
		大屋寺内	1		本数調整伐	
横手市	増田町	狙半内	2	1	溪間工	
		亀田	1		本数調整伐	
		吉野	2		溪間工	

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考	
市町村	旧市町村	区 域	前半5カ年の計画				
横手市	平鹿町	醍醐	1		溪間工		
		雄物川町	大沢	2	2	溪間工・本数調整伐	
	二井山		1	1	溪間工		
	八沢木		1	1	溪間工		
	大森町	坂部	1	1	溪間工		
		上溝	1	1	山腹工		
		八沢木	6	3	溪間工		
		猿田	1		山腹工		
		土淵	1	1	本数調整伐		
	山内村	平野沢	2	1	本数調整伐		
		大松川	5	3	溪間工		
		小松川	2	1	溪間工		
		南郷	3	1	溪間工		
		三又	4	2	本数調整伐		
		黒沢	4	1	本数調整伐		
筏		1	2	本数調整伐			
松岡		3	1	本数調整伐			
湯沢市	湯沢市	山田	4	1	溪間工		
		関口	3	1	溪間工		
		高松	4	2	溪間工		
		宇柵内沢川	2	2	山腹工		
		酒蒔	3	3	山腹工		
		石塚	1	1	本数調整伐		
		稲川町	東福寺	2	1	本数調整伐	
			宮田	1	1	山腹工	
	三梨		2	1	溪間工		
	稲庭		1	1	溪間工		
	雄勝町	駒形	1	1	山腹工		
		泉沢	1	1	山腹工		
		小野	2	1	溪間工		
		上院内	4	3	溪間工		
		下院内	3	3	溪間工		
	皆瀬村	秋ノ宮	5	4	溪間工		
		畑等	5	3	溪間工・本数調整伐・山腹工		
		川向	4	2	溪間工		
		軽井沢	1	1	溪間工		
	羽後町	上到米	1	1	山腹工		
		水沢	1		本数調整伐		
田代		4	2	溪間工			
中仙道		2	1	溪間工			
上仙道		1	1	溪間工			
飯沢		1	1	溪間工・本数調整伐			
西馬音内堀廻		1	1	溪間工・山腹工・本数調整伐等			
東成瀬村		岩井川	5	3	溪間工・山腹工		
	田子内	3	1	溪間工			
	椿川	5	3	地下水排除工・山腹工・溪間工			
合 計			213	120			



木製残存型柵を使用した治山ダム工



木製治山ダム工（オールウッド）

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施行の方法及び時期

特定 保安林	市町村	要整備森林			実施すべき施業の方法及び時期等				その 他必 要な 事項	旧町村 名	
		番号	所 在		面積	伐 採					
			位 置	林小班		種類	面積	方法			時期
水源 かん養	横手市	1	焼止 ほか	18- 8~ 10, 20, 21, 23, 24, 26~29, 31, 32, 34, 37, 38, 40, 42, 43, 45~47, 49, 50~56, 58, 59, 61, 63~65 19- 1~3, 10, 11, 21~26, 28~45, 47~51 20- 19, 24~33, 45, 46, 60, 61 21- 5, 13~17, 19, 20 22, 23, 27, 28, 30, 31, 33, 34, 39, 46	99.70	間伐	42.86	間伐率20%	H29.3.31		横手市
水源 かん養	横手市	2	城付 ほか	34- 9, 25, 26, 29, 30, 35- 2, 4, 8, 9, 11, 22, 23, 28, 31, 34, 35, 36 36- 5, 8, 9, 16, 24, 28, 31, 37 37- 25, 26, 39, 40~31, 33 40-31, 33 41- 1, 9, 11, 15, 18, 20~25, 30, 36 42- 7, 8, 22~24, 29, 30 43- 3, 5, 17, 19, 21~23 44- 6, 7, 27, 28, 33~35, 40 45-1, 28	69.56	間伐	69.56	間伐率35%	H29.3.31		横手市
合計				169.26		112.42					

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 制限林の施業方法

ア 保安林の施業方法

区 分	内 容		
伐採の方法	主伐	原則として伐採種を定めない	水源かん養保安林、防風保安林、干害防備保安林、防霧保安林
		原則として択伐による	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、飛砂防備保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、保健保安林、風致保安林
		原則として伐採を禁止する	なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、保安施設地区
		市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上とする	伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木
	間伐	主伐に係る伐採の禁止を受けない森林	樹冠疎密度が10分の8以上の箇所
		主伐に係る伐採の禁止を受ける森林	原則として伐採を禁止する
伐採の限度	主伐	<p>1 皆伐 伐採の限度は、次の式で求められる面積以下である。 1箇所当たりの伐採区域の限度は20ha以下とする。</p> $A = F / U + \alpha$ <p>A：1伐採年度の皆伐面積計 F：同一単位区域内の皆伐が許容される保安林の全面積 U：標準伐期齢 α：前伐採年度の総年伐採面積の残量</p> <p>2 防風保安林、防霧保安林で皆伐による伐採 原則として、幅20メートル以上の帯状の森林を残置する。</p> <p>3 択伐 (1) 択伐後に植栽する場合 択伐率は成長量相当で、上限は40% (2) 択伐後に植栽を要しない場合 択伐率は成長量相当で、上限は30% ※ 成長量の算出方法 (択伐前の立木材積) - (前回の択伐後の材積)</p>	
		間伐	伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えないこと。
植栽	方法	満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり省令立地条件に応じて、樹種毎に算出して定める本数以上均等に植栽する。	
	期間	伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。	
	樹種	スギ等の針葉樹又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹	

保安林の種類	面積 ha
水源かん養保安林	25,241
土砂流出防備保安林	9,016
土砂崩壊防備保安林	570
飛砂防備保安林	547
防風保安林	50
水害防備保安林	0
潮害防備保安林	19
干害防備保安林	1,249
防雪保安林	0
防霧保安林	0
なだれ防止保安林	423
落石防止保安林	0
防火保安林	0
魚つき保安林	0
航行目標保安林	0
保健保安林	1,597
風致保安林	21
合計	38,733

注) 1 所在及び面積については、別表2参照。

2 小数点以下は四捨五入のため計とは一致しない。「0」は掲載単位に満たないもの

イ 自然公園の施業方法

種類	内 容
第一種特別地域	<p>1 第一種特別地域の森林は禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は次の規定により行う。 (1) 伐採齢は標準伐期齢に見合う林齢に10年以上加えて決定する。 (2) 択伐率は現在の蓄積の10%以下とする。 ※県立公園の場合、造林地は択伐とし、択伐率は用材林にあつては現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては60%以下とする。</p>
第二種特別地域	<p>1 第二種特別地域の森林は択伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができる。</p> <p>2 択伐率は用材林にあつては現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては60%以下とする。</p> <p>3 伐採齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあっては、単木択伐法によるものとする。</p> <p>4 皆伐法による場合は次のとおりとする。 (1) 伐採齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 (2) 一伐区の面積は2haであること。ただし、疎密度0.3より多く立木を残す場合は集団施設地区等、その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではない。 (3) 当該伐区が、皆伐法により伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。 (4) 集団施設地区等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く）において行われるものでないこと。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域の森林は、施業の制限を受けない。

区 分	種 類	面積 h a
国立公園	第 2 ～ 3 種特別地域	551
国定公園	第 1 種特別地域	17
	第 2 種特別地域	208
	第 3 種特別地域	843
県立公園	第 1 ～ 3 種特別地域	2,183

注) 所在及び面積については、別表 3 参照

ウ 自然環境保全地域の施業方法

特別地区は原則として現在蓄積の 30% 以内の択伐とします。

ただし、自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合であって、代区を努めて分散させるときに限り 2 h a 以内の皆伐を行うことができます。

普通地区では自然環境に重大な影響を及ぼす顕著な行為を禁じます。

自然環境保全特別保護地域	12ha
--------------	------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

エ 鳥獣の保護及び狩猟に関する法律による特別保護地区の施業方法

伐採の方法を制限しなければ、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについての伐採種は択伐とし(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)その他の森林にあつては伐採種を定めません。

地域森林計画の初年度以降 5 年間に当該森林にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の 5 倍とします。

保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とします。

鳥獣保護区特別保護地区	1,243ha
-------------	---------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

オ 都市計画法・風致地区の施業方法

主伐は原則として知事の許可が必要です。

風致地区	531ha
------	-------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

カ 文化財保護法による史跡名勝の施業方法

主伐は原則として禁伐とします。

史跡名勝天然記念物指定地	118ha
--------------	-------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

キ 砂防指定地の施業方法

特に伐採種を定めないが、立木竹の伐採については知事の許可が必要です。

砂防指定地	1,475ha
-------	---------

注) 所在及び面積については、別表4参照

ク 急傾斜崩壊危険指定地の施業方法

特に伐採種を定めないが、立木竹の伐採については知事の許可が必要です。

急傾斜崩壊危険指定地	132ha
------------	-------

注) 所在及び面積については、別表4参照

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護に関する事項

森林の病害虫・獣害による被害の防除・山火事の予防・気象災害の早期発見・復旧等に努め、健全な森林の育成を図る。

また、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生へ向け、ボランティア等との協働により対策を進める。

イ 森林の巡視に関する事項

保安林の管理と山地災害の早期発見のために巡視員を配置し、森林の管理に努める。

松くい虫やナラ枯れの被害区域及び被害の恐れのある区域は、重点的に巡視を行い、被害の早期発見と拡大防止に努める。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

保安林については、標柱・看板を計画的に設置し、維持管理に努める。

山火事防止については、標識の設置や山火事予防のPR活動により山火事予防の啓蒙に努める。

2 その他必要な事項

(1) 水と緑の条例に関する事項

森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止等機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション・文化機能」などの森林の公益的機能を考慮して、「2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」や「6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項」に基づき実施することとするが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施する。

① 健全な生態系の回復・維持

a 著しく標高の高い所など、土壌条件、気象条件の悪い箇所に植栽されたスギ人工林については、混交林に誘導することとし、スギによる更新は原則として行わない。

b スギ人工林にあつては、自然侵入するホオノキ、ミズキ、ウダイカンバなど有用広葉

樹を育成し、森林構造の多層化を図る。

② 生物多様性の確保

- a 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林においては、在来の広葉樹林や天然生林として保全する。
- b 広葉樹林への誘導に当たっては、尾根筋においては、種子源となる樹種を保残するとともに、野生動物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保する。
- c 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積皆伐を回避する。
- d 4（1）ウ伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針に基づき、伐採後の適切な更新を図る。

③ 彩り豊かなふれあいの森林づくり

集落の近くや、住民の憩いの場所となっている里山については、景観やふれあいに配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図る。

（2）民有林「緑の回廊」に関する事項

国有林では、生物多様性の保全と確保を目的として森林生態系保護地域をはじめとする保護林のネットワークを形成し「奥羽山脈緑の回廊」を設定している。この「緑の回廊」が一部途切れたり、狭くなったりしている所について、回廊の連続性を確保するため、平成15～17年度に民有林「緑の回廊」を設定したところである。対象となる森林については、地域の関係者等の理解を得ながら国有林「緑の回廊」と一体となった森林の連続性確保、生物多様性の保全及び水土保全機能の維持向上を図る。

① 民有林「緑の回廊」の設定区域

民有林「緑の回廊」は、国有林で設定した「奥羽山脈緑の回廊」の秋田森林管理署千屋森林事務所2200林班から秋田森林管理署湯沢支署皆瀬森林事務所1004班までの間で、回廊が途切れている部分、狭くなっている部分に概ね2km以上（国有林の緑の回廊を含む）の森林の幅と森林の連続性が確保されるように設定しており、横手市（旧山内村）と東成瀬村が市町村森林整備計画で定める区域とする。

② 民有林「緑の回廊」における森林施業

13（3）ア①健全な生態系の回復・維持及び②生物多様性の確保に基づいた森林施業とし、特に生物多様性の確保を重視する。

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

ア 市町村別総括表

(単位:ha)

区分	合計	水源涵養機能	山地災害防止機能	快適環境形成機能	保健・レク機能	木材等生産機能
総数	441,157	93,615	142,805	26,356	30,998	147,383
市 町 村 別 内 訳	秋田市	83,395	11,203	25,372	7,579	29,279
	秋田市	45,680	5,593	12,293	5,375	16,074
	河辺町	16,892	2,393	5,932	1,171	5,866
	雄和町	20,823	3,218	7,147	1,033	7,338
	大仙市	75,647	8,827	26,987	5,561	28,474
	大曲市	6,322	849	2,031	366	2,457
	神岡町	1,323	59	251	301	405
	西仙北町	24,276	2,797	8,183	2,341	8,573
	中仙町	2,642	211	909	165	1,251
	協和町	24,094	2,554	9,524	723	10,209
	太田町	2,841	261	716	602	700
	仙北町	41	6		17	17
	南外村	14,108	2,090	5,373	1,045	4,879
	仙北市	58,862	11,721	20,647	3,928	18,728
	角館町	9,508	1,399	3,980	126	3,878
	田沢湖町	28,321	5,538	9,002	2,821	8,161
	西木村	21,034	4,784	7,665	981	6,690
	美郷町	7,696	1,142	2,346	865	2,731
	六郷町	2,594	362	754	567	671
	千畑町	4,120	724	1,239	283	1,647
	仙南村	981	56	353	14	413
	横手市	88,040	25,488	27,859	3,931	26,101
	横手市	11,770	3,072	3,533	457	3,541
	増田町	10,135	3,067	3,784		3,167
	平鹿町	1,551	370	425	159	512
	雄物川町	6,558	1,374	1,676	468	2,587
	大森町	16,020	3,052	3,497	1,788	6,420
十文字町	9			3	3	
山内村	41,994	14,553	14,944	1,056	9,866	
大雄村	5				5	
湯沢市	82,439	23,453	27,618	2,726	24,119	
湯沢市	22,588	6,013	8,112	1,034	6,473	
稲川町	8,621	2,191	2,784	515	2,605	
雄勝町	33,159	9,594	11,105	1,176	10,378	
皆瀬村	18,071	5,655	5,617	1	4,663	
羽後町	28,414	5,519	8,428	667	13,268	
東成瀬村	16,665	6,263	3,549	1,101	4,683	

- 注) 1 森林の有する機能は、H(高い)、M(中庸)、L(低い)の3段階評価である。
 2 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能はH(高い)の面積である。
 3 木材等生産機能はH(高い)とM(中庸)の面積である。
 H(高い): 51,872 M(中庸): 95,511
 4 各機能は重複しているため、合計は延べ面積であり、各市町村の森林面積を上回る場合もある。
 5 面積総数及び合計は、小数点以下四捨五入のため必ずしも一致しない。

イ 市町村別内訳表

水源涵養機能

市町村	森林の所在(林班)	面積(ha)
秋田市		11,203.41
秋田市	005,010,012,013,014,015,017,020,021,026,027,036,037,038,040,046,047,052,056,061,063,064,066,069,076,077,078,079,092,095,096,097,099,100,101,103,105,106,108,109,117,118,119,120,121,122,123,125,130,132,133,134,135,136,138,139,141,145,150,151,152,153,154,159,161,162,163,164,165,166,167,170,171,172,173,174,175,177,178,180,183,184,185,186,187,188,189,191,193,198,199,200,205,206,207,215,216,217,219,223,251,253,254,256,257,258,262,263,264,265,266,270,272,278,282,291,300,303,305,306,308,309,312,313,314,315	5,593.00
河辺町	004,005,006,014,015,016,017,018,019,020,022,028,029,041,046,047,051,052,053,055,068,070,072,073,075,087,088,089,105,106,107,114,115,116,119,120,124	2,392.52
雄和町	002,016,019,020,021,023,026,027,035,036,037,039,040,041,042,044,045,046,047,049,055,056,057,058,060,061,063,066,067,069,075,080,081,088,090,093,095,100,101,102,104,106,108,111,112,118,120,121,123,124,125,126,127,133,135,137,138,139,140,144,145,146	3,217.89
大仙市		8,826.73
大曲市	004,005,013,015,016,021,024,038,040,043	849.15
神岡町	006,014	58.89
西仙北町	010,011,018,019,020,022,023,024,031,034,035,038,043,060,062,069,072,073,089,093,094,095,096,097,100,101,120,121,125,126,127,128,129,130,132,136,139,140	2,796.55
中仙町	011,025,026,030	211.09
協和町	026,028,029,030,041,048,049,052,053,057,064,077,078,082,092,098,099,104,118,122,129,130,131,137,140,143,147,153,154,155	2,554.09
太田町	003,004,009,010,011,012	260.53
仙北町	001	5.98
南外村	001,002,003,004,005,021,027,030,031,032,033,034,040,043,044,054,055,056,063,070,077,079,080,082,083,088,091,092	2,090.45
仙北町		11,720.58
角館町	009,010,019,024,032,044,046,056,063,064,071,076,077,078,079,080,081,082,083,084,087	1,398.67
田沢湖町	003,006,009,010,011,012,014,015,016,019,023,029,032,033,034,038,039,040,041,043,044,045,046,047,048,049,050,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,068,071,073,074,076,079,082,096,097,098,099,100,115,116,117,118,119,120,121,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,143,144,145,146,147	5,538.10
西木村	001,002,005,009,011,012,013,014,015,016,019,020,021,022,023,030,031,034,035,037,038,039,040,041,042,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,069,070,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,092,093,095,097,098	4,783.81
美郷町		1,141.56
六郷町	003,004,005,006,007,013	361.59
千畑町	001,002,003,004,005,006,007,008,018,019,026,030,031,032	724.36
仙南村	006,007	55.61

水源涵養機能

市町村	森林の所在(林班)	面積(ha)
横手市		25,487.78
横手市	001,002,003,004,005,006,007,008,009,018,019,020,021,022,023,024,025,026,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,047,049,051,052,061,062,063,064,066,068,069,070,071,072,074,075,076	3,071.65
増田町	001,002,003,004,005,006,007,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,022,024,025,027,028,031,032,033,034,035,038,039,040,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054	3,067.08
平鹿町	005,006,007,008,010,011,012,013,014	370.21
雄物川町	003,004,005,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,031,032,041,042	1,373.56
大森町	002,003,004,005,012,015,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,029,030,031,034,035,036,037,038,043,044,046,047,049,050,051,052,053,054,055,057,058,061,064,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,080,082,083,084,085,086,087,090,092,097,101,102,103,104,105,106	3,052.28
山内村	004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,062,066,067,070,071,073,075,077,078,079,080,081,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,112,113,115,116,117,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,131,132,133	14,553.00
湯沢市		23,452.88
湯沢市	001,002,005,006,007,013,015,021,022,023,028,029,030,031,032,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,051,052,053,054,055,056,057,059,060,061,062,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,079,080,081,082,083,084,085,086,089,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,102,103,104,105,106,107,110,111,115,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,131,132,133,134,135,136	6,013.10
稲川町	003,004,005,006,007,008,009,014,015,016,017,019,020,021,022,024,025,028,029,033,034,035,036,038,039,041,043,044	2,190.54
雄勝町	005,006,008,009,010,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,034,035,036,038,039,040,041,043,044,045,046,047,048,049,050,051,053,054,055,056,057,059,061,062,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,080,083,086,087,088,089,090,091,094,095,096,099,100,101,102,103,105,107,108,113,114,115,116,117,118,119,120,121,125,126,127,128,129,130,132,133,135,136,137,138,139,140,141,142,143,145,147,148,149,150,151,152,153,154,155,156,157,158,159,160,163,165,166,167,168,169,170,171,172,173,174,175,176,183,184	9,593.92
皆瀬村	003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,019,021,022,023,024,025,027,028,029,030,031,032,033,035,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,058,059,061,062,063,064,065,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,079,080,081,082,083,084,085,086,087,091,092,093	5,655.32
羽後町	013,015,016,017,023,028,029,030,032,033,034,035,036,037,039,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,065,066,068,085,086,087,093,094,095,102,103,105,106,110,111,112,114,115,117,120,124,125,130,136,144,146,149,155,160,170,172,176,178,180,181,185,186,188,189,190,191,192,193,195,200,201	5,518.55
東成瀬村	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,019,020,021,022,023,024,025,026,027,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,063,064,065,066,067,069,070,072,073,074,077,079,080,081,082,085,087,088,089,090,091,093,094,095,096,097,098,101,102,103,104,105,106,107,108,109	6,263.12
合計		93,614.61

山地災害防止機能／土壤保全機能

市町村	森林の所在(林班)	面積(ha)
秋田市		25,371.55
秋田市	001,006,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,029,030,031,032,035,036,037,038,039,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,085,086,087,088,089,090,092,093,094,095,096,097,098,099,100,102,103,104,105,106,108,109,112,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147,148,149,150,151,152,153,154,155,156,157,158,159,160,161,162,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173,174,175,176,180,184,185,186,187,188,189,190,194,195,196,197,198,199,200,201,202,203,204,205,206,207,208,209,210,212,214,215,216,217,218,219,220,221,222,223,224,225,226,227,228,230,231,232,233,234,236,237,238,239,240,241,249,250,251,252,253,254,255,256,257,258,259,260,261,262,263,264,266,267,268,269,272,273,274,275,276,277,278,279,280,281,282,283,284,285,287,288,289,290,291,292,293,294,295,296,297,298,299,300,301,302,303,304,305,306,307,308,309,310,311,312,313,314,315,316,317,318,319,320,321,322,323,324	12,293.31
河辺町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,034,035,036,037,038,041,042,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,098,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,113,114,116,117,119,120,121,122,123,124	5,931.53
雄和町	003,004,005,006,008,009,010,011,012,013,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,063,065,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146	7,146.71
大仙市		26,987.06
大曲市	001,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043	2,031.41
神岡町	002,006,007,008,010,011,012,013,014,015,016	250.57
西仙北町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,144	8,183.24
中仙町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033	908.78
協和町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,043,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147,148,149,150,151,152,153,154,155	9,524.05
太田町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016	715.71

山地災害防止機能／土壤保全機能

市町村	森林の所在(林班)	面積(ha)
南外村	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,081,092,093,094,095	5,373.30
仙北市		20,647.22
角館町	004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,062,063,064,065,066,067,069,070,071,072,073,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087	3,980.32
田沢湖町	002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147,148	9,002.07
西木村	004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098	7,664.83
美郷町		2,345.76
六郷町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016	754.29
千畑町	001,002,003,004,005,006,007,008,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,029,030,031,032	1,238.83
仙南村	001,002,003,004,005,006,007,010	352.64

山地災害防止機能／土壤保全機能

市町村	森林の所在(林班)	面積(ha)
横手市		27,858.62
横手市	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,015,018,019,020,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,067,068,069,070,071,072,073	3,533.45
増田町	001,002,003,004,005,006,007,008,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055	3,784.20
平鹿町	004,005,006,007,008,010,011,012,013,014	425.09
雄物川町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,025,027,028,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042	1,675.52
大森町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,083,084,086,091,092,094,095,096,097,098,099,102,103,104,106	3,496.83
山内村	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068,069,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134	14,943.53
湯沢市		27,617.58
湯沢市	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,064,065,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137	8,111.60
稲川町	002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045	2,783.99
雄勝町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,064,065,066,067,068,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,107,108,109,111,112,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147,148,149,150,151,152,153,154,155,156,157,158,159,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173,174,175,176,177,178,179,180,181,182,183,184,185,186,187	11,105.40
皆瀬村	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,041,042,043,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093	5,616.59

山地災害防止機能／土壤保全機能

市町村	森林の所在(林班)	面積(ha)
羽後町	001,002,003,004,005,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,019, 021,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038, 039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055, 056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068,069,070,071,072, 073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089, 090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106, 107,108,109,110,111,112,113,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124, 125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141, 142,143,144,145,146,147,148,149,150,151,152,153,154,155,156,157,159, 160,161,162,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173,174,175,176, 177,178,179,180,181,182,183,185,186,187,188,189,190,191,192,193,194, 198,199,200,201,202,203,207	8,428.14
東成瀬村	001,002,003,004,005,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020, 021,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038, 039,040,042,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057, 058,059,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,078,081,082,083,084, 085,087,088,092,093,096,097,098,099,100,101,102,103,105,107,108,109, 110	3,548.91
合計		142,804.84

快適環境形成機能

市町村	森林の所在(林班)	面積(ha)
秋田市		7,578.63
秋田市	001,002,003,004,005,006,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,040,042,043,044,045,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,069,071,075,076,077,079,080,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,101,102,103,104,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,116,117,119,125,126,136,137,138,140,149,151,163,190,191,192,193,194,195,196,201,202,210,211,212,213,222,225,226,227,241,242,243,245,246,249,264,265,266,267,268,269,270,271,272,273,274,275,285,286,287,288,289,320	5,375.24
河辺町	015,076,077,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,096,100,105,106,111,113,114,115,116,119	1,170.68
雄和町	001,002,003,004,005,010,064,098,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127	1,032.71
大仙市		5,560.67
大曲市	016,017,018,038,040,041,042,043	366.34
神岡町	004,010,011,012,013,014,015,016	300.77
西仙北町	005,006,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,061,062,083,084,085,086,127,128,129,130,134,135,136,137,138,140,143	2,340.70
中仙町	009,010,011,023,024,025,026,027	165.38
協和町	077,078,082,093,097,098,099,100,101,102,116,117,135,137	723.10
太田町	003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015	602.26
仙北町	001	17.42
南外村	001,002,003,004,005,009,010,011,012,013,016,029,030,031,032,033,034,064,066,095	1,044.70
仙北市		3,927.50
角館町	022,071,072,073,074	125.57
田沢湖町	015,018,020,021,022,030,031,032,036,038,039,040,041,042,043,044,045,046,051,052,053,054,055,056,057,059,060,061,062,063,064,065,066,068,082,083,084,085,086,087,088,126	2,820.96
西木村	022,042,043,044,045,046,047,048,073,074,096,097,098	980.97
美郷町		864.67
六郷町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011	567.46
千畑町	001,015,016,022,030,031,032	283.14
仙南村	004,005	14.07
横手市		3,931.08
横手市	010,015,029,032,033,036,037,038,039,040,042,047,048	456.56
平鹿町	012,013,014,015	159.16
雄物川町	003,004,006,007,008,009,010,011,025,026,027,028	468.41
大森町	012,018,019,020,021,022,023,032,033,034,035,037,038,039,040,041,042,043,044,048,049,050,051,052,059,060,061,062,063,080,095,096	1,787.75
十文字町	001	3.23
山内村	002,003,004,005,015,018,019,020,021,063,066,083,084,097,102,113,124,133	1,055.97
湯沢市		2,725.64
湯沢市	002,006,010,011,012,014,015,021,022,023,024,025,026,027,038,067,068,069,070,074,075,091,110,115	1,033.78
稲川町	013,015,018,031,039,040,041,042,043,044	514.95
雄勝町	030,031,032,033,034,048,049,052,057,058,071,095,100,101,102,103,182,183	1,175.91
皆瀬村	049	1.00
羽後町	074,077,119,120,135,136,144,179,182,208	666.69
東成瀬村	012,013,014,015,016,031,034,036,037,038,039,072,100,101	1,101.09
合計		26,355.97

木材等生産機能

市町村	森林の所在(林班)	面積(ha)
秋田市		29,278.61
秋田市	004,006,007,008,009,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,025,026,027,028,029,030,032,033,034,035,036,037,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,079,080,081,082,083,084,086,087,088,089,092,094,095,096,097,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,142,143,144,145,147,148,149,150,151,153,154,158,160,162,163,164,165,167,168,169,170,171,172,173,174,175,176,177,178,179,180,183,185,186,187,189,190,191,192,193,195,196,197,198,199,200,201,202,203,204,205,206,207,208,209,210,211,212,214,215,216,217,218,219,220,221,222,223,224,225,226,227,228,229,230,231,232,233,234,235,236,237,238,239,240,241,242,243,244,245,246,247,248,249,250,251,252,253,254,255,256,257,258,259,260,261,262,263,264,265,266,275,276,277,278,279,280,281,282,283,284,292,293,294,295,296,297,298,299,300,301,302,303,304,305,306,307,308,309,310,311,312,313,314,315,316,317,318,319,321,322,323,324	16,073.76
河辺町	001,002,003,004,005,006,007,008,010,011,012,013,014,015,016,017,018,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,052,054,055,056,060,062,063,064,065,066,069,070,071,072,073,074,075,077,078,079,080,082,083,084,085,086,087,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106,108,109,110,113,114,115,117,118,119,120,122,124	5,866.39
雄和町	004,005,006,008,010,011,012,014,016,019,021,022,023,024,025,026,027,029,031,032,033,036,037,038,039,040,041,042,046,047,048,049,050,051,052,053,056,057,060,062,063,064,065,066,067,068,069,070,071,072,073,074,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,111,112,113,114,115,116,117,119,120,125,126,127,128,129,130,131,132,135,136,137,138,140,141,142,143,144,145,146	7,338.46
大仙市		28,474.24
大曲市	001,002,003,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,026,027,028,029,030,031,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043	2,457.21
神岡町	001,002,003,004,006,007,009,012,013,014,015,016	404.82
西仙北町	001,002,003,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,069,070,071,074,075,076,077,078,079,080,085,086,087,088,089,091,092,095,096,097,098,099,100,101,105,107,109,111,112,113,114,115,116,119,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144	8,573.46
中仙町	006,007,008,009,010,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033	1,251.40
協和町	001,003,006,007,008,009,011,012,013,014,015,017,018,019,020,021,022,024,025,026,027,028,029,035,036,037,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,050,051,052,053,054,055,056,057,058,060,061,062,063,064,065,066,067,069,070,071,072,073,074,075,076,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,102,103,104,105,106,107,108,110,111,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,143,144,145,146,147,148,149,150,151,152,153,154,155	10,208.57
太田町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,014,015,016	699.93
南外村	001,002,003,004,005,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,057,059,060,061,062,064,065,066,069,072,074,076,077,078,079,080,081,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095	4,878.85

木材等生産機能

市町村	森林の所在(林班)	面積(ha)
仙北市		18,728.49
角館町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,021,023,024,025,026,027,029,031,032,033,034,035,036,039,040,041,042,043,044,045,046,048,049,050,051,052,054,056,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068,070,072,074,075,079,080,082,083,084,085,086,087	3,877.58
田沢湖町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,042,046,048,050,052,053,054,055,056,057,058,059,060,063,066,067,068,069,070,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,087,088,089,090,091,092,093,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,114,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,133,134,138,139,141,142,144,145,146,147,148	8,160.57
西木村	001,002,003,004,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,032,033,034,035,040,041,042,044,045,046,047,048,051,052,053,054,058,059,060,061,062,063,064,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,078,079,080,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097	6,690.34
美郷町		2,730.55
六郷町	001,002,005,006,007,008,009,010,011,012,013,015,016	670.59
千畑町	001,002,003,004,005,006,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,030,031,032	1,646.67
仙南村	001,002,003,004,005,006,007	413.29
横手市		26,101.33
横手市	001,003,004,005,006,007,008,009,012,013,016,018,019,020,021,022,023,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,038,040,041,042,043,044,045,046,047,048,050,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076	3,540.85
増田町	001,003,004,006,007,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,029,030,031,033,034,035,036,037,039,042,043,044,045,046,048,051,052,053,055,056	3,167.21
平鹿町	001,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015	512.03
雄物川町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,041,043	2,587.24
大森町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106	6,419.90
十文字町	001	3.23
山内村	001,002,003,004,005,006,009,010,011,016,017,018,020,021,022,023,024,025,026,031,032,033,034,035,036,039,041,044,047,050,051,052,057,059,061,063,064,065,066,067,068,069,070,071,073,078,079,080,081,082,083,091,092,095,096,097,098,100,101,102,103,104,105,108,110,111,112,113,114,115,117,118,120,121,122,123,124,125,126,128,129,130,131,133,134	9,865.89
大雄村	001	4.98

木材等生産機能

市町村	森林の所在(林班)	面積(ha)
湯沢市		24,118.96
湯沢市	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,033,034,035,036,037,038,041,043,044,045,046,048,049,050,051,052,053,054,055,057,058,059,060,062,063,064,065,066,071,072,073,074,075,076,077,079,086,087,088,089,091,092,093,095,096,099,101,102,103,104,105,106,107,108,110,112,114,115,116,119,120,121,122,123,124,125,126,128,129,130,132,133,134,135,136,137	6,473.27
稲川町	001,002,003,004,005,006,007,011,012,014,016,017,018,019,020,023,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,042,043,044,045	2,605.25
雄勝町	003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,039,040,041,042,043,045,046,048,050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060,061,063,064,065,066,067,068,069,070,072,073,075,076,078,079,081,082,083,084,085,088,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,117,118,120,121,122,123,124,125,126,127,129,130,131,132,134,135,136,137,138,139,143,144,145,146,147,151,152,153,154,155,156,157,158,159,160,161,162,163,164,165,166,167,168,169,170,172,173,174,175,176,177,180,181,182,183,184,185,187,188	10,377.81
皆瀬村	001,002,003,004,005,006,007,008,009,011,012,014,015,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,030,031,035,038,041,043,044,045,046,049,050,051,052,053,054,056,058,061,062,063,064,067,068,069,070,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,086,087,089,090,091,093	4,662.63
羽後町	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028,029,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,043,044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,059,060,061,062,063,064,065,066,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,112,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147,148,149,150,151,152,153,154,155,156,157,158,159,160,161,162,163,164,165,166,167,168,169,170,170,171,172,173,175,176,177,178,179,180,181,182,183,184,185,186,187,188,189,190,191,192,193,194,195,196,197,198,199,200,202,203,204,205,206,207,209	13,268.30
東成瀬村	001,002,005,008,009,010,011,012,015,016,017,018,019,020,021,024,025,026,029,030,032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,042,044,045,046,047,048,051,052,053,054,055,056,060,061,062,066,067,068,069,070,071,072,073,074,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,087,088,092,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110	4,682.80
合計		147,383.28

別表2 保安林の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考	
	市町村	区域 (林班)			
水源かん養 保安林	秋田市		1,455.30		
	秋田市	036,038,052,063,064,141,145,165,166,167,173, 217,262,263,264,265,278	589.53		
		河辺町	014,015,016,019,020,022,047,052,075,120	477.80	
		雄和町	020,056,123,124,125,126	387.97	
	大仙市		1,350.90		
		西仙北町	018,022,023,024,034,035,038,043,060,062,072, 073,140	492.86	
		中仙町	026	70.75	
		協和町	082,092,098,099,118,122,129,143	317.05	
		太田町	011	27.68	
		南外村	003,004,005,030,031,044,054,055,070	442.56	
	仙北市		2,514.39		
		角館町	076,077,078,079,080,081,082,083,084,087	335.64	
		田沢湖町	009,010,011,012,014,015,016,019,023,038,039, 040,041,044,045,046,047,059,060,061,062,063, 074,079,115,116,117,119,129,130,131,132,136, 137,143,144,146,147	1,800.53	
		西木村	021,035,063,065,082,083	378.22	
	美郷町		302.13		
		六郷町	003,004,005,006,007	251.79	
		千畑町	007	34.49	
		仙南村	006	15.85	
	横手市		9,128.01		
		横手市	001,002,006,018,019,020,021,022,023,024,025, 026,029,030,031,032,034,035,036,037,040,041, 042,043,044,045,047,061,062,068,069,070,071, 072,074,075	1,720.55	
		増田町	001,002,003,004,005,013,014,031,032,033,034	654.61	
		平鹿町	014	1.36	
		雄物川町	005,007,012,013,014,015,018,021,022,041,042	525.43	
		大森町	015,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027, 030,031,035,036,037,050,061,064,068,103	976.02	
		山内村	008,013,014,015,016,020,021,022,026,028,029, 030,034,035,048,049,050,051,052,053,054,055, 056,057,058,059,060,084,085,087,089,090,091, 092,093,094,095,097,098,101,102,105,107,108, 116,120,121,124,125,126,131,132,133	5,250.04	
	湯沢市		6,490.30		
		湯沢市	002,031,034,035,036,037,038,039,040,041,044, 045,046,047,055,056,069,070,074,075,084,085, 086,092,095,098,099,100,110,111,119,120,121, 122,123,124,125,126,127,128,131,134	2,070.52	
	稲川町	007,008,009,014,015,016,017,022,036,041	325.81		
	雄勝町	013,057,071,072,073,076,077,080,086,087,088, 089,090,091,094,095,096,099,100,101,102,103, 113,114,115,116,117,118,126,127,128,133,135, 136,137,138,139,140,141,142,147,148,149,150, 151,152,153,154,155,157,165,166,167,168,169, 170,171,172	3,090.80		
	皆瀬村	004,005,022,028,029,030,031,040,041,047,048, 059,070,082,085,092	1,003.17		
	羽後町	028,029,041,042,043,044,045,046,047,048,049, 050,051,052,053,054,055,056,057,058,059,060, 068,085,086,093,094,095,102,105,110,111,112, 120,125,136,178,185,186,188,189,190,191,192, 193,200,201	2,199.62		

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
	東成瀬村	004,005,006,007,008,013,014,015,022,023,031, 034,036,037,038,048,049,050,063,064,065,082, 087,088,089,090,091,093,094,095,101,102,103, 104,105,106,107	1,800.66	
	合計		25,241.31	

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考
	市町村	区域 (林班)		
土砂流出 防備保安林	秋田市		586.49	
	秋田市	035,037,047,100,103,105,130,140,208,280	144.72	
	河辺町	053,054,060,079,087,088,091,100,101,102,105, 106,108,113,114,119,124	397.19	
	雄和町	035,051,084,109,118,130	44.58	
	大仙市		615.89	
	大曲市	040,041	68.87	
	神岡町	011	22.41	
	西仙北町	091,094,100,109,124,125,139	126.47	
	協和町	041,050,051,077,082,086,093,105,127	166.21	
	太田町	002,004,005,012	53.53	
	南外村	003,005,035,040,056,058,065,070,076,077,079, 080,081,086,095	178.40	
	仙北市		1,042.35	
	角館町	024,084,087	49.61	
	田沢湖町	020,027,032,033,034,045,047,051,054,055,056, 057,065,066,068,072,073,074,075,076,079,081, 082,088,098,101,102,106,108,109,110,116,118, 120	677.38	
	西木村	006,011,012,034,041,042,043,044,045,053,055, 057,058,077,081,085,086,093,095	315.36	
	美郷町		20.08	
	千畑町	014,016,018	20.08	
	横手市		1,557.31	
	横手市	005,006,007,008,009,029,035,043,056	137.82	
	増田町	006,015,029,030,031,040,042,047,048,049,054	323.43	
	平鹿町	007,011,012	38.65	
	雄物川町	010,036,037	19.64	
	大森町	028,034,040,055,056,059,061,062,063	103.90	
	山内村	002,006,007,009,010,027,031,033,040,042,044, 048,049,066,073,074,075,092,097,098,101,102, 119,133	933.87	
	湯沢市		3,325.68	
	湯沢市	004,005,006,007,008,017,018,019,020,021,024, 025,026,028,031,032,042,043,044,049,051,052, 053,054,055,056,057,058,061,077,078,079,082, 087,088,091,093,094,100,102,105,106,107,108, 112,113,115,116,130,131,132,133,134,136	1,497.41	
	稲川町	005,006,012,013,015,017,018,019,020,021,022, 025,029,034,035,036,038,042,043,044	724.99	
	雄勝町	006,009,010,011,013,015,016,018,027,032,045, 048,049,050,053,056,057,061,064,065,066,072, 074,081,082,083,093,099,103,105,108,121,132, 133,134,139,143,144,145,146,156,160,161,165, 181,186	606.34	
	皆瀬村	012,013,014,015,033,034,035,039,050,054,056, 057,058,060,061,062,063,072,073,074,076,084, 087,088	496.94	
	羽後町	026,027,037,040,060,061,063,065,069,070,072, 081,093,095,098,100,110,136,138,156,164,165, 166,201	391.72	
東成瀬村	010,011,012,020,021,024,025,026,027,028,029, 030,031,032,034,044,045,046,047,048,051,052, 053,054,055,056,057,058,068,069,070,073,075, 078,081,082,084,087,093,096,097,098,099,108, 110	1,476.91		
合計		9,016.43		

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考
	市町村	区域 (林班)		
土砂崩壊 防備保安林	秋田市		157.43	
	秋田市	035,036,043,047,056,069,075,081,083,089,092, 095,115,147,161,180,190,194,195,202,208,209, 218,227,230,241,255,256,266,267,272,273,303, 305,316	99.34	
	河辺町	038,042,074,077,081,109,119,120	13.21	
	雄和町	041,047,048,050,051,052,063,065,067,072,074, 076,080,082,084,085,091,095,097,098,099,100, 102,103,117,118,127	44.88	
	大仙市		167.26	
	大曲市	007,013	1.85	
	西仙北町	005,010,051,092,095,099,100,101,102,106,107, 109,130,137,138,141,144	71.96	
	協和町	030,031,046,047,053,149	5.56	
	太田町	002	0.18	
	南外村	009,064,069,079,080,091,092,093,094,095	87.71	
	仙北市		37.37	
	角館町	008,071,080,081	8.08	
	田沢湖町	033,078,079,103,123,142	14.70	
	西木村	025,042,044,078,084,087,092,093	14.59	
	美郷町		8.78	
	六郷町	012,014	1.11	
	千畑町	018,019,023,026,027	7.52	
	仙南村	010	0.15	
	横手市		95.60	
	横手市	033,039,054	5.52	
	増田町	027,044,052,053	1.17	
	平鹿町	006,008,014	4.07	
	雄物川町	001	3.12	
	大森町	015,017,040,067	3.06	
	山内村	003,005,010,012,018,019,024,032,058,059,060, 061,063,067,069,104,113,120	78.66	
	湯沢市		59.54	
	湯沢市	018,025,037,105	23.08	
	稲川町	011	1.94	
	雄勝町	011,012,013,032,043,049,050,051,129	20.98	
	皆瀬村	025,034,035,061,086,087,088,093	13.54	
	羽後町	023,037,069,082,097,112,119,145,160,194,207	20.35	
	東成瀬村	009,010,019,033,054,110	23.38	
		合計		569.71
飛砂防備 保安林	秋田市		547.32	
	秋田市	030,031,032,085,090,266,267,268,269,274,287	547.32	
	合計		547.32	
防風 保安林	秋田市		50.25	
	秋田市	267,274,287	50.14	
	河辺町	119	0.11	
	合計		50.25	
潮害防備 保安林	秋田市		18.90	
	秋田市	274,287	18.90	
	合計		18.90	

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考
	市町村	区域 (林班)		
干害防備 保安林	秋田市		330.04	
	秋田市	076,077,079,152,265,266,270,272	180.48	
	河辺町	041,046,052,124	47.72	
	雄和町	019,027,061,069,121,123	101.84	
	大仙市		102.94	
	大曲市	043	31.02	
	中仙町	011	5.48	
	協和町	026,137	13.91	
	太田町	010,011,012	30.29	
	仙北町	001	5.98	
	南外村	088	16.26	
	仙北市		16.44	
	角館町	071	1.04	
	西木村	022	15.40	
	美郷町		207.88	
	千畑町	030,031,032	207.88	
	横手市		243.67	
	横手市	036,037,038,040	60.71	
	平鹿町	012	15.13	
	雄物川町	003,004	80.61	
	大森町	002	21.34	
	山内村	066,067,102	65.88	
	湯沢市		256.54	
	湯沢市	015,021,022,023	143.11	
	雄勝町	068,069	24.90	
	皆瀬村	061,065,069,070,071	88.53	
	羽後町	136	60.82	
東成瀬村	011,031	31.14		
合計		1,249.47		
防霧 保安林	横手市		0.25	
	大森町	049	0.25	
	合計		0.25	
なだれ防止 保安林	秋田市		0.12	
	雄和町	105	0.12	
	大仙市		21.79	
	大曲市	016	0.93	
	西仙北町	016,017,094,126	4.25	
	中仙町	009,010,011	12.61	
	協和町	148	1.21	
	太田町	004,005	1.31	
	南外村	064,080,081,082	1.48	
	仙北市		49.36	
	田沢湖町	017,071,078,082,101,121	28.33	
	西木村	021,022,041,045,050,082,095,096	21.03	
	美郷町		0.62	
	千畑町	026	0.62	
	横手市		55.03	
	横手市	054	1.13	
	増田町	027,043,047,053	4.28	
	雄物川町	011,012	2.42	
	大森町	009,011,013,017,018,026,027,028,049,050,071	11.81	
	山内村	004,005,012,032,033,041,042,043,066,091,095,099,111,123,127,128,129,130	35.39	
	湯沢市		156.95	
	湯沢市	014,015,022,024,025,058,059,072,083,090,122,131	28.55	
	稲川町	016,037	6.99	
	雄勝町	074,104,156	3.63	
	皆瀬村	002,006,007,008,009,015,026,027,052,056,074,083,090	117.78	
	羽後町	039,065,066,069,072,087,088,112,140,166	15.07	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
	東成瀬村	005,012,015,016,017,030,033,036,058,082,083, 084,099,100,101,103,105,108,109,110	124.39	
	合計		423.33	
保健 保安林	秋田市		586.01	
	秋田市	030,031,032,076,077,079,085,269,274,287	567.36	
	雄和町	121,123	18.65	
	大仙市		86.41	
	大曲市	043	31.02	
	中仙町	009,010,011	12.61	
	協和町	137	6.95	
	太田町	010,011,012	30.29	
	仙北町	001	5.54	
	仙北市		121.75	
	田沢湖町	032,088	106.35	
	西木村	022	15.40	
	美郷町		19.96	
	千畑町	030,031,032	19.96	
	横手市		467.09	
	横手市	024,029,032,036,037,038,040	173.20	
	増田町	001,002,003,004,005	116.39	
	平鹿町	012	15.13	
	雄物川町	003,004	80.61	
	山内村	066,102,124,125	81.76	
	湯沢市		247.78	
	湯沢市	002,015,021,022,023	125.94	
	稲川町	013,018	16.57	
	皆瀬村	061,065,070,071	105.27	
	羽後町	136	60.82	
	東成瀬村	031	6.78	
	合計		1,596.60	
風致保安林	秋田市		0.19	
	秋田市	077	0.19	
	大仙市		17.08	
	大曲市	043	4.52	
	神岡町	010	12.12	
	仙北町	001	0.44	
	仙北市		3.23	
	西木村	096	3.23	
	合計		20.50	

別表3 自然公園の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考 (公園名)
	市町村	区域(林班)		
国立公園 第二種 特別地域	仙北市		114.72	
	田沢湖町	038,039,041,042,043	114.72	十和田八幡平
	合計		114.72	
国立公園 第三種 特別地域	仙北市		436.19	
	田沢湖町	039,040,041,042,044,045,046	436.19	十和田八幡平
	合計		436.19	
国定公園 第一種 特別地域	湯沢市		17.08	
	皆瀬村	055,056,057,062	17.08	栗駒
	合計		17.08	
国定公園 第二種 特別地域	湯沢市		207.52	
	湯沢市	091	22.30	栗駒
	皆瀬村	052,054,055,058,059,061,065	185.22	栗駒
	合計		207.52	
国定公園 第三種 特別地域	湯沢市		842.88	
	湯沢市	091	6.67	栗駒
	雄勝町	057,058	152.74	栗駒
	皆瀬村	049,050,051,052,053,054,055,056,057,060,061,062,065	683.47	栗駒
	合計		842.88	
県立公園 第一種 特別地域	秋田市		5.60	
	河辺町	111	5.60	太平山
	仙北市		21.91	
	田沢湖町	030,031,082,083,084,086,087,088	20.37	田沢湖抱返り
	西木村	022,096,097	1.54	田沢湖抱返り
	合計		27.51	
県立公園 第二種 特別地域	秋田市		16.16	
	秋田市	101	9.04	太平山
	河辺町	111,113,114,115,116	7.12	太平山
	仙北市		702.09	
	田沢湖町	021,030,031,032,082,083,084,085,086,087,088	674.53	田沢湖抱返り
	西木村	022,096,097	27.56	田沢湖抱返り
	合計		718.25	
県立公園 第三種 特別地域	秋田市		545.99	
	秋田市	102,103,104,125	238.43	太平山
	河辺町	090,091,092,093,094,096,113,114	307.56	太平山
	大仙市		550.64	
	太田町	003,004,005,006,007,008,009,010,011,011,012,013,014,015	550.64	真木真昼
	仙北市		340.24	
	田沢湖町	082,083	134.67	田沢湖抱返り
	西木村	022,096,097	205.57	田沢湖抱返り
	合計		1,436.87	

別表4 その他制限林の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
自然環境保全特別保護地区	大仙市		1.31	
	神岡町	004	1.31	
	横手市		11.14	
	平鹿町	013	2.36	
	大森町	048	8.78	
	合計		12.45	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
鳥獣保護区特別保護地区	秋田市		170.09	
	河辺町	081,082,083	71.63	
	雄和町	121	98.46	
	大仙市		266.18	
	大曲市	042,043	104.31	
	神岡町	004	16.33	
	西仙北町	084	19.00	
	中仙町	009,010,011	18.66	
	仙北町	001	17.42	
	南外村	030	90.46	
	仙北市		405.30	
	田沢湖町	032,038,039,040,041,088	321.30	
	西木村	043	84.00	
	美郷町		281.64	
	六郷町	003,004,005,006,007	238.09	
	千畑町	030,031,032	43.55	
	横手市		75.73	
	大森町	022,023,048	75.73	
	湯沢市		20.11	
	湯沢市	011,091	20.11	
	羽後町	136	23.59	
合計		1,242.64		

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
都市計画風致地区	秋田市		436.72	
	秋田市	028,029,091,107,108,109,114,267,269,271,272,273	436.72	
	横手市		50.32	
	横手市	036,037,038,039,047,048	50.32	
	湯沢市		44.37	
	湯沢市	011,025,026,027	44.37	
合計		531.41		

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
史跡・名勝 天然記念物	秋田市		48.63	
		秋田市	005,029,040,045,091,092,108	35.31
		河辺町	002,093	13.32
	大仙市		19.57	
		仙北町	001	17.42
		南外村	009,011	2.15
	仙北市		9.21	
		角館町	086	0.60
		西木村	008	8.61
	湯沢市		6.94	
		稲川町	031	1.30
		雄勝町	032,127,129	5.64
	羽後町		022,023	33.38
		合計		117.73

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
砂防指定地	秋田市		297.69	
		秋田市	046,047,094,096,108,109	27.97
		雄和町	021,119,122,123,124,125,126	269.72
	大仙市		134.94	
		大曲市	024,037,038	88.35
		中仙町	024,026	32.08
		協和町	067,080,107	14.51
	仙北市		345.37	
		角館町	017,018,032,058,071	91.62
		田沢湖町	028,031,041,043,072,125,128,133,138,146	42.07
		西木村	008,009,010,011,019,025,058,066,094	211.68
	美郷町		13.76	
		千畑町	003,013,014	13.76
	横手市		366.51	
		横手市	012,013,040,046,047,051,053,054	34.94
		増田町	012,013,043,044,045,051,052	267.37
		大森町	055	2.35
		山内村	002,005,043,112,130	61.85
	湯沢市		192.28	
		湯沢市	012,028,073,083	46.87
		稲川町	024,028,029	3.52
		雄勝町	013,021,024,026,027,034,051,075,094,096,108	116.28
		皆瀬村	001,038,045,053,090	25.61
羽後町		064,065,066,099,100	62.52	
東成瀬村		021,030,046,074	61.57	
	合計		1,474.64	

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考
	市町村	区域 (林班)		
急傾斜地 崩壊危険 区域	秋田市		34.93	
	秋田市	035,045,050,057,058,072,074,075,081,087,092, 100,102,108,114,120,133,137,210,218,219,226, 252,257,259,280,281,303,308	25.67	
	河辺町	034,042,091,092	2.94	
	雄和町	030,078,119	6.32	
	大仙市		2.73	
	大曲市	041	1.55	
	西仙北町	140	0.22	
	協和町	030,060	0.96	
	仙北市		14.19	
	角館町	071	8.21	
	田沢湖町	094,125,134	2.17	
	西木村	008,025,084,085,086,087	3.81	
	横手市		12.22	
	横手市	010,015,039,048	2.05	
	増田町	008	0.16	
	大森町	006,007,010,021,026,032,033,040,047,060,095, 096,106	9.66	
	山内村	039	0.35	
	湯沢市		25.18	
	湯沢市	011,024,025,026,028,030	9.36	
	稲川町	037,044	1.70	
	雄勝町	012,027,058,074,145,182,183	13.17	
	皆瀬村	051,054,055	0.95	
	羽後町	005,023,061,068,079,083,096,100,101,104,107, 145,153	37.22	
	東成瀬村	001,012,021,048	5.68	
	合計		132.15	

別表5 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳1)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (保安林)
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	秋田市		5.51	
		河辺町 052	5.51	干害防備保安林
	仙北市		0.50	
		田沢湖町 074	0.50	土砂流出防備保安林
	横手市		269.88	
		横手市 024,029,032	112.49	保健保安林
		増田町 031	2.80	土砂流出防備保安林
		増田町 001,002,003,004,005	116.39	保健保安林
		山内村 101	1.60	土砂流出防備保安林
		山内村 124,125	36.60	保健保安林
	湯沢市		133.85	
		湯沢市 031,056,131	82.83	土砂流出防備保安林
		湯沢市 002	21.83	保健保安林
		稲川町 015,017,022	5.29	土砂流出防備保安林
		雄勝町 165	6.08	土砂流出防備保安林
		皆瀬村 070	17.82	保健保安林
		羽後町 112	0.84	土砂崩壊防備保安林
		合計	410.58	
	土砂流出 防備保安林	大仙市		1.75
		西仙北町 094	1.75	なだれ防止保安林
仙北市			106.85	
		田沢湖町 074	0.50	土砂流出防備保安林
		田沢湖町 032,088	106.35	保健保安林
横手市			4.40	
		増田町 031	2.80	水源かん養保安林
		山内村 101	1.60	水源かん養保安林
湯沢市			113.20	
		湯沢市 031,056,131	82.83	水源かん養保安林
		湯沢市 021	0.10	干害防備保安林
		湯沢市 131	0.03	なだれ防止保安林
		稲川町 015,017,022	5.29	水源かん養保安林
		稲川町 013,018	16.57	保健保安林
		雄勝町 165	6.08	水源かん養保安林
		皆瀬村 035	1.75	土砂崩壊防備保安林
		皆瀬村 015	0.55	なだれ防止保安林
		合計	226.20	
土砂崩壊 防備保安林		秋田市		3.59
		秋田市 267	3.59	防風保安林
	横手市		3.85	
		山内村 012	3.85	なだれ防止保安林
	湯沢市		1.75	
		皆瀬村 035	1.75	土砂崩壊防備保安林
	羽後町	112	0.84	水源かん養保安林
東成瀬村	033	1.95	なだれ防止保安林	
	合計	11.98		
飛砂防備 保安林	秋田市		434.47	
		秋田市 267	9.62	防風保安林
		秋田市 266	0.86	干害防備保安林
		秋田市 030,031,032,085,269,274,287	423.99	保健保安林
	合計	434.47		
防風 保安林	秋田市		30.26	
		秋田市 267	3.59	土砂崩壊防備保安林
		秋田市 267	9.62	飛砂防備保安林
		秋田市 287	17.05	潮害防備保安林
		合計	30.26	
潮害防備 保安林	秋田市		17.05	
		秋田市 287	17.05	防風保安林
	合計	17.05		

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (保安林)
	市町村	区域(林班)		
干害防備 保安林	秋田市		168.58	
	秋田市	266	0.86	飛砂防備保安林
	秋田市	076,077,079	143.37	保健保安林
	秋田市	077	0.19	風致保安林
	河辺町	052	5.51	水源かん養保安林
	雄和町	121,123	18.65	保健保安林
	大仙市		74.24	
	大曲市	043	31.02	保健保安林
	協和町	137	6.95	保健保安林
	太田町	010,011,012	30.29	保健保安林
	仙北町	001	5.54	保健保安林
	仙北町	001	0.44	風致保安林
	仙北市		15.40	
	西木村	022	15.40	保健保安林
	美郷町		19.96	
	千畑町	030,031,032	19.96	保健保安林
	横手市		201.61	
	横手市	036,037,038,040	60.71	保健保安林
	平鹿町	012	15.13	保健保安林
	雄物川町	003,004	80.61	保健保安林
	山内村	066,102	45.16	保健保安林
	湯沢市		191.66	
	湯沢市	021	0.10	土砂流出防備保安林
	湯沢市	015,021,022,023	104.11	保健保安林
	皆瀬村	061,065,070,071	87.45	保健保安林
	羽後町	136	60.82	保健保安林
	東成瀬村	031	6.78	保健保安林
合計		739.05		
なだれ防止 保安林	大仙市		14.36	
	西仙北町	094	1.75	土砂流出防備保安林
	中仙町	009,010,011	12.61	保健保安林
	横手市		3.85	
	山内村	012	3.85	土砂崩壊防備保安林
	湯沢市		0.58	
	湯沢市	131	0.03	土砂流出防備保安林
	皆瀬村	015	0.55	土砂流出防備保安林
	東成瀬村	033	1.95	土砂崩壊防備保安林
	合計		20.74	
	保健 保安林	秋田市		586.01
秋田市		030,031,032,085,269,274,287	423.99	飛砂防備保安林
秋田市		076,077,079	143.37	干害防備保安林
雄和町		121,123	18.65	干害防備保安林
大仙市		86.41		
大曲市		043	31.02	干害防備保安林
中仙町		009,010,011	12.61	なだれ防止保安林
協和町		137	6.95	干害防備保安林
太田町		010,011,012	30.29	干害防備保安林
仙北町		001	5.54	干害防備保安林
仙北市		121.75		
田沢湖町		032,088	106.35	土砂流出防備保安林
西木村		022	15.40	干害防備保安林
美郷町		19.96		
千畑町		030,031,032	19.96	干害防備保安林
横手市		467.09		
横手市		024,029,032	112.49	水源かん養保安林
横手市		036,037,038,040	60.71	干害防備保安林
増田町		001,002,003,004,005	116.39	水源かん養保安林
平鹿町		012	15.13	干害防備保安林
雄物川町	003,004	80.61	干害防備保安林	
山内村	124,125	36.60	水源かん養保安林	
山内村	066,102	45.16	干害防備保安林	

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (保安林)
	市町村	区域(林班)		
保健 保安林	湯沢市		247.78	
	湯沢市	002	21.83	水源かん養保安林
	湯沢市	015,021,022,023	104.11	干害防備保安林
	稲川町	013,018	16.57	土砂流出防備保安林
	皆瀬村	070	17.82	水源かん養保安林
	皆瀬村	061,065,070,071	87.45	干害防備保安林
	羽後町	136	60.82	干害防備保安林
	東成瀬村	031	6.78	干害防備保安林
	合計		1,596.60	
風致 保安林	秋田市		0.19	
	秋田市	077	0.19	干害防備保安林
	大仙市		0.44	
	仙北町	001	0.44	干害防備保安林
	合計		0.63	

別表5 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳2)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (自然公園)
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	大仙市		27.68	
	太田町	011	27.68	県立公園 第3種特別地区
	仙北市		352.81	
	田沢湖町	038,041	39.19	国立公園 第2種特別地区
	田沢湖町	039,040,041,044,045,046	313.62	国立公園 第3種特別地区
	湯沢市		92.54	
	皆瀬村	059	92.54	国定公園 第2種特別地区
	合計		473.03	
土砂流出 防備保安林	秋田市		10.22	
	秋田市	103	4.55	県立公園 第3種特別地区
	河辺町	091	5.67	県立公園 第3種特別地区
	大仙市		51.02	
	太田町	004,005,012	51.02	県立公園 第3種特別地区
	仙北市		117.27	
	田沢湖町	045	2.66	国立公園 第3種特別地区
	田沢湖町	032,082,088	108.91	県立公園 第2種特別地区
	田沢湖町	082	5.70	県立公園 第3種特別地区
	湯沢市		128.84	
	雄勝町	057	6.68	国定公園 第3種特別地区
	皆瀬村	057,062	4.57	国定公園 第1種特別地区
	皆瀬村	058	11.66	国定公園 第2種特別地区
	皆瀬村	050,054,056,057,060,061,062	105.93	国定公園 第3種特別地区
	合計		307.35	
土砂崩壊 防備保安林	湯沢市		1.90	
	皆瀬村	061	1.90	国定公園 第3種特別地区
	合計		1.90	
干害防備 保安林	大仙市		18.83	
	太田町	010,011,012	18.83	県立公園 第3種特別地区 (保健保安林)
	仙北市		13.79	
	西木村	022	13.79	県立公園 第3種特別地区 (保健保安林)
	湯沢市		16.38	
皆瀬村	061	16.38	国定公園 第3種特別地区 (保健保安林)	
合計		49.00		

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (自然公園)
	市町村	区域(林班)		
なだれ防止 保安林	大仙市		1.31	
	太田町	004,005	1.31	県立公園 第3種特別地区
	仙北市		9.97	
	田沢湖町	082	2.59	県立公園 第2種特別地区
	西木村	022,096	7.38	県立公園 第3種特別地区
	湯沢市		2.80	
	皆瀬村	052,056	2.80	国定公園 第3種特別地区
	合計		14.08	
保健保安林	大仙市		18.83	
	太田町	010,011,012	18.83	県立公園 第3種特別地区 (干害防備保安林)
	仙北市		120.14	
	田沢湖町	032,088	106.35	県立公園 第2種特別地区 (土砂流出防備保安)
	西木村	022	13.79	県立公園 第3種特別地区 (干害防備保安林)
	湯沢市		16.38	
	皆瀬村	061	16.38	国定公園 第2種特別地区 (干害防備保安林)
	合計		155.35	
風致保安林	仙北市		3.23	
	西木村	096	3.23	県立公園 第2種特別地区
	合計		3.23	

別表5 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳3)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (その他制限林)	
	市町村	区域(林班)			
水源かん養 保安林	秋田市		158.06		
		雄和町	123,124,125,126	158.06	砂防指定地
	大仙市		102.08		
		中仙町	026	17.22	砂防指定地
		南外村	030	84.86	鳥獣保護区特別保護地区
	仙北市		199.53		
		田沢湖町	041	6.24	砂防指定地
		田沢湖町	038,039,040,041	193.29	鳥獣保護区特別保護地区
	美郷町		238.09		
		六郷町	003,004,005,006,007	238.09	鳥獣保護区特別保護地区
	横手市		54.38		
		横手市	036	0.45	都市計画 風致地区
		横手市	040	0.98	砂防指定地
		横手市	040	13.46	特別母樹林
		増田町	013	19.11	砂防指定地
		大森町	022,023	20.38	鳥獣保護区特別保護地区
	湯沢市		0.60		
		湯沢市	086	0.60	特別母樹林
		合計		752.74	
土砂流出 防備保安林	仙北市		189.03		
		田沢湖町	032,088	105.03	鳥獣保護区特別保護地区(保健保安林)
		西木村	043	84.00	鳥獣保護区特別保護地区
	湯沢市		8.83		
		湯沢市	025,026	7.38	都市計画 風致地区
		湯沢市	058	1.24	特別母樹林
		稲川町	029	0.21	砂防指定地
		東成瀬村	021	2.83	砂防指定地
		合計		200.69	
	土砂崩壊 防備保安林	秋田市		29.12	
		秋田市	075	0.65	急傾斜地崩壊危険区域
		秋田市	272,273	28.36	都市計画 風致地区
		河辺町	042	0.11	急傾斜地崩壊危険区域
横手市		1.30			
		横手市	039	0.61	都市計画 風致地区
		増田町	052	0.69	砂防指定地
湯沢市		0.98			
		湯沢市	025	0.39	都市計画 風致地区
		雄勝町	032	0.59	史跡・名勝天然記念物
		羽後町	023	1.10	史跡・名勝天然記念物
	合計	145	0.49	急傾斜地崩壊危険区域	
	合計		32.99		
飛砂防備 保安林	秋田市		160.37		
		秋田市	267,269	160.37	都市計画 風致地区
		合計		160.37	
干害防備 保安林	秋田市		35.88		
		秋田市	272	6.84	都市計画 風致地区
		雄和町	121	29.01	鳥獣保護区特別保護地区
		雄和町	123	0.03	砂防指定地
	大仙市		42.98		
		大曲市	043	31.02	鳥獣保護区特別保護地区(保健保安林)
		仙北町	001	5.98	鳥獣保護区特別保護地区
		仙北町	001	5.98	史跡・名勝天然記念物
	美郷町		43.49		
		千畑町	030,031,032	43.49	鳥獣保護区特別保護地区

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (その他制限林)	
	市町村	区域(林班)			
干害防備 保安林	横手市		40.83		
	横手市	036,037,038	16.15	都市計画 風致地区	
	横手市	040	24.68	特別母樹林 (保健保安林)	
	羽後町		136	19.09	鳥獣保護区特別保護地区
	合計			182.27	
なだれ防止 保安林	大仙市		12.61		
	中仙町	009,010,011	12.61	鳥獣保護区特別保護地区	
	湯沢市		0.90		
	湯沢市	025	0.89	都市計画 風致地区	
	湯沢市	025	0.01	急傾斜地崩壊危険区域	
	合計			13.51	
保健保安林	秋田市		164.43		
	秋田市	269	145.78	都市計画 風致地区 (飛砂防備保安林)	
	雄和町	121	18.62	鳥獣保護特別保護地区 (干害防備保安林)	
	雄和町	123	0.03	砂防指定地 (干害防備保安林)	
	大仙市		54.71		
	大曲市	043	31.02	鳥獣保護特別保護地区 (干害防備保安林)	
	中仙町	009,010,011	12.61	鳥獣保護特別保護地区 (なだれ防止保安林)	
	仙北町	001	5.54	鳥獣保護特別保護地区 (干害防備保安林)	
	仙北町	001	5.54	史跡・名勝天然記念物	
	仙北市		105.03		
	田沢湖町	032,088	105.03	鳥獣保護特別保護地区 (土砂流出防備保安林)	
	美郷町		13.11		
	千畑町	030,031,032	13.11	鳥獣保護特別保護地区 (干害防備保安林)	
	横手市		40.83		
	横手市	036,037,038	16.15	都市計画 風致地区 (干害防備保安林)	
	横手市	040	24.68	特別母樹林 (干害防備保安林)	
	羽後町		136	19.09	鳥獣保護特別保護地区 (干害防備保安林)
合計			397.20		
風致保安林	大仙市		5.40		
	大曲市	043	4.52	鳥獣保護区特別保護地区	
	仙北町	001	0.44	急傾斜地崩壊危険区域	
	仙北町	001	0.44	史跡・名勝天然記念物	
	合計			5.40	

別表5 重複指定制限林の所在及び面積(自然公園種別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
国立公園 第2種特別地区	仙北市		59.03	
	田沢湖町	038,041	59.03	鳥獣保護区特別保護地区
	合計		59.03	
国立公園 第3種特別地区	仙北市		160.34	
	田沢湖町	039,040,041	154.10	鳥獣保護区特別保護地区
	田沢湖町	041	6.24	砂防指定地
	合計		160.34	
国定公園 第1種特別地区	湯沢市		0.18	
	皆瀬村	055	0.18	急傾斜地崩壊危険区域
	合計		0.18	
国定公園 第2種特別地区	湯沢市		9.54	
	湯沢市	091	8.95	鳥獣保護区特別保護地区
	皆瀬村	054,055	0.59	急傾斜地崩壊危険区域
	合計		9.54	
国定公園 第3種特別地区	湯沢市		6.41	
	雄勝町	058	4.81	急傾斜地崩壊危険区域
	皆瀬村	051	0.18	急傾斜地崩壊危険区域
	皆瀬村	053	1.42	砂防指定地
	合計		6.41	
県立公園 第2種特別地区	仙北市		115.76	
	田沢湖町	031	9.10	砂防指定地
	田沢湖町	032,088	106.66	鳥獣保護区特別保護地区
	合計		115.76	
県立公園 第3種特別地区	秋田市		3.64	
	秋田市	102	0.13	急傾斜地崩壊危険区域
	河辺町	091,092	1.00	急傾斜地崩壊危険区域
	河辺町	093	2.51	史跡・名勝天然記念物
	合計		3.64	

別表5 重複指定制限林の所在及び面積(その他制限林種別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
自然環境保全 特別地域	大仙市		1.31	
	神岡町	004	1.31	鳥獣保護区特別保護地区
	横手市		8.78	
	大森町	048	8.78	鳥獣保護区特別保護地区
砂防指定地	秋田市		0.70	
	雄和町	119	0.70	急傾斜地崩壊危険区域
	仙北市		11.06	
	角館町	071	4.82	急傾斜地崩壊危険区域
	田沢湖町	041	6.24	鳥獣保護区特別保護地区
鳥獣保護区 特別保護地区	大仙市		17.42	
	仙北町	001	17.42	史跡・名勝天然記念物
	湯沢市		2.92	
	湯沢市	011	2.45	都市計画 風致地区
	湯沢市	011	0.47	急傾斜地崩壊危険区域
史跡・名勝 天然記念物	秋田市		15.57	
	秋田市	029,091,108	14.28	都市計画 風致地区
	秋田市	092	1.29	急傾斜地崩壊危険区域
	羽後町	023	3.51	急傾斜地崩壊危険区域
	合計		19.08	

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
都市計画 風致地区	秋田市		0.44	
	秋田市	114	0.44	急傾斜地崩壊危険区域
	横手市		0.04	
	横手市	039	0.04	急傾斜地崩壊危険区域
	湯沢市		3.90	
	湯沢市	025,026	3.90	急傾斜地崩壊危険区域
	合計		4.38	

別表6 水源森林地域の所在及び面積

市 町 村	名 称	指 定 の 区 域	指定面積 (ha)
秋田市	秋田市(秋田地区) 水源森林地域	秋田市36林班から38林班まで、52林班、63林班から64林班まで、76林班から77林班まで、79林班、101林班から102林班まで、141林班、145林班、152林班、165林班から167林班まで、173林班、217林班、262林班から266林班まで、270林班、272林班、278林班	1,812
	秋田市(河辺地区) 水源森林地域	河辺町14林班から16林班まで、19林班から20林班まで、22林班、41林班、46林班から47林班まで、52林班、75林班、120林班、124林班	1,437
	秋田市(雄和地区) 水源森林地域	雄和町19林班から20林班まで、27林班、56林班、61林班、69林班、121林班、123林班から126林班まで	848
大仙市	大仙市(大曲地区) 水源森林地域	大曲市36林班、43林班	143
	大仙市(西仙北地区) 水源森林地域	西仙北町18林班、22林班から24林班まで、34林班から35林班まで、38林班、43林班、60林班、62林班、72林班から73林班まで、140林班	1,003
	大仙市(中仙地区) 水源森林地域	中仙町11林班、23林班、26林班	195
	大仙市(協和地区) 水源森林地域	協和町11林班から12林班まで、26林班、30林班、81林班から82林班まで、92林班、98林班から99林班まで、118林班、122林班、128林班から129林班まで、137林班、143林班	1,419
	大仙市(太田地区) 水源森林地域	太田町10林班から12林班まで	176
	大仙市(仙北地区) 水源森林地域	仙北町1林班	17
	大仙市(南外地区) 水源森林地域	南外村3林班から5林班まで、30林班から31林班まで、40林班、44林班、54林班から55林班まで、70林班、88林班	978
仙北市	仙北市(角館地区) 水源森林地域	角館町71林班、76林班から84林班まで、87林班	683
	仙北市(田沢湖地区) 水源森林地域	田沢湖町9林班から12林班まで、14林班から16林班まで、19林班、23林班、38林班から41林班まで、44林班から47林班まで、59林班から63林班まで、74林班、79林班、99林班から121林班まで、129林班から132林班まで、136林班から137林班まで、143林班から144林班まで、146林班から147林班まで	3,945

市 町 村	名 称	指 定 の 区 域	水源森林地域指定図
仙北市	仙北市(西木地区) 水源森林地域	西木村21林班から22林班まで、35林班、63林班、65林班、82林班から83林班まで	844
美郷町	美郷町(六郷地区) 水源森林地域	六郷町1林班から16林班まで	863
	美郷町(千畑地区) 水源森林地域	千畑町1林班から8林班まで、10林班、12林班から27林班まで、29林班から32林班まで	1,653
	美郷町(仙南地区) 水源森林地域	仙南村1林班から7林班まで	413
横手市	横手市(横手地区) 水源森林地域	横手市1林班から2林班まで、6林班、18林班から26林班まで、29林班から32林班まで、34林班から38林班まで、40林班から45林班まで、47林班、61林班から62林班まで、67林班から76林班まで	2,499
	横手市(増田地区) 水源森林地域	増田町1林班から5林班まで、13林班から14林班まで、18林班、31林班から34林班まで	1,266
	横手市(平鹿地区) 水源森林地域	平鹿町11林班から14林班まで	185
	横手市(雄物川地区) 水源森林地域	雄物川町3林班から5林班まで、7林班、12林班から15林班まで、17林班から18林班まで、21林班から22林班まで、41林班から42林班まで	1,097
	横手市(大森地区) 水源森林地域	大森町2林班、15林班、18林班から27林班まで、30林班から31林班まで、35林班から37林班まで、50林班、61林班から64林班まで、67林班から68林班まで、103林班	1,845
	横手市(山内地区) 水源森林地域	山内村8林班、11林班から32林班まで、34林班から35林班まで、40林班、48林班から60林班まで、66林班から67林班まで、84林班から99林班まで、101林班から102林班まで、105林班から108林班まで、116林班、119林班から126林班まで、131林班から133林班まで	11,092
	湯沢市	湯沢市(湯沢地区) 水源森林地域	湯沢市2林班、15林班、21林班から23林班まで、34林班から41林班まで、44林班から47林班まで、55林班から56林班まで、69林班から70林班まで、74林班から75林班まで、84林班から86林班まで、92林班、95林班、98林班から100林班まで、110林班から111林班まで、119林班から128林班まで、134林班
湯沢市(稲川地区) 水源森林地域		稲川町7林班から9林班まで、14林班から17林班まで、36林班、41林班	631

市 町 村	名 称	指 定 の 区 域	水源森林地域指定図
湯沢市	湯沢市(雄勝地区) 水源森林地域	雄勝町13林班、57林班、68林班から69林班まで、71林班から73林班まで、76林班から77林班まで、80林班、86林班から91林班まで、94林班から96林班まで、99林班から103林班まで、113林班から118林班まで、126林班から128林班まで、133林班、135林班から142林班まで、147林班から155林班まで、157林班、165林班から172林班まで	4,310
	湯沢市(皆瀬地区) 水源森林地域	皆瀬村4林班から5林班まで、18林班から76林班まで、82林班、85林班、92林班	5,189
羽後町	羽後町水源森林地域	羽後町28林班から29林班まで、41林班から60林班まで、68林班、85林班から86林班まで、93林班から95林班まで、102林班、105林班、110林班から112林班まで、120林班、125林班、136林班、178林班、185林班から186林班まで、188林班から193林班まで、200林班から201林班まで	3,689
東成瀬村	東成瀬村水源森林地域	東成瀬村4林班から8林班まで、11林班、13林班から15林班まで、22林班から23林班まで、31林班、34林班、36林班から38林班まで、48林班から50林班まで、63林班から65林班まで、82林班、87林班から91林班まで、93林班から95林班まで、101林班から107林班まで	2,831

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1	森林計画区の概況	
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	1
(2)	地況	1
(3)	土地利用の現況	1
(4)	産業別生産額	2
(5)	産業別就業者数	2
2	森林の現況	
(1)	齢級別森林資源表	3
(2)	制限林普通林別森林資源表	5
(3)	市町村別森林資源表	7
(4)	所有形態別森林資源表	15
(5)	制限林の種類別面積	19
(6)	樹種別材積表	23
(7)	森林の被害	24
3	林業の動向	
(1)	保有山林規模別林家数及び面積	25
(2)	森林経営計画の認定状況	26
(3)	-1森林組合の現況	27
(3)	-2生産森林組合の現況	28
(4)	林業事業体等の現況	29
(5)	林業労働力の概況	30
(6)	林業機械化の概況	31
(7)	作業路等整備の概況	31
4	前期計画の実行状況	32
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2)	間伐面積	
(3)	人工造林・天然更新別面積	
(4)	林道の開設及び拡張の数量	
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	
5	林地の異動状況	33
(1)	森林より森林以外への移動	
(2)	森林以外より森林への移動	
6	森林資源の推移	34
	分期別期首資源表	
7	その他	35
(1)	スギ人工林間伐の目安	
(2)	スギ一般材・良質材生産施業基準	
(3)	市町村等による森林の整備の推進	

参考資料で特に出典のないものは、森林整備課の資料である。

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位(面積:ha, 比率:%)

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林③	民有林④		
総数	495,242	346,897	156,342	190,555	70	
市町村別内訳	秋田市	90,567	62,021	25,282	36,739	68
	大仙市	86,667	50,066	15,260	34,806	58
	仙北市	109,364	92,095	66,680	25,414	84
	美郷町	16,836	7,376	4,316	3,060	44
	横手市	69,304	37,592	1,778	35,814	54
	湯沢市	79,072	64,012	31,443	32,569	81
	羽後町	23,075	15,475	1,594	13,882	67
	東成瀬村	20,357	18,259	9,990	8,270	90

注) 1 出典:①国土地理院「平成25年全国都道府県市町村別面積調」、③東北森林管理局計画課、
④秋田県森林整備課

2 単位未満四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

3 表中符号は、次のとおりである。

「空白」…該当のないもの。

(2) 地況

I 計画の大綱-1 自然的社会的経済的背景及び森林計画区-(2) 自然的条件の
ア及びイ参照のこと。

(3) 土地利用の現況

単位(面積:ha, 比率:%)

区分	総数 ①	森 林			農 地 ④			その他
		計	国有林②	民有林③	総数	うち田	うち畑	
秋田市	90,567	62,021	25,282	36,739	9,260	8,560	702	19,286
大仙市	86,667	50,066	15,260	34,806	20,200	18,500	1,660	16,401
仙北市	109,364	92,095	66,680	25,414	5,510	4,920	595	11,759
美郷町	16,836	7,376	4,316	3,060	6,650	6,220	432	2,810
横手市	69,304	37,592	1,778	35,814	17,800	15,600	2,160	13,912
湯沢市	79,072	64,012	31,443	32,569	6,750	5,890	864	8,310
羽後町	23,075	15,475	1,594	13,882	4,040	3,600	440	3,560
東成瀬村	20,357	18,259	9,990	8,270	634	394	240	1,464
計	495,242	346,897	156,342	190,555	70,844	63,684	7,093	77,501
構成比	100	70	32	38	14	13	1	16
対全県比	43	41	40	43	47	49	37	44
全県	1,163,632	838,104	391,191	446,914	150,100	130,700	19,400	175,428
県構成比	100	72	34	38	13	11	2	15

注) 1 出典~①国土地理院「平成25年全国都道府県市町村別面積調」、②東北森林管理局計画課、
③秋田県森林整備課、④耕地面積は、第60次秋田県農林水産統計年報(平成24、25年)

2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

3 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

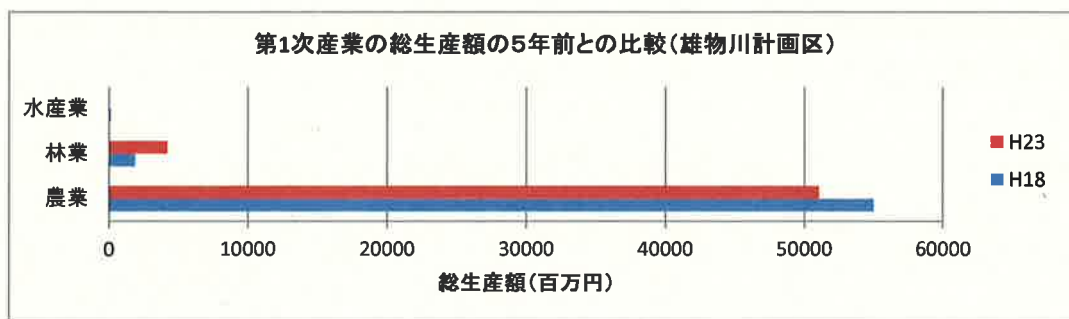
「0」…掲載単位に満たないもの。

(4) 産業別総生産額

単位(総生産額:百万円、比率:%)

市町村	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
秋田市	1,231,241	7,116	6,353	741	22	144,658	1,079,467
大仙市	255,756	14,088	13,406	682	0	39,024	202,644
仙北市	78,181	4,211	3,698	513	0	12,151	61,819
美郷町	46,925	4,244	4,160	84	0	8,678	34,003
横手市	304,797	16,134	14,912	1,216	6	65,244	223,419
湯沢市	138,178	4,917	4,275	610	32	26,957	106,304
羽後町	34,891	4,251	3,975	276	0	7,008	23,632
東成瀬村	6,706	420	266	153	1	2,307	3,979
計	2,096,675	55,381	51,045	4,275	61	306,027	1,735,267
構成比	100	3	2	0	0	15	83
全県	3,465,955	113,310	101,612	9,522	2,176	630,237	2,722,408
県対比	60	49	50	45	3	49	64

- 注) 1 出典:平成23年度版「秋田県市町村経済計算」。
 2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。
 3 表中符号は、次のとおりである。「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

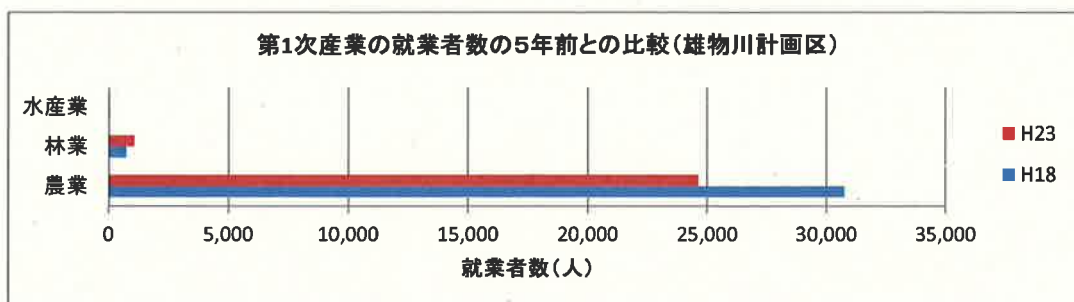


(5) 産業別就業者数

単位(就業者数:人、比率:%)

市町村	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	漁業		
秋田市	147,018	3,066	2,700	345	21	23,583	114,459
大仙市	42,349	6,142	5,983	149	10	11,226	24,856
仙北市	13,954	1,883	1,658	223	2	3,556	8,470
美郷町	10,881	1,904	1,880	24		3,411	5,557
横手市	47,396	7,939	7,802	135	2	12,282	27,145
湯沢市	23,991	3,207	3,051	142	14	7,924	12,834
羽後町	8,142	1,384	1,339	45	0	2,838	3,918
東成瀬村	1,445	238	205	32	1	534	671
計	295,176	25,763	24,618	1,095	50	65,354	197,910
構成比	100	9	8	0	0	23	65
全県	503,106	49,929	46,534	2,518	877	124,501	321,378
県対比	59	52	53	43	6	52	62

- 注) 1 出典:平成26年秋田県勢要覧
 2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。
 3 表中符号は、次のとおりである。「-」…該当のないもの。
 4 総数には「分類不能の産業」を含む。



2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

林種	施業方法	針広別	樹種	年間成長量	区分	総数	1 齢級	2 齢級	3 齢級	4 齢級	5 齢級	6 齢級	7 齢級	8 齢級	9 齢級	10 齢級	11 齢級					
人	合計			771,976	面積	189,551	684	1,047	1,576	2,829	4,914	8,923	16,225	20,180	27,374	30,637	27,404					
					材積	45,149,445	-	8,202	60,258	218,743	583,272	1,482,129	3,136,265	6,116,977	7,212,065	6,661,580						
	人工林	針葉樹	スギ	703,011	面積	97,641	347	404	743	1,609	3,298	6,780	10,600	11,361	11,093	13,194	13,744	11,483				
					材積	31,910,815	-	433	27,347	143,215	444,403	1,247,780	2,444,638	4,165,857	4,827,975	4,382,356						
		育成	針葉樹	スギ	687,456	面積	91,936	321	358	684	1,515	3,211	6,628	10,429	12,999	11,110	12,999	13,185	10,069			
						材積	30,520,064	-	-	25,414	136,457	435,431	1,227,481	2,409,045	3,040,041	4,118,894	4,707,976	4,022,560				
			単層林	育成	針葉樹	700,135	面積	97,150	332	383	726	1,566	3,263	6,753	10,585	11,334	11,334	13,153	13,704	11,444		
							材積	31,774,960	-	359	26,651	139,662	440,778	1,243,036	2,440,876	3,092,746	4,153,105	4,813,310	4,367,942			
				広葉樹	育成	針葉樹	685,075	面積	91,582	310	344	674	1,502	3,185	6,605	10,414	11,093	12,959	13,146	10,042		
								材積	30,408,206	-	-	25,025	135,126	432,238	1,223,267	2,405,424	3,035,155	4,106,489	4,693,517	4,010,949		
					育成	その他	12,147	面積	4,521	13	9	9	20	12	13	50	8,809	10,299	25,157	115	424	1,370
								材積	1,180,620	-	-	419	1,844	1,610	1,932	8,809	10,299	25,157	100,206	347,577		
林	育成	広葉樹	スギ	2,913	面積	1,048	10	30	43	43	66	135	121	187	79	134	32					
					材積	186,134	-	359	1,207	2,692	6,930	17,837	26,643	47,292	21,459	19,587	9,416					
	育成	復層林	スギ	2,876	面積	491	15	22	17	43	34	27	16	16	27	41	39	38				
					材積	135,855	-	74	696	3,553	3,625	4,744	3,762	6,827	12,752	14,665	14,414					
	復層林	育成	針葉樹	2,381	面積	354	12	15	10	13	26	23	15	17	40	39	28					
					材積	111,858	-	-	389	1,331	3,193	4,214	3,621	4,886	12,405	14,459	11,611					
	復層林	育成	その他	299	面積	85	-	1	1	13	-	-	2	0	9	0	1	10				
					材積	20,003	-	-	18	1,202	297	6	1,794	39	175	2,648						
	天然林	育成	単層林	針葉樹	196	面積	52	3	6	7	17	9	9	2	1	0	1	0				
						材積	3,994	-	74	289	1,020	432	233	135	308	31	155					
	天然林	育成	復層林	針葉樹	68,965	面積	91,910	337	643	833	1,221	1,616	2,143	5,625	8,820	14,179	16,894	15,921				
						材積	13,238,630	0	7,769	32,911	75,528	138,869	234,349	691,627	1,951,120	2,384,090	2,279,224					
育成		復層林	針葉樹	268	面積	229	13	3	4	3	13	0	9	6	6	20	20					
					材積	30,613	-	48	156	184	1,201	31	1,012	843	2,896	3,782	2,792					
単層林		育成	針葉樹	34	面積	11	-	-	0	0	0	-	-	0	0	2	2	0				
					材積	2,768	-	-	3	27	51	-	-	4	438	408	53					
単層林		育成	広葉樹	234	面積	218	13	3	4	3	13	0	9	6	6	18	24	19				
					材積	27,845	-	48	153	157	1,150	31	1,012	839	2,458	3,374	2,739					
育成		復層林	針葉樹	2,037	面積	2,744	18	68	7	4	1	6	30	76	30	271	346	393				
					材積	389,649	-	420	220	246	96	683	3,829	9,976	37,030	48,074	56,449					
復層林		育成	針葉樹	155	面積	57	-	-	-	1	0	0	2	2	1	2	1	8				
					材積	15,465	-	-	-	93	64	52	411	239	452	155	1,963					
天然林	育成	単層林	針葉樹	1,882	面積	2,687	18	68	7	3	0	6	28	74	269	345	385					
					材積	374,184	-	420	220	153	32	631	3,418	9,737	36,578	47,919	54,486					
天然林	生林	針葉樹	針葉樹	66,660	面積	88,937	306	571	823	1,214	1,602	2,137	5,586	8,738	13,889	16,522	15,508					
					材積	12,818,368	-	7,301	32,535	75,098	137,572	233,635	686,786	1,147,347	1,911,194	2,332,234	2,219,983					
生林	育成	針葉樹	針葉樹	5,981	面積	1,980	0	0	10	9	1	22	20	68	83	135	231					
					材積	564,693	-	-	380	605	145	4,354	4,721	15,741	23,466	33,934	63,172					
天然林	育成	広葉樹	針葉樹	60,679	面積	86,957	550	351	394	508	790	1,168	1,675	2,191	5,365	8,610	13,345					
					材積	12,253,675	-	4,143	14,606	28,879	68,457	124,925	202,667	730,532	1,195,186	1,884,864						

単位(面積:ha、材積:㎡、成長量:㎡、竹:束)

林種	施業方法	針広別	樹種	区分	12齡級	13齡級	14齡級	15齡級	16齡級	17齡級	18齡級	19齡級	20齡級	21齡級以上					
人工林	合計			面積	18,133	10,422	5,641	4,391	3,258	2,329	1,520	996	764	1,063					
				材積	5,135,624	3,017,987	1,487,017	1,396,026	1,057,448	882,917	699,925	476,661	346,990	405,176					
	人工林計	針葉樹		面積	9,258	5,023	1,921	2,056	1,520	1,365	1,163	805	531	437					
				材積	3,835,787	2,212,784	921,357	1,032,301	778,338	718,121	632,940	435,574	304,753	255,283					
		育成	針葉樹		面積	7,965	4,313	1,768	1,944	1,413	1,295	1,103	707	501	416				
					材積	3,489,119	2,016,211	878,212	999,825	746,494	697,446	405,803	296,223	250,793					
			単層林	針葉樹		面積	9,210	4,972	1,909	2,047	1,511	1,357	1,148	826	526	435			
						材積	3,817,125	2,194,438	915,924	1,027,829	773,245	713,154	431,311	302,612	254,091				
				複層林	針葉樹		面積	7,930	4,289	1,757	1,937	1,404	1,286	1,088	703	499	414		
							材積	3,474,272	2,005,210	872,840	995,897	741,569	692,507	403,447	295,071	249,639			
					其他	針葉樹		面積	1,221	648	142	104	101	63	43	20	20	9	
								材積	328,783	181,408	41,409	31,008	30,926	19,511	26,447	6,679	2,859		
						其他		面積	59	36	10	7	5	8	17	9	6	11	
								材積	14,070	7,820	1,675	924	750	1,136	1,417	862	1,593		
								面積	48	50	12	9	9	11	11	5	2		
天然林	合計		面積	18,662	18,346	5,433	4,472	5,093	4,967	6,174	4,263	2,141	1,192						
			材積	35	24	11	8	9	9	15	4	2	2						
	育成	針葉樹		面積	14,847	11,001	5,372	3,928	4,925	4,939	6,075	2,356	1,152	1,154					
				材積	12	26	0	2	1	0	0	5	3	0					
		複層林	針葉樹		面積	3,178	7,187	61	527	166	28	99	1,654	886	38				
					材積	2	0	0	0	0	0	2	253	103	0				
			其他	針葉樹		面積	637	158	0	17	2	0	0	0	0	0			
						材積	8,875	5,399	3,721	2,335	1,738	963	357	191	233	627			
				天然林計	針葉樹		面積	1,299,837	805,203	565,656	363,725	279,110	164,796	66,985	41,087	42,237	149,893		
							材積	42	43	11	1	2	1	0	0	0	12		
					育成	針葉樹		面積	6,059	6,760	1,565	178	453	275	45	90	39	2,204	
								材積	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	
						単層林	針葉樹		面積	102	1,110	20	24	299	105	16	78	30	0
									材積	41	39	11	1	1	1	0	0	0	12
							天然林	針葉樹		面積	5,957	5,650	1,545	154	154	170	29	29	12
	材積	442	449	258	144	90			57	28	40	12	2,204						
複層林	針葉樹		面積	64,486	66,229	39,252		21,910	13,801	9,107	5,293	8,577	1,330	2,641					
			材積	9	8	9		3	1	1	2	3	0	4					
	天然林	針葉樹		面積	2,559	2,348		2,636	934	232	260	726	1,122	1,219					
				材積	432	440		249	141	90	57	36	6	7					
		生林	針葉樹		面積	61,927		63,881	36,616	20,976	13,569	8,847	4,567	7,455	1,330				
					材積	8,392		4,908	3,452	2,190	1,646	904	151	227	1,422				
			其他	針葉樹		面積		1,229,292	732,214	524,839	341,637	264,856	155,414	61,647	32,420	40,868			
						材積		346	255	191	131	106	89	58	66	81			
				其他	針葉樹			面積	98,396	73,032	57,265	39,199	33,196	27,847	23,975	18,509	21,196		
	材積	16,004	14,690			7,914	4,553	3,246	2,082	830	261	891							
其他	針葉樹		面積	2,293,485	2,132,536	1,165,342	679,980	490,948	319,626	245,310	144,904	41,857							
			材積	190,555	45,149,445	190,555	45,149,445												

区分	面積	束数
竹林	3	0

区分	面積	材積
無立地	385	0
伐採跡地	617	0
合計	1,001	0

区分	面積	材積
立木竹地	189,554	45,149,445
無立木地	1,001	0
民有林合計	190,555	45,149,445

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分	立木										地				
	総数					人					林				
	合計					育成単層林					育成複層林				
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹
総数	190,555	98,588	90,963	97,641	96,541	1,100	97,150	96,103	1,048	491	439	52			
面積	45,149,445	32,303,613	12,845,832	31,910,815	31,720,687	190,128	31,774,960	31,588,826	186,134	135,855	131,861	3,994			
成長量	771,976	706,072	65,904	703,011	699,902	3,109	700,135	697,222	2,913	2,876	2,680	196			
制限	42,060	20,053	21,877	19,861	19,603	258	19,697	19,470	228	164	134	30			
普通	9,215,829	6,035,915	3,179,914	5,943,692	5,913,398	30,294	5,904,044	5,875,105	28,939	39,648	38,293	1,355			
林	160,168	143,169	16,999	142,361	141,777	584	141,500	141,019	481	861	758	103			
普通	148,495	78,535	69,086	77,780	76,938	842	77,453	76,633	820	327	305	22			
林	35,933,616	26,267,698	9,665,918	25,967,123	25,807,289	159,834	25,870,916	25,713,721	157,195	96,207	93,568	2,639			
成長量	611,808	562,903	48,905	560,650	558,125	2,525	558,635	556,203	2,432	2,015	1,922	93			

単位(面積:ha、材積:㎡、成長量:㎡、竹:束)

区分	立											地			竹林		人工 林率		
	木											無立木地		計	伐採 跡地	無立 木地			
	天然											育成複層林						天然生林	
	合計			育成単層林			育成複層林			計	広葉樹	針葉樹	計					針葉樹	広葉樹
計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計					針葉樹	広葉樹	計	針葉樹		
総面積	91,910	2,047	89,863	229	11	218	2,744	57	2,687	88,937	1,980	86,957	3	1,001	385	617	52%		
材積	13,238,630	582,926	12,655,704	30,613	2,768	27,845	389,649	15,465	374,184	12,818,368	564,693	12,253,675	-	-	-	-	-		
成長量	68,965	6,170	62,795	268	34	234	2,037	155	1,882	66,660	5,981	60,679	-	-	-	-	-		
制限林	22,068	449	21,619	118	1	117	741	25	716	21,209	423	20,786	0	131	25	106	47%		
材積	3,272,137	122,517	3,149,620	16,284	350	15,934	110,536	6,685	103,851	3,145,317	115,482	3,029,835	-	-	-	-	-		
成長量	17,807	1,392	16,415	141	2	139	582	71	511	17,084	1,319	15,765	-	-	-	-	-		
普通林	69,842	1,598	68,244	111	9	101	2,003	32	1,972	67,728	1,556	66,171	3	871	360	511	53%		
材積	9,966,493	460,409	9,506,084	14,329	2,418	11,911	279,113	8,780	270,333	9,673,051	449,211	9,223,840	-	-	-	-	-		
成長量	51,158	4,778	46,380	127	32	95	1,455	84	1,371	49,576	4,662	44,914	-	-	-	-	-		

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

「0」…掲載単位に満たないもの。

(3) 市町村別森林資源表

区分	面積 材積	総数	立 木					
			総数			人		
			計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
総数	面積 材積	190,555 45,149,445	189,551 45,149,445	98,588 32,303,613	90,963 12,845,832	97,641 31,910,815	96,541 31,720,687	1,100 190,128
秋田市	面積 材積	36,739 8,695,276	36,469 8,695,276	22,036 6,671,751	14,433 2,023,525	21,488 6,511,733	21,333 6,473,129	156 38,604
秋田市	面積 材積	19,264 4,635,344	19,064 4,635,344	12,313 3,678,700	6,751 956,644	11,729 3,514,119	11,648 3,491,769	81 22,350
河辺町	面積 材積	8,202 1,770,664	8,149 1,770,664	4,461 1,258,400	3,688 512,264	4,498 1,267,904	4,449 1,255,187	49 12,717
雄和町	面積 材積	9,273 2,289,268	9,256 2,289,268	5,262 1,734,651	3,994 554,617	5,261 1,729,710	5,236 1,726,173	26 3,537
大仙市	面積 材積	34,806 8,223,395	34,475 8,223,395	18,751 6,088,359	15,724 2,135,036	18,498 6,007,161	18,403 5,993,295	94 13,866
大曲市	面積 材積	2,652 591,032	2,606 591,032	1,214 413,529	1,392 177,503	1,176 402,656	1,173 402,318	3 338
神岡町	面積 材積	616 163,034	607 163,034	331 124,183	276 38,851	302 115,309	300 114,833	3 476
西仙北町	面積 材積	10,534 2,407,615	10,485 2,407,615	5,451 1,732,413	5,033 675,202	5,378 1,707,587	5,343 1,703,169	35 4,418
中仙町	面積 材積	1,523 400,075	1,515 400,075	890 308,175	626 91,900	872 302,877	866 301,750	6 1,127
協和町	面積 材積	12,254 2,975,751	12,088 2,975,751	7,109 2,298,415	4,979 677,336	7,108 2,295,150	7,079 2,290,660	29 4,490
太田町	面積 材積	829 257,722	824 257,722	627 228,793	198 28,929	620 226,126	619 225,984	1 142
仙北町	面積 材積	17 6,956	17 6,956	16 6,755	2 201	17 6,956	16 6,755	2 201
南外村	面積 材積	6,381 1,421,210	6,332 1,421,210	3,115 976,096	3,218 445,114	3,024 950,500	3,007 947,826	16 2,674
仙北市	面積 材積	25,414 6,024,777	25,263 6,024,777	13,410 4,273,386	11,852 1,751,391	13,714 4,294,999	13,312 4,245,778	402 49,221
角館町	面積 材積	5,225 1,366,946	5,178 1,366,946	3,025 1,066,906	2,153 300,040	3,149 1,074,081	2,977 1,052,847	172 21,234
田沢湖町	面積 材積	10,953 2,585,795	10,912 2,585,795	5,512 1,733,672	5,401 852,123	5,594 1,740,260	5,481 1,725,419	113 14,841
西木村	面積 材積	9,236 2,072,036	9,173 2,072,036	4,874 1,472,808	4,299 599,228	4,971 1,480,658	4,855 1,467,512	117 13,146
美郷町	面積 材積	3,060 918,764	3,052 918,764	2,059 778,485	993 140,279	2,055 772,185	2,032 769,090	22 3,095
六郷町	面積 材積	863 228,916	862 228,916	495 176,477	368 52,439	502 177,536	494 176,096	9 1,440
千畑町	面積 材積	1,735 553,637	1,729 553,637	1,282 491,285	446 62,352	1,270 483,816	1,256 482,271	14 1,545
仙南村	面積 材積	462 136,211	461 136,211	282 110,723	179 25,488	283 110,833	282 110,723	0 110
横手市	面積 材積	35,814 8,092,071	35,779 8,092,071	16,461 5,389,307	19,318 2,702,764	16,052 5,241,836	15,910 5,226,400	142 15,436
横手市	面積 材積	4,428 1,098,282	4,420 1,098,282	2,160 777,271	2,261 321,011	2,089 749,546	2,056 745,887	33 3,659
増田町	面積 材積	4,395 965,166	4,393 965,166	1,954 635,829	2,439 329,337	1,889 614,755	1,876 613,344	13 1,411
平鹿町	面積 材積	567 121,050	566 121,050	252 75,924	313 45,126	235 70,134	231 69,639	4 495
雄物川町	面積 材積	2,754 690,210	2,754 690,210	1,613 533,865	1,141 156,345	1,517 505,466	1,504 504,614	13 852
大森町	面積 材積	6,429 1,549,957	6,421 1,549,957	3,597 1,167,755	2,823 382,202	3,499 1,132,460	3,472 1,129,957	28 2,503
十文字町	面積 材積	3 1,193	3 1,193	3 1,095	1 98	2 970	2 970	- -
山内村	面積 材積	17,219 3,660,126	17,204 3,660,126	6,873 2,192,888	10,330 1,467,238	6,813 2,163,867	6,761 2,157,351	52 6,516
大雄村	面積 材積	18 6,087	18 6,087	9 4,680	10 1,407	8 4,638	8 4,638	- -

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

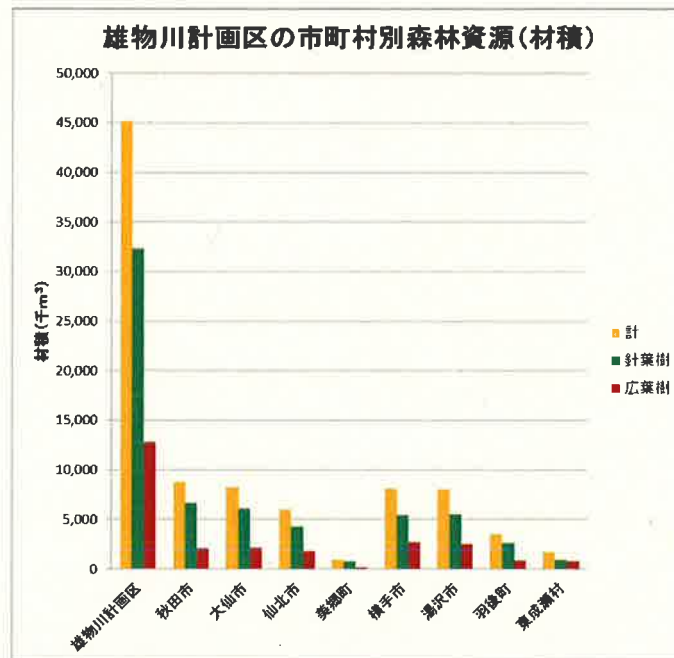
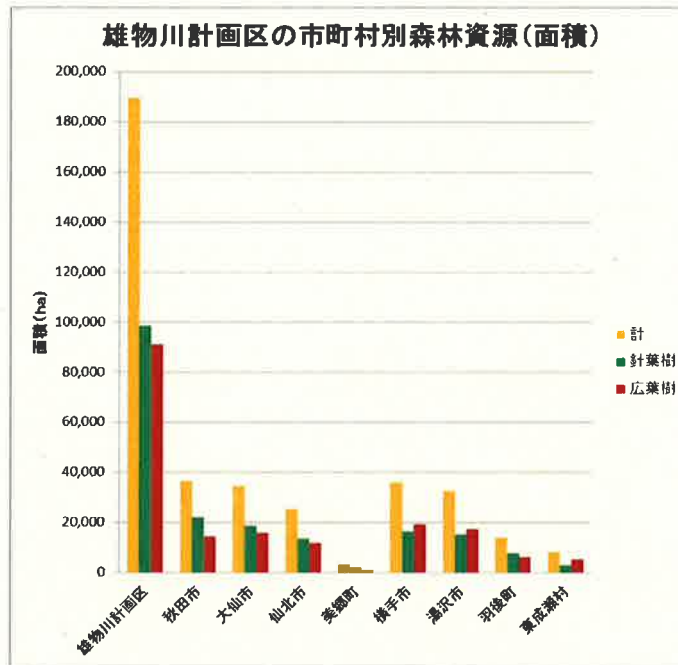
「-」…該当のないもの。

「0」…掲載単位に満たないもの。

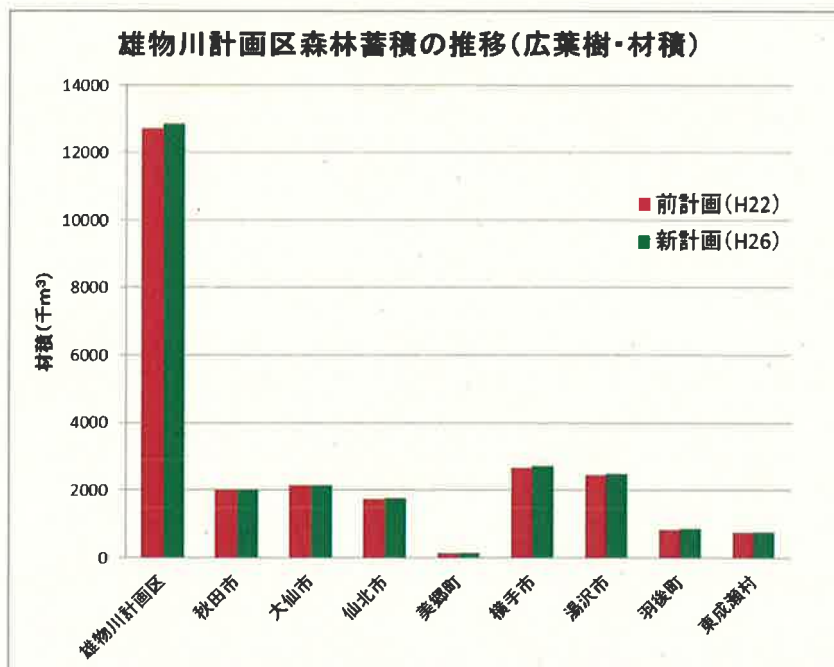
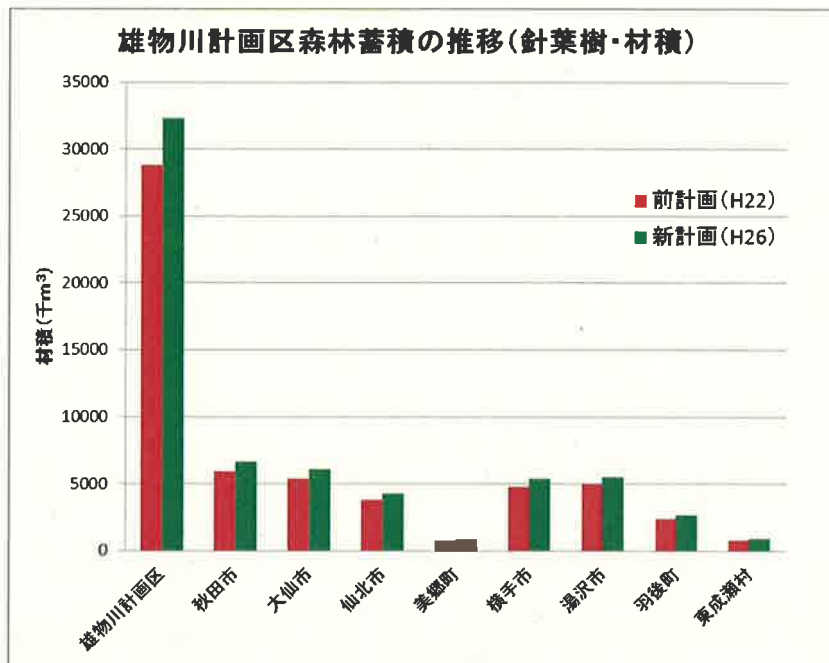
地					
工			林		
育成單層林			育成複層林		
計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
97,150	96,103	1,048	491	439	52
31,774,960	31,588,826	186,134	135,855	131,861	3,994
21,431	21,279	153	57	54	3
6,497,160	6,458,675	38,485	14,573	14,454	119
11,685	11,606	79	44	43	1
3,501,443	3,479,137	22,306	12,676	12,632	44
4,494	4,445	49	4	4	-
1,267,127	1,254,410	12,717	777	777	-
5,253	5,228	24	9	8	1
1,728,590	1,725,128	3,462	1,120	1,045	75
18,400	18,308	92	97	95	2
5,980,051	5,966,341	13,710	27,110	26,954	156
1,156	1,153	3	19	19	-
396,993	396,655	338	5,663	5,663	-
302	300	3	-	-	-
115,309	114,833	476	-	-	-
5,368	5,333	35	10	10	0
1,704,048	1,699,646	4,402	3,539	3,523	16
870	864	6	2	2	-
301,908	300,781	1,127	969	969	-
7,044	7,016	27	64	62	2
2,278,346	2,273,996	4,350	16,804	16,664	140
620	619	1	-	-	-
226,126	225,984	142	-	-	-
17	16	2	-	-	-
6,956	6,755	201	-	-	-
3,023	3,007	16	1	1	-
950,365	947,691	2,674	135	135	-
13,625	13,234	391	89	78	11
4,274,165	4,225,730	48,435	20,834	20,048	786
3,148	2,976	172	1	1	-
1,073,816	1,052,582	21,234	265	265	-
5,533	5,425	108	61	55	5
1,725,867	1,711,501	14,366	14,393	13,918	475
4,944	4,833	111	28	22	6
1,474,482	1,461,647	12,835	6,176	5,865	311
2,051	2,029	22	4	3	0
771,389	768,300	3,089	796	790	6
502	494	9	-	-	-
177,536	176,096	1,440	-	-	-
1,266	1,253	13	4	3	0
483,020	481,481	1,539	796	790	6
283	282	0	-	-	-
110,833	110,723	110	-	-	-
15,944	15,832	112	109	79	30
5,216,926	5,203,145	13,781	24,910	23,255	1,655
2,052	2,028	24	37	28	9
739,661	736,731	2,930	9,885	9,156	729
1,875	1,867	8	13	9	5
610,966	609,701	1,265	3,789	3,643	146
235	231	4	-	-	-
70,134	69,639	495	-	-	-
1,495	1,491	4	22	13	9
502,220	501,457	763	3,246	3,157	89
3,472	3,449	22	28	22	5
1,126,487	1,124,483	2,004	5,973	5,474	499
2	2	-	-	-	-
970	970	-	-	-	-
6,804	6,754	50	9	7	2
2,161,850	2,155,526	6,324	2,017	1,825	192
8	8	-	-	-	-
4,638	4,638	-	-	-	-

区分	総数	立 木						
		総数			人 合 計			
		計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	
湯沢市	面積	32,569	32,505	15,221	17,283	15,146	14,960	186
	材積	8,005,589	8,005,589	5,519,615	2,485,974	5,494,254	5,446,219	48,035
湯沢市	面積	9,178	9,159	4,476	4,684	4,328	4,252	76
	材積	2,226,218	2,226,218	1,547,907	678,311	1,505,313	1,485,627	19,686
稲川町	面積	3,355	3,350	1,408	1,942	1,397	1,391	6
	材積	783,417	783,417	511,506	271,911	507,649	506,320	1,329
雄勝町	面積	13,033	13,003	7,133	5,870	7,200	7,124	76
	材積	3,601,603	3,601,603	2,752,596	849,007	2,773,338	2,749,947	23,391
皆瀬村	面積	7,003	6,992	2,204	4,788	2,221	2,193	28
	材積	1,394,351	1,394,351	707,606	686,745	707,954	704,325	3,629
羽後町	面積	13,882	13,827	7,738	6,089	7,743	7,684	59
	材積	3,511,411	3,511,411	2,652,169	859,242	2,653,976	2,637,379	16,597
東成瀬村	面積	8,270	8,181	2,910	5,270	2,945	2,906	38
	材積	1,678,162	1,678,162	930,541	747,621	934,671	929,397	5,274

- 注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。
 2 表中符号は、次のとおりである。
 「-」…該当のないもの。 「0」…掲載単位に満たないもの。



地					
工			林		
育成単層林			育成複層林		
計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
15,072	14,891	181	74	69	5
5,468,967	5,421,979	46,988	25,287	24,240	1,047
4,317	4,242	75	11	11	1
1,501,858	1,482,206	19,652	3,455	3,421	34
1,384	1,378	6	13	13	0
501,924	500,598	1,326	5,725	5,722	3
7,165	7,092	73	35	32	3
2,761,156	2,738,707	22,449	12,182	11,240	942
2,207	2,180	27	14	13	1
704,029	700,468	3,561	3,925	3,857	68
7,688	7,630	58	55	55	1
2,633,924	2,617,541	16,383	20,052	19,838	214
2,939	2,900	38	6	6	0
932,378	927,115	5,263	2,293	2,282	11



(3) 市町村別森林資源表のつづき

区分		立 木 地								
		天 然 林								
		合計			育成単層林			育成複層林		
		計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
総数	面積 材積	91,910 13,238,630	2,047 582,926	89,863 12,655,704	229 30,613	11 2,768	218 27,845	2,744 389,649	57 15,465	2,687 374,184
秋田市	面積 材積	14,981 2,183,543	703 198,622	14,277 1,984,921	35 3,971	1 374	34 3,597	478 61,643	1 460	477 61,183
秋田市	面積 材積	7,335 1,121,225	665 186,931	6,670 934,294	11 1,050	1 371	10 679	35 5,108	1 380	33 4,728
河辺町	面積 材積	3,651 502,760	12 3,213	3,639 499,547	15 2,068	0 3	15 2,065	120 10,583	-	120 10,583
雄和町	面積 材積	3,995 559,558	26 8,478	3,968 551,080	9 853	-	9 853	324 45,952	0 80	324 45,872
大仙市	面積 材積	15,978 2,216,234	348 95,064	15,629 2,121,170	34 5,034	3 664	31 4,370	470 65,841	7 1,420	463 64,421
大曲市	面積 材積	1,430 188,376	41 11,211	1,389 177,165	0 49	0 49	-	68 9,558	2 325	66 9,233
神岡町	面積 材積	305 47,725	31 9,350	274 38,375	-	-	-	-	-	-
西仙北町	面積 材積	5,106 700,028	108 29,244	4,999 670,784	10 1,304	2 382	8 922	127 17,079	-	127 17,079
中仙町	面積 材積	643 97,198	24 6,425	620 90,773	13 2,323	-	13 2,323	52 7,563	-	52 7,563
協和町	面積 材積	4,980 680,601	30 7,755	4,950 672,846	8 981	1 233	7 748	173 24,154	1 206	172 23,948
太田町	面積 材積	204 31,596	7 2,809	197 28,787	2 288	-	2 288	15 2,172	-	15 2,172
仙北町	面積 材積	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南外村	面積 材積	3,309 470,710	107 28,270	3,201 442,440	1 89	-	1 89	36 5,315	5 889	32 4,426
仙北市	面積 材積	11,549 1,729,778	98 27,608	11,450 1,702,170	19 2,573	0 85	19 2,488	927 135,139	-	927 135,139
角館町	面積 材積	2,028 292,865	48 14,059	1,981 278,806	6 806	0 85	5 721	219 30,900	-	219 30,900
田沢湖町	面積 材積	5,319 845,535	31 8,253	5,288 837,282	13 1,720	-	13 1,720	402 60,844	-	402 60,844
西木村	面積 材積	4,201 591,378	19 5,296	4,182 586,082	0 47	-	0 47	306 43,395	-	306 43,395
美郷町	面積 材積	997 146,579	27 9,395	970 137,184	0 29	-	0 29	69 8,673	-	69 8,673
六郷町	面積 材積	360 51,380	1 381	359 50,999	-	-	-	13 1,735	-	13 1,735
千畑町	面積 材積	459 69,821	26 9,014	433 60,807	0 29	-	0 29	56 6,938	-	56 6,938
仙南村	面積 材積	178 25,378	-	178 25,378	-	-	-	-	-	-
横手市	面積 材積	19,727 2,850,235	551 162,907	19,176 2,687,328	29 3,930	1 230	28 3,700	206 29,430	18 5,235	188 24,195
横手市	面積 材積	2,332 348,736	103 31,384	2,228 317,352	1 32	-	1 32	39 5,133	2 620	37 4,513
増田町	面積 材積	2,505 350,411	78 22,485	2,426 327,926	0 42	0 10	0 32	19 2,714	-	19 2,714
平鹿町	面積 材積	331 50,916	22 6,285	309 44,631	-	-	-	-	-	-
雄物川町	面積 材積	1,237 184,744	109 29,251	1,128 155,493	5 563	-	5 563	57 9,976	13 3,610	44 6,366
大森町	面積 材積	2,921 417,497	126 37,798	2,796 379,699	3 497	1 220	2 277	65 7,878	3 1,005	62 6,873
十文字町	面積 材積	1 223	0 125	1 98	-	-	-	-	-	-
山内村	面積 材積	10,391 1,496,259	112 35,537	10,279 1,460,722	19 2,796	-	19 2,796	26 3,729	-	26 3,729
大雄村	面積 材積	10 1,449	0 42	10 1,407	-	-	-	-	-	-

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。 「0」…掲載単位に満たないもの。

単位(面積:ha、材積:m³、竹:束)

			竹林	無立木地			人工 林率
天然生林				計	伐採跡地	無立木地	
計	針葉樹	広葉樹					
88,937	1,980	86,957	3	1,001	385	617	51%
12,818,368	564,693	12,253,675	-	-	-	-	-
14,467	701	13,766	3	267	48	220	58%
2,117,929	197,788	1,920,141	-	-	-	-	-
7,289	663	6,626	2	198	18	180	61%
1,115,067	186,180	928,887	-	-	-	-	-
3,517	12	3,505	0	53	29	24	55%
490,109	3,210	486,899	-	-	-	-	-
3,661	26	3,635	0	16	1	16	57%
512,753	8,398	504,355	-	-	-	-	-
15,473	339	15,135	-	331	182	149	53%
2,145,359	92,980	2,052,379	-	-	-	-	-
1,363	39	1,323	-	46	7	39	44%
178,769	10,837	167,932	-	-	-	-	-
305	31	274	-	9	-	9	49%
47,725	9,350	38,375	-	-	-	-	-
4,969	106	4,864	-	50	13	36	51%
681,645	28,862	652,783	-	-	-	-	-
579	24	555	-	8	-	8	57%
87,312	6,425	80,887	-	-	-	-	-
4,799	29	4,771	-	166	118	47	58%
655,466	7,316	648,150	-	-	-	-	-
187	7	180	-	5	5	-	75%
29,136	2,809	26,327	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	100%
-	-	-	-	-	-	-	-
3,271	103	3,168	-	49	38	11	47%
465,306	27,381	437,925	-	-	-	-	-
10,602	98	10,504	-	152	61	91	54%
1,592,066	27,523	1,564,543	-	-	-	-	-
1,803	47	1,756	-	48	13	35	60%
261,159	13,974	247,185	-	-	-	-	-
4,903	31	4,872	-	41	19	22	51%
782,971	8,253	774,718	-	-	-	-	-
3,895	19	3,876	-	63	29	33	54%
547,936	5,296	542,640	-	-	-	-	-
928	27	901	-	8	5	4	67%
137,877	9,395	128,482	-	-	-	-	-
348	1	346	-	1	1	-	58%
49,645	381	49,264	-	-	-	-	-
402	26	376	-	6	2	4	73%
62,854	9,014	53,840	-	-	-	-	-
178	-	178	-	1	1	-	61%
25,378	-	25,378	-	-	-	-	-
19,492	532	18,961	-	35	6	29	45%
2,816,875	157,442	2,659,433	-	-	-	-	-
2,291	101	2,190	-	8	2	6	47%
343,571	30,764	312,807	-	-	-	-	-
2,486	78	2,407	-	2	-	2	43%
347,655	22,475	325,180	-	-	-	-	-
331	22	309	-	1	1	1	41%
50,916	6,285	44,631	-	-	-	-	-
1,175	97	1,078	-	0	-	0	55%
174,205	25,641	148,564	-	-	-	-	-
2,853	122	2,732	-	8	4	5	54%
409,122	36,573	372,549	-	-	-	-	-
1	0	1	-	-	-	-	66%
223	125	98	-	-	-	-	-
10,346	112	10,234	-	15	-	15	40%
1,489,734	35,537	1,454,197	-	-	-	-	-
10	0	10	-	-	-	-	46%
1,449	42	1,407	-	-	-	-	-

区分		立 木 地								
		合 計			天 然 林			天 然 林		
		合 計			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
		計	針 葉 樹	広 葉 樹	計	針 葉 樹	広 葉 樹	計	針 葉 樹	広 葉 樹
湯沢市	面積	17,359	261	17,097	36	5	31	375	29	346
	材積	2,511,335	73,396	2,437,939	5,019	1,373	3,646	57,814	8,234	49,580
湯沢市	面積	4,831	223	4,608	7	5	2	149	28	121
	材積	720,905	62,280	658,625	1,587	1,334	253	25,005	7,910	17,095
稲川町	面積	1,953	18	1,936	18	0	18	47	1	46
	材積	275,768	5,186	270,582	2,566	39	2,527	6,889	212	6,677
雄勝町	面積	5,804	9	5,794	9	-	9	144	-	144
	材積	828,265	2,649	825,616	649	-	649	20,866	-	20,866
皆瀬村	面積	4,771	11	4,760	2	-	2	35	0	35
	材積	686,397	3,281	683,116	217	-	217	5,054	112	4,942
羽後町	面積	6,084	53	6,030	64	0	64	115	0	115
	材積	857,435	14,790	842,645	8,999	42	8,957	16,514	116	16,398
東成瀬村	面積	5,236	4	5,232	12	-	12	103	-	103
	材積	743,491	1,144	742,347	1,058	-	1,058	14,595	-	14,595

- 注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。
2 表中符号は、次のとおりである。
「-」…該当の「0」…掲載単位に満たないもの。

			竹林	無立木地			人工 林率
天然生林				計	伐採跡地	無立木地	
計	針葉樹	広葉樹					
16,948	227	16,721	0	65	3	61	47%
2,448,502	63,789	2,384,713	-	-	-	-	-
4,675	190	4,485	0	19	1	18	47%
694,313	53,036	641,277	-	-	-	-	-
1,889	17	1,872	-	5	0	5	42%
266,313	4,935	261,378	-	-	-	-	-
5,651	9	5,641	0	30	2	28	55%
806,750	2,649	804,101	-	-	-	-	-
4,734	11	4,723	-	11	-	11	32%
681,126	3,169	677,957	-	-	-	-	-
5,905	53	5,852	-	55	4	51	56%
831,922	14,632	817,290	-	-	-	-	-
5,121	4	5,117	-	89	77	12	36%
727,838	1,144	726,694	-	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区分		総数		立 木					
				総数		人			
				計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
総数	面積	190,555	189,551	98,588	90,963	97,641	96,541	1,100	
	材積	45,149,445	45,149,445	32,303,613	12,845,832	31,910,815	31,720,687	190,128	
公 有 林	公有林計	面積	27,367	27,047	14,745	12,302	14,654	14,396	259
		材積	6,317,608	6,317,608	4,558,956	1,758,652	4,487,692	4,462,753	24,939
	県	面積	6,105	6,037	3,521	2,516	3,505	3,462	43
		材積	1,579,798	1,579,798	1,227,333	352,465	1,215,007	1,210,663	4,344
	市町村	面積	13,949	13,824	9,080	4,744	9,033	8,855	177
		材積	3,237,052	3,237,052	2,601,536	635,516	2,555,531	2,538,483	17,048
	財産区	面積	7,182	7,055	2,018	5,037	1,990	1,953	37
		材積	1,451,951	1,451,951	681,970	769,981	668,872	665,490	3,382
	学校	面積	131	131	126	5	127	126	1
		材積	48,807	48,807	48,117	690	48,282	48,117	165
私 有 林	私有林計	面積	163,188	162,504	83,844	78,661	82,986	82,145	841
		材積	38,831,837	38,831,837	27,744,657	11,087,180	27,423,123	27,257,934	165,189
	緑資源 機構	面積	4,732	4,727	3,597	1,130	3,604	3,593	11
		材積	930,478	930,478	773,441	157,037	772,643	772,364	279
	林業公社	面積	14,264	14,241	12,364	1,878	12,382	12,360	23
		材積	3,078,175	3,078,175	2,821,696	256,479	2,823,213	2,820,839	2,374
	慣行共有	面積	15,619	15,579	3,851	11,728	3,663	3,617	46
		材積	2,922,210	2,922,210	1,275,877	1,646,333	1,214,826	1,209,100	5,726
	記名共有	面積	16,533	16,474	5,061	11,413	4,840	4,791	49
		材積	3,458,803	3,458,803	1,854,205	1,604,598	1,781,951	1,775,175	6,776
	森林組合	面積	2,311	2,278	870	1,408	849	840	9
		材積	457,684	457,684	278,499	179,185	271,337	270,257	1,080
	社寺	面積	899	897	417	479	389	387	2
		材積	228,833	228,833	159,877	68,956	150,716	150,371	345
	団体	面積	4,788	4,743	2,116	2,627	2,148	2,030	118
		材積	1,043,097	1,043,097	669,655	373,442	672,346	645,394	26,952
会社	面積	9,677	9,522	5,634	3,888	5,543	5,519	25	
	材積	2,469,883	2,469,883	1,916,318	553,565	1,892,521	1,887,947	4,574	
個人	面積	93,787	93,472	49,698	43,774	49,340	48,783	557	
	材積	24,112,409	24,112,409	17,912,525	6,199,884	17,763,565	17,647,195	116,370	
その他	面積	577	571	236	335	227	225	2	
	材積	130,265	130,265	82,564	47,701	80,005	79,292	713	

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

地					
工			林		
育成単層林			育成複層林		
計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
97,150	96,103	1,048	491	439	52
31,774,960	31,588,826	186,134	135,855	131,861	3,994
14,549	14,322	227	105	74	31
4,464,114	4,440,913	23,201	23,578	21,840	1,738
3,486	3,443	43	19	19	1
1,208,317	1,203,979	4,338	6,690	6,684	6
8,980	8,820	160	53	36	17
2,543,587	2,527,339	16,248	11,944	11,144	800
1,956	1,933	23	33	20	14
663,928	661,478	2,450	4,944	4,012	932
127	126	1	-	-	-
48,282	48,117	165	-	-	-
82,601	81,781	820	385	365	21
27,310,846	27,147,913	162,933	112,277	110,021	2,256
3,603	3,592	11	1	1	-
772,279	772,000	279	364	364	-
12,350	12,334	16	32	26	6
2,820,372	2,818,367	2,005	2,841	2,472	369
3,633	3,592	41	30	26	4
1,206,781	1,201,253	5,528	8,045	7,847	198
4,829	4,781	48	11	10	0
1,777,964	1,771,193	6,771	3,987	3,982	5
846	837	9	3	3	-
270,209	269,129	1,080	1,128	1,128	-
388	385	2	2	2	-
150,120	149,775	345	596	596	-
2,127	2,009	117	22	21	0
665,982	639,159	26,823	6,364	6,235	129
5,481	5,457	24	62	62	1
1,873,779	1,869,258	4,521	18,742	18,689	53
49,117	48,569	548	223	214	9
17,693,355	17,578,487	114,868	70,210	68,708	1,502
227	225	2	-	-	-
80,005	79,292	713	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表のつづき

区分		立 木 地									
		天 然 林									
		合計			育成単層林			育成複層林			
		計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	
総数	面積	91,910	2,047	89,863	229	11	218	2,744	57	2,687	
	材積	13,238,630	582,926	12,655,704	30,613	2,768	27,845	389,649	15,465	374,184	
公有林計	面積	12,392	349	12,044	108	2	106	259	15	245	
	材積	1,829,916	96,203	1,733,713	15,854	530	15,324	41,688	3,788	37,900	
	県	面積	2,532	59	2,473	68	0	68	31	4	27
		材積	364,791	16,670	348,121	9,607	3	9,604	4,394	768	3,626
	市町村	面積	4,791	225	4,566	36	2	34	42	8	34
		材積	681,521	63,053	618,468	5,764	527	5,237	7,102	2,494	4,608
	財産区	面積	5,065	65	5,000	5	-	5	186	2	184
		材積	783,079	16,480	766,599	483	-	483	30,192	526	29,666
	学校	面積	4	-	4	-	-	-	-	-	-
		材積	525	-	525	-	-	-	-	-	-
私有林計	面積	79,518	1,698	77,820	121	9	112	2,485	42	2,443	
	材積	11,408,714	486,723	10,921,991	14,759	2,238	12,521	347,961	11,677	336,284	
	緑資源 機構	面積	1,123	4	1,119	20	-	20	1	-	1
		材積	157,835	1,077	156,758	1,862	-	1,862	118	-	118
	林業公社	面積	1,859	4	1,855	26	-	26	19	1	18
		材積	254,962	857	254,105	3,632	-	3,632	2,734	62	2,672
	慣行共有	面積	11,917	234	11,683	2	-	2	242	12	229
		材積	1,707,384	66,777	1,640,607	214	-	214	36,077	3,390	32,687
	記名共有	面積	11,634	269	11,365	8	0	8	172	6	166
		材積	1,676,852	79,030	1,597,822	679	5	674	23,432	1,726	21,706
	森林組合	面積	1,429	30	1,399	0	0	-	120	10	110
		材積	186,347	8,242	178,105	51	51	-	18,529	2,852	15,677
	社寺	面積	507	30	477	-	-	-	19	-	19
		材積	78,117	9,506	68,611	-	-	-	2,804	-	2,804
		面積	2,595	86	2,509	-	-	-	127	3	124
		材積	370,751	24,261	346,490	-	-	-	17,674	895	16,779
会社	面積	3,979	116	3,863	23	3	19	153	1	152	
	材積	577,362	28,371	548,991	3,638	970	2,668	19,574	168	19,406	
個人	面積	44,131	914	43,217	41	5	36	1,632	9	1,622	
	材積	6,348,844	265,330	6,083,514	4,683	1,212	3,471	226,963	2,584	224,379	
その他	面積	344	11	333	-	-	-	0	-	0	
	材積	50,260	3,272	46,988	-	-	-	56	-	56	

單位(面積:ha、材積:m³、竹:束)

			竹林	無立木地			人工 林率
				計	伐採跡地	無立木地	
天然生林							
計	針葉樹	広葉樹					
88,937	1,980	86,957	3	1,001	385	617	52%
12,818,368	564,693	12,253,675	-	-	-	-	
12,025	332	11,693	0	320	235	85	54%
1,772,374	91,885	1,680,489	-	-	-	-	
2,433	55	2,378	-	68	11	57	58%
350,790	15,899	334,891	-	-	-	-	
4,713	214	4,499	0	125	103	22	65%
668,655	60,032	608,623	-	-	-	-	
4,874	63	4,811	-	127	121	7	28%
752,404	15,954	736,450	-	-	-	-	
4	-	4	-	-	-	-	97%
525	-	525	-	-	-	-	
76,912	1,648	75,265	3	681	150	531	51%
11,045,994	472,808	10,573,186	-	-	-	-	
1,101	4	1,097	-	5	5	1	76%
155,855	1,077	154,778	-	-	-	-	
1,815	3	1,811	-	23	2	21	87%
248,596	795	247,801	-	-	-	-	
11,673	222	11,452	-	40	6	34	24%
1,671,093	63,387	1,607,706	-	-	-	-	
11,453	263	11,190	-	59	26	33	29%
1,652,741	77,299	1,575,442	-	-	-	-	
1,308	19	1,289	-	33	20	14	37%
167,767	5,339	162,428	-	-	-	-	
488	30	458	-	2	-	2	43%
75,313	9,506	65,807	-	-	-	-	
2,468	82	2,386	-	45	2	43	45%
353,077	23,366	329,711	-	-	-	-	
3,803	112	3,692	-	155	12	142	58%
554,150	27,233	526,917	-	-	-	-	
42,459	900	41,558	3	312	77	235	53%
6,117,198	261,534	5,855,664	-	-	-	-	
343	11	332	-	6	-	6	40%
50,204	3,272	46,932	-	-	-	-	

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保安林					国立公園					国定公園				
	水源 かん養	土砂 流出 防備	土砂 崩壊 防備	その 他	計	特別 保護 区	第1 種特 別地 区	第2 種特 別地 区	第3 種特 別地 区	小計	特別 保護 区	第1 種特 別地 区	第2 種特 別地 区	第3 種特 別地 区	小計
総数	25,241	9,016	570	3,909	<36,990> 38,736			115	436	551		17	208	843	1,067
秋田市	1,455	586	157	1,533	<3,109> 3,732										
秋田市	590	145	99	1,364	<1,584> 2,198										
河辺町	478	397	13	48	<946> 936										
雄和町	388	45	45	121	<579> 598										
大仙市	1,351	616	167	228	<2,274> 2,362										
大曲市		69	2	67	<107> 138										
神岡町		22		12	<35> 35										
西仙北町	493	126	72	4	<694> 696										
中仙町	71			31	<89> 101										
協和町	317	166	6	22	<504> 511										
太田町	28	54	0	62	<113> 143										
仙北町				12	<6> 12										
南外村	443	178	88	18	<726> 726										
仙北市	2,514	1,042	37	193	<3,663> 3,787			115	436	551					
角館町	336	50	8	1	<394> 394										
田沢湖町	1,801	677	15	137	<2,520> 2,629			115	436	551					
西木村	378	315	15	55	<748> 763										
美郷町	302	20	9	228	<539> 559										
六郷町	252		1		<253> 253										
千畑町	34	20	8	228	<271> 291										
仙南村	16		0		<16> 16										
横手市	9,128	1,557	96	766	<11,072> 11,547										
横手市	1,721	138	6	235	<1,926> 2,099										
増田町	655	323	1	121	<981> 1,100										
半鹿町	1	39	4	30	<59> 74										
雄物川町	525	20	3	164	<631> 712										
大森町	976	104	3	33	<1,116> 1,116										
十文字町															
山内村	5,250	934	79	183	<6,358> 6,446										
大雄村															

単位(面積:ha)

県立公園				自然公園計	保安施設地区	県自然環境保全地域の特別地域	鳥獣保護地区特別保護地区	都市計画風致地区	天然記念物	砂防指定地	急傾斜地崩壊危険区域	合計
第1種特別地区	第2種特別地区	第3種特別地区	小計									
												(42,060)
28	718	1,437	2,183	3,801		12	1,243	114	82	1,475	132	45,516
												(4,251)
6	16	546	568	568			170	19	49	298	35	4,870
												(2,140)
		9	238	247	247			19	35	28	26	2,553
												(1,345)
6	7	308	320	320			72		13		3	1,344
												(766)
							98			270	6	973
												(2,975)
		551	551	551		1	266			135	3	3,338
												(266)
							104			88	2	332
												(51)
						1	16					52
												(713)
							19				0	715
												(110)
							19			32		152
												(519)
										15	1	526
												(565)
		551	551	551								694
												(17)
							17		17			47
												(734)
							90		2			819
												(5,131)
22	702	340	1,064	1,615			405			345	14	6,176
												(490)
									1	92	8	495
												(3,459)
20	675	135	830	1,380			321			42	2	4,375
												(1,182)
2	28	206	235	235			84		9	212	4	1,306
												(553)
							282			14		855
												(253)
							238					491
												(284)
							44			14		348
												(16)
												16
												(8,303)
						11	76	50		367	12	11,948
												(2,003)
								50		35	2	2,186
												(1,228)
										267	0	1,367
												(62)
						2						77
												(631)
												597
												(1,184)
						9	76			2	10	1,213
												(6,426)
										62	0	6,508

区 分	保安林					国立公園					国定公園				
	水源 かん養	土砂 流出 防備	土砂 崩壊 防備	その 他	計	特別 保護 区	第1 種特 別地 区	第2 種特 別地 区	第3 種特 別地 区	小計	特別 保護 区	第1 種特 別地 区	第2 種特 別地 区	第3 種特 別地 区	小計
湯沢市	6,490	3,326	60	661	<10,192> 10,537							17	208	843	1,067
湯沢市	2,071	1,497	23	298	<3,680> 3,889								22	7	29
稲川町	326	725	2	24	<1,054> 1,076										
雄勝町	3,091	606	21	29	<3,741> 3,747									153	153
皆瀬村	1,003	497	14	312	<1,718> 1,825							17	185	683	886
羽後町	2,200	392	20	137	<2,687> 2,748										
東成瀬村	1,801	1,477	23	162	<3,455> 3,463										

注) 1 保安林計の上段<>は保安林同士の重複を除いた実面積、下段は延べ面積である。

2 合計の上段()は制限林同士の重複を除いた実面積、下段は延べ面積である。

3 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

4 表中符号は、次のとおりである。 「空白」…該当のないもの。 「0」…掲載単位に満たないもの。

県立公園				自然公園計	保安施設地区	県自然環境保全 地域の特別地域	鳥獣保護区 特別保護地区	都市計画風致地区	天然記念物	砂防指定地	急傾斜地 崩壊危険区域	合計
第1種特別地区	第2種特別地区	第3種特別地区	小計									
				1,067			20	44		192	25	(11,276) 11,893
				29			20	44		47	9	(3,805) 4,038
									1	4	2	(1,061) 1,083
				153					6	116	13	(4,018) 4,034
				886						26	1	(2,392) 2,738
							24		33	63	37	(2,819) 2,905
										62	6	(3,520) 3,531

(6) 樹種別材積表

単位(材種:千㎡、構成比%)

	針葉樹				広葉樹										小計	合計	
	スギ	アカマツ・クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	小計	ブナ	ミズナラ	コナラ	クリ	ケヤキ	ハンノキ	サクラ	キリ	ニセアカシア			その他広葉樹
材積	30,599	1,339	355	11	32,304	237	3	6	31	11	2	14	106	7	12,429	12,846	45,149
構成費	(94.7%)	(4.1%)	(1.1%)	(0.0%)	(100.0%)	(1.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.8%)	(0.1%)	(96.8%)	(100.0%)	
	67.8%	3.0%	0.8%	0.0%	71.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	27.5%	28.5%	100.0%
材積	30,520	842	354	5	31,721	0	0	1	27	11	2	14	106	4	26	190	31,911
構成費	(96.2%)	(2.7%)	(1.1%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.1%)	(0.2%)	(0.3%)	(14.4%)	(5.5%)	(1.3%)	(7.1%)	(55.5%)	(1.9%)	(13.7%)	(100.0%)	
	95.6%	2.6%	1.1%	0.0%	99.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%	0.6%	100.0%
材積	79	498	1	5	583	237	3	5	4	0	0	0	0	3	12,403	12,656	13,239
構成費	(13.5%)	(85.4%)	(0.2%)	(0.9%)	(100.0%)	(1.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(98.0%)	(100.0%)	
	0.6%	3.8%	0.0%	0.0%	4.4%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.7%	95.6%	100.0%

注) 1 構成費の上段()は、針葉樹・広葉樹別における構成比、下段は全体における構成比である。

1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

(7) 森林の被害

単位(面積:ha)

市町村名	ナラ枯れ①			松くい虫②			気象害③		
	H23	H24	H25	H23	H24	H25	H23	H24	H25
	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積
秋田市			1	551	666	639	0	1	
大仙市								0	
仙北市									0
美郷町					1	1			
横手市	1	3	6	19	14	3			
湯沢市	5	6.00	14.00	41		5			4
羽後町				19	16	7			28
東成瀬村									
計	6	9	21	630	697	655	0	1	33
全県	26	35	50	2,637	2,122	2,606	0	16	34
県対比(%)	23%	26%	42%	24%	33%	25%	—	7%	96%

注) 1 出典:①、②森林整備課、③林業木材産業課

2 気象害は、雪害、風害、水害、干害の総計を示す(H25の湯沢市と羽後町の被害は雪害)。

3 表中符号は、次のとおりである。

「空白」…該当の; 「0」…掲載単位に満たないもの。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数及び面積

(上段：林家数、下段：面積)

市町村	単位	計	保有規模							
			1～3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100ha以上
計	戸	74,506	15,863	8,622	10,296	10,265	5,351	5,992	6,762	11,356
	ha	64,804	9,981	6,840	9,071	9,684	5,173	5,895	6,851	11,309
秋田市	戸	2,138	1,237	377	250	147	48	32	31	16
	ha	16,399	2,030	1,318	1,602	1,873	1,076	1,161	1,940	5,398
大仙市	戸	2,476	1,374	452	321	175	61	52	33	8
	ha	14,859	2,255	1,616	2,125	2,341	1,397	1,968	1,936	1,222
仙北市	戸	1,947	1,111	369	274	137	23	19	9	5
	ha	9,839	1,850	1,324	1,769	1,739	528	666	562	1,400
美郷町	戸	325	206	56	34	24	3	2		
	ha	1,198	342	195	220	308	72	62		
横手市	戸	1,488	860	267	187	104	32	20	12	6
	ha	8,520	1,419	951	1,198	1,293	710	689	693	1,567
湯沢市	戸	1,314	753	216	163	97	36	24	14	11
	ha	8,250	1,225	756	1,021	1,272	816	856	925	1,378
羽後町	戸	800	409	149	145	53	22	12	9	1
	ha	4,738	664	534	959	690	526	428	594	343
東成瀬村	戸	216	127	41	28	13	2	2	3	
	ha	1,001	195	145	177	169	49	65	200	

注) 1 出典：農林水産省大臣官房統計部「2010世界農林業センサス」

2 表中符号は次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

(2) 森林経営計画等の認定状況

(単位 件数：件 面積：ha)

区 分	森林施業計画		森林経営計画		認定対象森林 C	認定率 % (A+B) / C
	件数	面積 A	件数	面積 B		
秋 田	0	0	28	7,160	36,774	20
秋田市	0	0	28	7,160	36,774	20
仙 北	1	1,742	74	35,670	63,280	60
大仙市	0	0	21	24,256	34,804	70
仙北市	1	1,742	42	10,265	25,416	48
美郷町	0	0	11	1,149	3,060	38
平 鹿	0	0	62	13,508	35,819	38
横手市	0	0	62	13,508	35,819	38
雄 勝	54	7,569	64	18,382	54,722	48
湯沢市	37	4,519	40	12,079	32,570	51
羽後町	17	3,050	11	4,220	13,882	53
東成瀬村	0	0	13	2,083	8,270	26
雄物川計画区計 (A)	55	9,311	228	74,720	190,595	45
県計 (B)	215	47,796	468	143,907	446,959	43
割合 (A/B) %	26	20	49	52	43	—

〔資料〕 各市町村、地域振興局、森林整備課の認定台帳による。(平成26年3月31日現在)

- 1 総計は四捨五入のため一致しない。
- 2 認定対象森林は平成26年3月31日現在の森林簿データによる。

(3) - 1 森林組合の現況

区分	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総数	組合員所有森林面積	労務班員数	販売(立木・木材)	林産(木材)	利用(新植)	利用(保育)	備考
総数	組合 5	人 10,426	人 108	千円 565,454	ha 80,891	人 170	m3 128,702	m3 70,487	ha 78	ha 3,987	
秋田市	秋田中央森林組合	1,670	13	112,248	13,347	8	8,308	10,254	23	559	
大仙市	仙北西森林組合	1,528	17	70,024	16,097	5	27,709	1,189	6	658	
	旧大曲市										
	旧神岡町										
	旧西仙北町										
	旧協和町										
	旧仙北町										
	旧南外村										
旧仙北町											
仙北市	仙北東森林組合	2,788	21	130,564	13,119	27	68,646	22,181	1	722	
	旧中仙町										
美郷町	旧太田町										
横手市	(大沢地区を除く)	1,579	19	139,591	13,657	8	13,674	5,638	11	868	
	(大沢地区)	2,861	38	113,027	24,671	122	10,365	31,225	37	1,180	
湯沢市	雄勝広域森林組合										
羽後町											
東成瀬村											

注) 出典：平成24年度森林組合一斉調査、平成25年通常総会資料

(3) - 2 生産森林組合の現況

区 分	生産組合名	組合員数	役職員数	払込済 出資金	経営森林面積	備考
総 数	組合 34	人 2,714	人 335	千円 430,069	ha 3,571	
秋田市	八田	96	18	4,608	41	
	小又	25	10	6,500	154	
	秋田市下浜小港	24	7	2,900	102	
	河辺北野田高屋	182	22	149,450	703	
仙北市	角館町白岩	121	9	11,008	90	
	内沢	105	12	30,500	157	
横手市	若神子沢	106	14	8,140	92	
	横手市金沢本町	141	6	6,981	53	
	沼館	757	8	92,545	96	
湯沢市	外ノ目川口	78	10	3,944	116	
	麓	20	10	2,956	77	
	新木野	42	10	2,938	74	
	須川	38	8	3,201	82	
	酒蒔	24	7	1,884	58	
	田畑中山	44	8	1,507	45	
	上関	142	12	14,240	169	
	下関	52	10	4,536	68	
	下関東市内	65	10	3,632	84	
	湯沢市杉沢	96	12	30,388	226	
	湯沢市森	95	12	14,639	84	
	宇留院内	64	10	6,499	107	
	平城	52	11	4,070	109	
	三ツ村	31	8	4,804	93	
	羽後町	太倉	52	7	3,915	166
泉沢		19	10	1,000	38	
西沢		41	10	2,940	107	
皿ヶ台		53	10	3,339	117	
仙道沢		17	10	480	41	
繋沢		39	10	2,560	91	
真木		14	5	777	10	
西又		17	9	1,500	56	
萱沢		42	10	940	33	
樽崎		20	10	748	32	

注) 出典：平成24年度森林組合一斉調査

(4) 林業事業体等の現況

区 分	林業経営体①	木材卸売業② (うち素材市売市場)	木材・木製品製造業③		その他
			製 造 業	そ の 他	
秋田市	24	2(1)	64	-	-
大仙市	12		15	-	-
仙北市	11	1(1)	18	-	-
美郷町	4		5	-	-
横手市	8	1(1)	11	-	-
湯沢市	10		14	-	-
羽後町	7		1	-	-
東成瀬村	1			-	-
合 計	77	4	128	-	-

注) 1 出典：①「2010世界農林業センサス」林業経営体(1)組織形態別経営体数（「法人化している経営体数」より）

③「平成25年度版木材需給と木材・木工業」

(5) 林業労働力の概況

(単位：人)

区分	計	森林管理署	会社	森林組合	個人事業体	その他
計	627	1	392	138	96	0
秋田	185	0	141	20	24	0
秋田市						
仙北	160	0	129	24	7	0
大仙市						
仙北市						
美郷町						
平鹿	85	0	52	8	25	0
横手市						
雄勝	197	1	70	86	40	0
湯沢市						
羽後町						
東成瀬村						
全 県 計	1,545	1	1,007	272	243	22
県 対 比 %	41	100	39	51	40	0

注) 出典：秋田県森林整備課「林業事業体調査」、東北森林管理局企画調整課資料

(6) 林業機械化の概況

種別	番号	機械種名	摘要	単位	地域振興局					平均年間稼働率(%)
					秋田	仙北	平鹿	雄勝	計	
高性能林業機械	1	フェラーバンチャ	立木を伐倒する自走式機械	台					0	
	2	スキッダ	けん引式集材専用トラクタ (一人作業が可能なもの)	台					0	
	3	プロセッサ	枝払・玉切りする自走式機械	台	4	6	1	1	12	63%
	4	ハーベスタ	伐倒・枝払い・玉切り機械	台	8	15	4	6	33	55%
	5	フォワーダ	積載式集材専用トラクタ (一人作業が可能なもの)	台	2	3	3	4	12	39%
	6	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式集材機	台					0	
	7	スイングヤーダ	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備	台	1	2			3	77%
	8	グラップルソー	巻き立て・玉切り機械	台		2			2	不明

- 注) 1 秋田地域振興局は、秋田市のみ集計
2 出典：平成24年度「林業機械の保有状況調査」

(7) 作業路等整備の概況

地域振興局	作業道作設延長 (m)	ha当たり延長 (m)
秋田	315,390	8.6
仙北	872,426	13.8
平鹿	311,791	8.7
雄勝	460,031	8.4
計画区計	1,959,638	10.3

秋田地域振興局は、秋田市のみ。

出典：平成25年度版林業統計

単位未満四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：千m³、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	1,120	1,100	2,220	1,221	1,474	2,695	109	134	121
針葉樹	820	1,100	1,920	1,029	1,474	2,503	125	134	130
広葉樹	300	—	300	192	—	192	64	—	64

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
5,140	1,733	34	1,835	306	17	3,305	1,427	43

(3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km、実行歩合：%、改良：箇所

区 分	計 画	実 行	実行歩合
開 設	328.8	30.5	9
改 良	25	3	12
舗 装	105.2	11	10

(4) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	36,422	29,456	81	15	5	33
水源かん養	25,309	25,764	102	5	2	40
災害防備	9,558	11,672	122	5	3	60
保健風致	1,555	1,460	94	5	—	0

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	面 積		
	計 画	実 行	実行歩合
—	—	—	—

ウ 治山事業の数量

単位 箇所、実行歩合：%

種 類	箇 所		
	計 画	実 行	実行歩合
治山事業	113	66	58

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建設敷地及びそ の付帯地	採石採土地	その他	合計
29	5	73	0	81	188

注）平成22年度～平成25年度の実績である。

（2）森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	合計
2	12	14

注）平成22年度～平成25年度の実績である。

7 その他

(1) スギ人工林間伐の目安

生産区分	植栽本数	伐期項目	齢 級														標準間伐回数	伐期目標				
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		樹高 (m)	胸高直径 (cm)	材積 (m ³)	備考	
良質材生産	3,000	間伐の時期	○	○		○	○	○										5	20.7	20.1	407	地位中
		間伐後の成立本数	2,560	2,300		1,960	1,570	1,150														
		間伐の時期	○	○		○	○		○	○				○								
		間伐後の成立本数	2,560	2,300		1,960	1,570		1,150	800			530									
一般材生産	3,000	間伐の時期		△	○	○		○									4 (3)	21.2	29	553	中密度仕立	
		間伐後の成立本数		2,080	1,520	1,100		790														
		間伐の時期		△	○	○		○			○											
		間伐後の成立本数		2,080	1,520	1,100		790		570												
	2500	間伐の時期			△	○		○									3 (2)	21.0	28.1	570		
		間伐後の成立本数			1,700	1,190		860														
2,100以下	2,100以下	間伐の時期			△	○		○								4 (3)	28.7	38.6	1010			
		間伐後の成立本数			1,700	1,190		860		620												
大径材生産	3,000	間伐の時期		△	○	○		○				○			○	○	7 (6)	33.6	48.4	841	100年	
		間伐後の成立本数		2080	1520	1,100		790		570			400		300							
		間伐の時期			△	○		○			○											
		間伐後の成立本数			1,437	919		597		581			374									

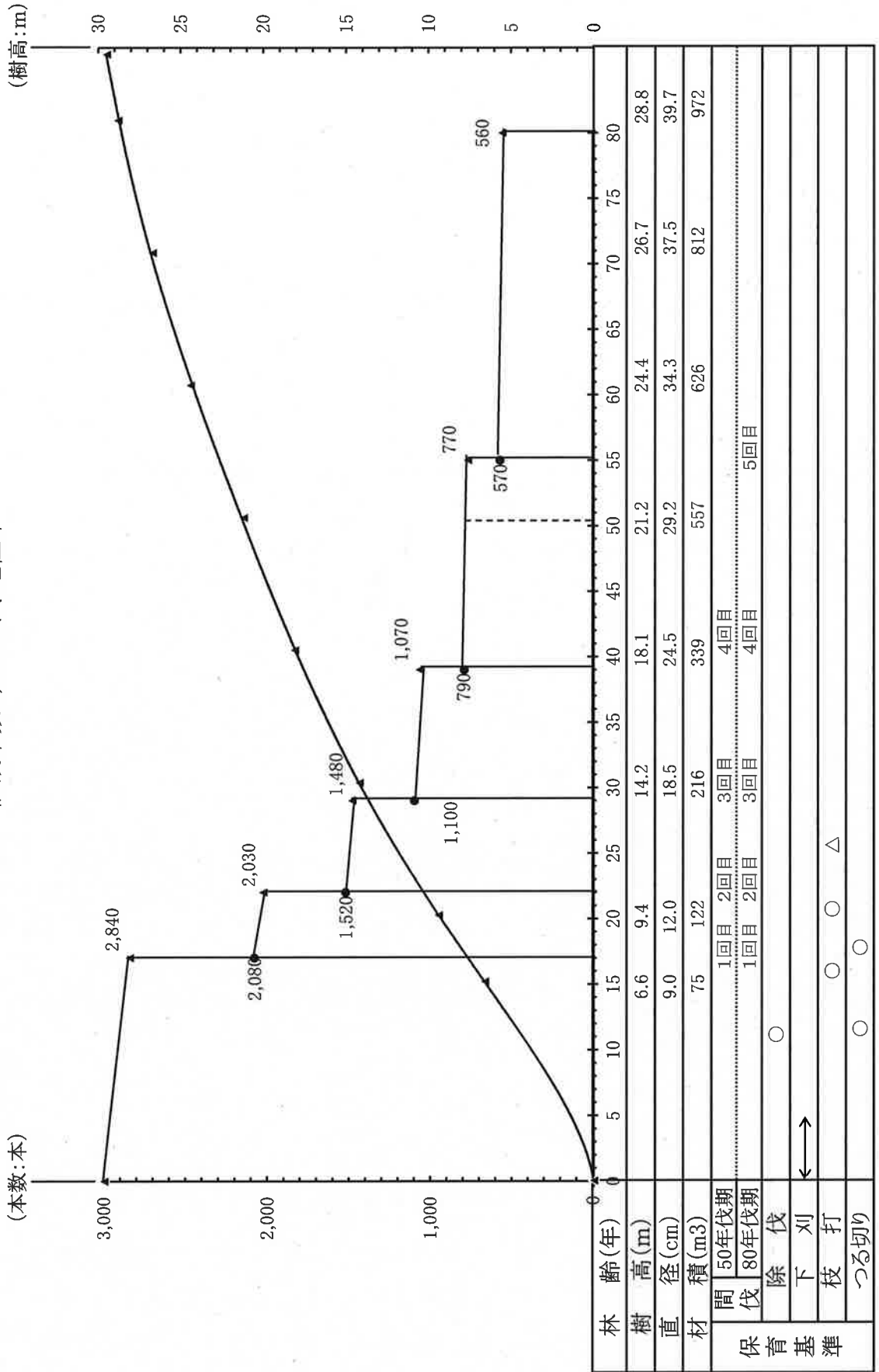
△：除伐の時期、回数を考慮して、初回間伐を実施。

※伐期目標はシステム収穫表LYCS汎用版（B種間伐、秋田地方スギ）を使用。

(2) スギ一般材・良質材生産施業基準

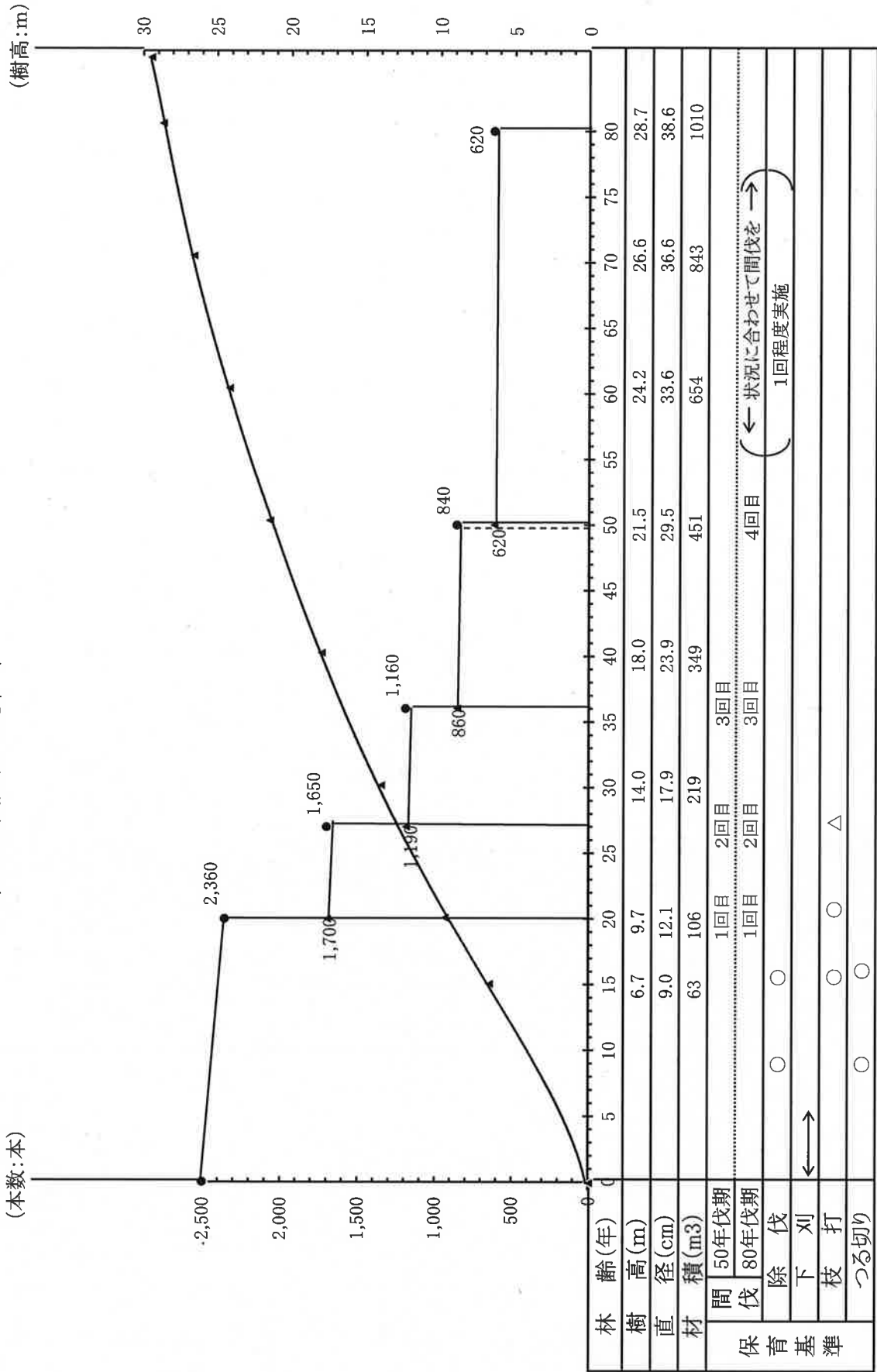
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数3,000本
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数2,500本
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数2,100本以下
- ・スギ良質材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数3,000本

スギ一般材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))
 植栽本数3,000本、地位中



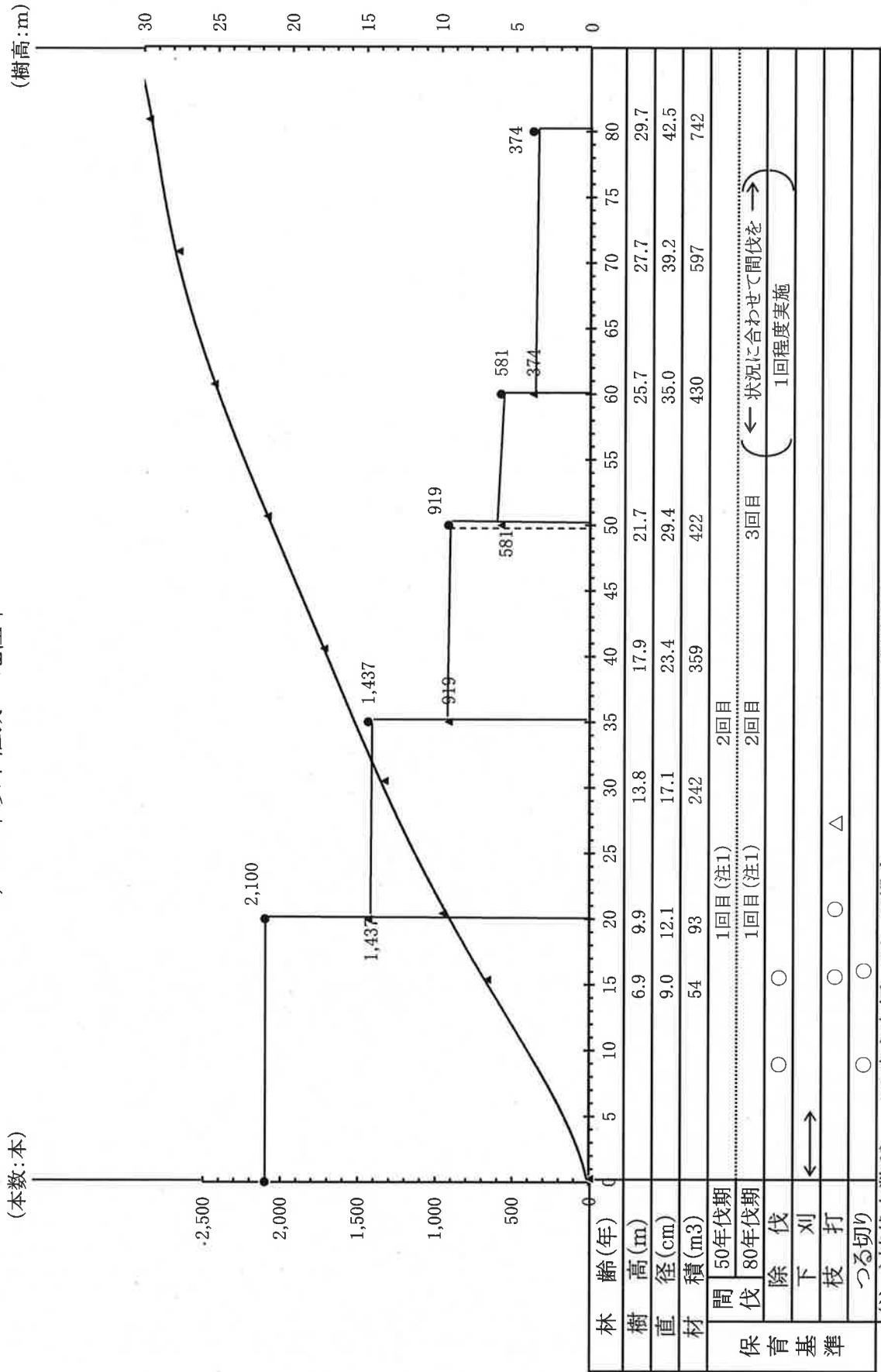
(※) ----- は50年伐期の場合)

スギ一般材生産施設業基準(中・長伐期(50年、80年))
2,500本植栽 地位中



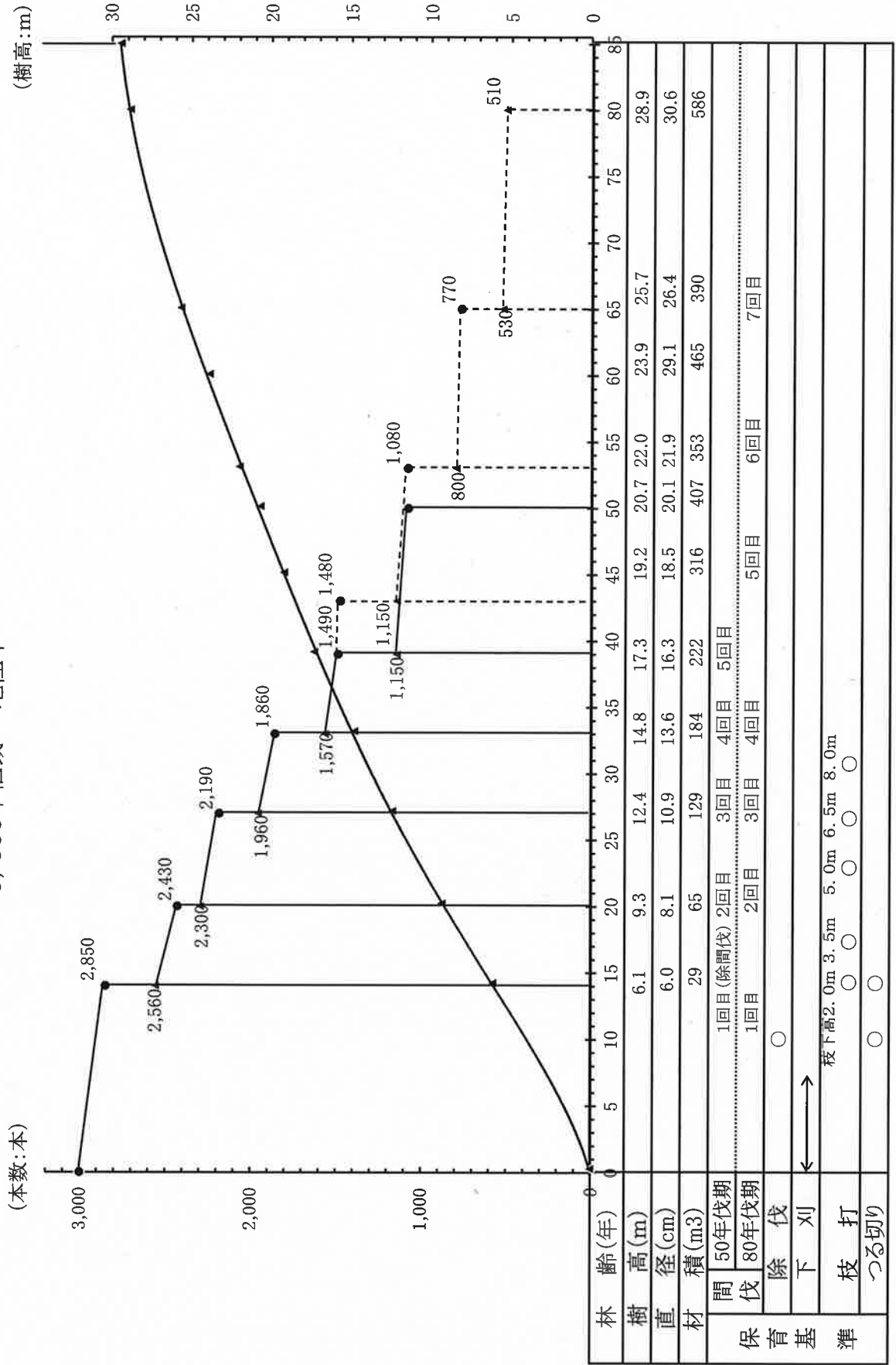
(※-----は50年伐期の場合)

スギ一般材生産施設業基準(中・長伐期(50年、80年))
2,100本以下植栽 地位中



(注1) 植栽本数が2,100本を大幅に下回る場合は、1回目の間伐は省略する
(※ ----- は50年伐期の場合)

スギ良質材生産施設業基準(中・長伐期(50年、80年))
3,000本植栽 地位中



(※ 間伐----- は80年伐期の場合)

(3) 市町村等による森林の整備の推進

1) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、民有林を対象に5年ごとに作成する10年間の計画であり、地域の森林の“マスタープラン”として森林林業関連施策の方向や、森林所有者等が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法などを定められています。

森林所有者等は、この市町村森林整備計画に従った適切な施業や届出を行う必要があり、「森林経営計画」や「伐採及び伐採後の造林の届出」などを通じて、市町村は必要な指導・勧告を行います。

①市町村森林整備計画の特徴

- ・すべての市町村が作成
- ・公益的機能別施業森林のゾーニングを実施し、推進すべき施業の方法を設定
- ・市町村内の路網整備の計画を作成し、図示化
- ・(准) フォレスター（県及び国有林）が計画作りをサポート
- ・10年間の計画
- ・地域の声を反映した計画づくりの実施
- ・市町村が必要な指導・勧告・助言の実施

②市町村森林整備計画書の内容

市町村森林整備計画には、森林法第10条の5及び、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規程により、森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等が計画事項として記載されています。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

第2 造林に関する事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

V その他森林の整備のために必要な事項

③地域森林計画との適合（森林法第10条の5第4項）

市町村森林整備計画は、その内容が森林計画区を単位とした森林整備の目標に適合する必要があることや、林業従事者の要請・確保等市町村がその区域を越えて相互に調整

を図るべき事項があることから、計画の策定に当たっては知事と協議を行い、地域森林計画との適合性を確保する必要があります。

地域森林計画に定める伐採や造林等に関する指針及び公益的機能別施業森林の区域の基準等は次のとおりとなっています。

【地域森林計画との適合事項】

適合性を確保する計画事項	地域森林計画の記載事項
森林の立木の伐採に関する事項 (間伐木に関する事項を除く)	①立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 ②立木の標準伐期齢に関する指針
造林に関する事項	①人工造林に関する指針 ②天然更新に関する指針 ③植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針
間伐及び保育に関する事項	①間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 ②保育の標準的な方法に関する指針
公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	①公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針 ②木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
森林の保健機能の増進に関する指針	①保健機能森林の区域の基準 ②保健機能森林の区域内における施業の方法に関する指針 ③保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針



市町村森林整備計画の作成に向けた研修会

2) 森林経営計画

①森林経営計画について

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画の対象とする森林が、1つの市町村の区域内にある場合は市町村の長、2つ以上の市町村の区域にわたり、かつ、1つの都道府県の区域内にある場合は都道府県知事、複数の都道府県にわたる場合は農林水産大臣の認定を受けることが必要で、市町村が策定する市町村森林整備計画に適合した森林施業が進められるよう、森林の区分ごとに設けられている基準に合致していることが認定の要件になっています。

森林の施業が森林経営計画に基づいて計画的に行われることは、市町村森林整備計画等の達成が図られるばかりではなく、地域の森林施業の効率化や林産物の安定的な供給体制の整備につながり、地域の林業の振興に大きく寄与することが期待されます。

このように、森林経営計画に基づく施業を推進することの意義は大きいことから、市町村長は計画を作成、実行しようとする森林所有者等に対して必要な助言、指導などの支援を行うこととしています。また、認定された計画に従って施業を行うことにより、国の助成（森林環境保全直接支援制度、森林整備地域活動支援交付金）の対象となるほか、税制上の特例措置や、融資の特例などの支援措置を受けることができます。

②施業の実施に関する主な基準

【植栽の実施基準】

主伐の実施後5年を経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽

【間伐の実施基準】

市町村森林整備計画に定められた間伐の実施時期の間隔に従った間伐

【主伐の実施基準】

機能区分	施業方法	主伐林齢の下限	皆伐面積の上限
水源涵養機能森林	伐期の延長を推進すべき森林	標準伐期齢+10年以上	連続して20ha以内
山地災害防止森林 快適環境形成森林 保健文化機能森林	複層林施業（択伐の場合）を推進すべき森林	標準伐期齢以上	伐採率材積で30%以下の択伐
	複層林施業（択伐以外の場合）を推進すべき森林	標準伐期齢以上	伐採率材積で70%以下
	長伐期施業を推進すべき森林	標準伐期齢の2倍以上	連続して20ha以内
木材等生産林（公益的機能別施業森林の区域外）	単層林施業	標準伐期齢以上	連続して20ha以内

②計画作成の流れ

【森林の現況調査】

↓ 林班または区域内の森林を取りまとめるため、森林所有者、森林面積、樹種、林齢施業履歴、市町村森林整備計画におけるゾーニングの区分などを調べます。

【計画策定のための合意形成と計画書の作成】

↓ 森林所有者を把握したら、計画作成のための働きかけを行い、「林班または隣接する複数林班の2分の1以上」または「区域内で30ha以上」の森林を確保して、計画を作成します。

【計画書を市町村長に提出】

↓ 計画作成者は森林経営計画を開始する20日前までに市町村長に提出します。
(複数の市町村にまたがる場合は30日前までに知事に提出、複数の都道府県にまたがる場合は60日前までに農林水産大臣に提出)

【認定の審査】

↓ 必要な書類がそろい、認定基準を満たせば認定されます。市町村長等は計画作成者に対して認定を通知します。

【計画に基づいて実行】

計画が認定されたら、計画作成者は計画に基づいて、所有森林や受託した森林の経営（施業及び保護）を行います。計画を変更する場合は、市町村長等の認定を受ける必要があります。森林経営計画を遵守していない場合は、認定が取り消される場合があります。立木の伐採、譲渡または造林をした場合は、その実施状況について市町村長等へ届け出る必要があります。



森林・林業用語の解説（五十音順）

用 語	解 説
あ	<p>秋田県水源森林地域の保全に関する条例</p> <p>公共用に供される水道水源地域などにおける森林の土地利用の適正化を図るため、平成26年4月に秋田県が制定した条例。民有林の中で水源森林地域を指定し、指定された地域では土地の売買等の前に県への事前の届出を義務づけた。</p>
育成林	<p>植栽の有無にかかわらず、育成のために人の手を積極的に加えていく森林。</p> <p>上層、下層の階層構造に着目して「育成単層林」「育成複層林」に区分し、主として天然力の活用により保全・管理する森林を「天然生林」として区分する。</p>
(育成単層林)	<p>森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人の手（植栽及び萌芽等）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持する施業が実施されている森林。</p>
(育成複層林)	<p>森林を構成する林木を抜き切りにより部分的に伐採し、人の手（植栽、刈り払い、地表のかき起こし等）により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業が実施されている森林。</p>
(天然生林)	<p>天然林の内、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業が実施されている森林。</p>
一斉林	<p>樹冠の層がほぼ同じ高さで樹種が単一である森林。一般に皆伐跡地に同一樹種を一斉に植栽されたものが成長してできるため、単層林、同齡林、単純林ともいう。</p>
うっ閉	<p>隣り合う林木の樹冠が相接してすきまがなくなった状態。</p>
枝打ち	<p>節のない材を生産するため、樹木の成長にともなって計画的に樹木の下方の枝をナタや鋸等で除去する作業のこと。枝打ちの目的には、無節材の生産や、死節を防ぐといった材の付加価値を高めることの他に、スギアカネトラカミキリ等の病虫害の防止などもある。</p>
枝下高	<p>枝のない幹の部分の高さ。地上から最初の枝までの高さ。</p>
か	<p>皆伐</p> <p>森林の林木の全部あるいは大部分を同時に伐採し、収穫する方法。</p>

	用 語	解 説
	拡大造林	天然林の伐採跡地又は原野などに人工造林を行うことで、針葉樹の人工林へ転換させること。
	間伐	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業。一般的には除伐後、主伐までの間に育成や収穫の目的に応じて行われる。
	官行造林	公有林野等官行造林法（大正 9 年 7 月 27 日法律第 7 号）に基づき、市町村有の林野等に国が造林し、その収入を国とその市町村等が分割取得するものである分収造林の一種。なお、この法律は昭和 36 年 5 月 19 日に廃止されたが、県下に約 10,700ha 存在する。
	胸高直径	立木材積測定法に用いられ、山側の地上 1.2m の位置での立木の直径をいう。
	クローネ（樹冠）	樹木の上部に付いている枝と葉の集まった部分の総称で、木の幹を指す樹幹と読み方が同じため、“クローネ”と言われる場合が多い。
	公益的機能別施業森林	「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」のうち、特に公益的機能の高度発揮が求められる森林で、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域。 市町村森林整備計画において設定される。
	高性能林業機械	1 台の機械で多くの工程を処理したり、単一の工程を能率良く処理したりできる林業用の機械の総称、機械の種類にはフェラバンチャ（伐倒）、プロセッサ（玉切り・枝払い）、ハーベスタ（伐倒、玉切り、枝払い）、タワーヤーダ（集材）、スキッド（集材）、フォワード（集材運搬）、グラップルソー（玉切り、集積、積込）などがある。
	更新 (天然更新)	森林を構成する樹木の世代交代のこと。目的に達した成熟林分を伐採利用して、後継林分を育てること。 専ら天然力で後継樹を仕立てることで、種子が発芽して成長する場合（天然下種）と、幹の根元付近の枝（萌芽）が大きくなる場合（萌芽更新）がある。天然更新を成功させるため、発芽条件の改善、稚樹の補充、稚樹の保護、保育などの更新補助作業がある。

	用語	解説
さ	(人工更新)	人の力によって、種子、苗木、さし穂等を造林地に定着させて仕立てられた林をいうが、ほとんどは苗木の植栽による。人工更新は人工造林と同じ意味であり、仕立てられた林は人工林である。
	国有林	森林法第2条第3項に規定される、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律第10条第1号に規定する分収林。
	民有林	国有林以外の森林。 私有林（個人有、会社有、社寺有等）、公有林（県有、市町村有、財産区有）がある。
	混交林	2種類以上の樹種からなる森林で単純林（一斉林）に対して使われる用語。混交林は、性質の異なった樹種例えば針葉樹と広葉樹（針広混交林）が適当に配置されることになって、病虫害被害や山地災害に強い森林を作ることができる。
	材積	素材や立木の体積のこと。m ³ （立方メートル）で表す。
	再造林	人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。多くは、針葉樹の人工の伐採跡地に再び針葉樹の苗木を植栽するもの。
	作業路	伐採、造林、保育等の森林施業を行うために、林道等から作業現場へ向けて開設した低規格（幅員3m程度）の作業用道路をいい、作業終了後は、原則として再び森林に復する。
	砂防指定地	砂防法第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のための一定の行為を禁止若しくは制限する土地のことをいい、国土交通大臣が指定する。森林施業については、5ha以上伐採する場合は知事の許可が必要である。
	指定施業要件	保安林において、立木の伐採の方法及び限度並びに伐採後の植栽方法、期間及び樹種をいう。
	下刈り	幼齢造林木の生育を妨げる雑草木を刈り取ること。
収量比数	林分密度管理図に示される最多密度線に平行に表示する線のこと、ある平均樹高の時のその林分がもてる最大の幹材積に対する割合を示し、林分の混み具合の判断基準となり、間伐の指針として使われる。	

	用 語	解 説
	主伐	伐採方法としては、皆伐、択伐、傘伐（漸伐）等がある。
	除伐	植栽した林がほぼ、うっ閉した時に行う保育作業で、植栽樹種以外の樹種を取り除くことをいうが、植栽樹種でも形質の劣る場合は合わせて除くこともある。
	人工林	人工造林（人の力で苗木や種子を造林地に定着させて仕立てる方法）によって仕立てられた林。 天然更新や直播による場合もあるが、通常は人工造林によってできた林を指す。
	薪炭林	燃料用の木材を採取する目的の林で、広葉樹の萌芽更新によって更新される森林である。
	森林計画制度	国有林、民有林の両者を通じて、森林の管理方法を秩序づけるため、法律や規則等により、森林の取扱いの内容と場所と時期についての予定を一定の形式に整え、実施することで森林の経営を規制する制度である。 具体的には、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を重視する機能に応じて区分し、望ましい森林へ導くため、森林整備を実施するための方法や数量等を計画することで、国、県、市町村、森林所有者のレベルで計画が作成される。
	(全国森林計画)	農林水産大臣が森林・林業基本計画に即し、全国の森林について5年ごと15年を1期として立てる計画。
	(地域森林計画)	民有林を対象として、森林計画区毎に都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。
	(地域森林計画対象民有林)	森林法第5条に基づき知事が立てる地域森林計画の対象とする民有林をいい、伐採及び伐採後の造林の届出書、造林補助金、林地開発許可等の対象となる。
	(地域森林計画対象外民有林)	森林法第2条に規定する森林であるが、地域森林計画の対象としない民有林をいう。
	(市町村森林整備計画)	森林法第10条の5に基づき、市町村長がその市町村内の森林について5年ごと10年を1期として樹立する造林から伐採に至るまでの総合的な森林整備計画。

	用 語	解 説
	森林経営計画	森林法第 11 条に基づき、森林所有者又は森林経営の受託を受けた者が、単独又は共同で面的にまとまりをもった森林について作成する伐採、造林、路網整備、森林の保護等に関する 5 カ年の計画。(平成 24 年度からの制度)
	森林施業計画	森林法第 11 条に基づき、森林所有者等が一定のまとまりの森林 (30ha 以上) に 1 人又は共同で自発的に森林施業に関する 5 カ年の計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの。平成 23 年度末までに認定を受けた計画は認定日より 5 年間有効。
	森林計画区	森林法第 7 条第 1 項の規定により、農林水産大臣が知事の意見を聴いて、地勢等を勘案しながら流域別に都道府県の区域を分けて定めたもので、全国で 158、秋田県では米代川、雄物川、子吉川の 3 森林計画区がある。
	森林簿	森林法第 7 条第 1 項の規定により、農林水産大臣が知事の意見を聴いて、地勢等を勘案しながら流域別に都道府県の区域を分けて定めたもので、全国で 158、秋田県では米代川、雄物川、子吉川の 3 森林計画区がある。 地域森林計画を樹立するために必要な地況、林況等の調査を実施し、その結果を林小班ごとに示した簿冊である。
	森林計画図	1/5, 000 の地形図に行政区界、林小班界、林道等を示した図面で、森林簿の林小班と整合している。
	森林基本図	空中写真等の図化成果を用いて作成した 1/5, 000 の地形図。
	森林 GIS	森林地理情報システム (Geographic Information System) のことをいい、図面を介して森林の位置からいろいろな情報を得ることが出来るシステムである。
	森林資源基本計画	林業基本法第 10 条に基づき、政府が策定する長期計画で「森林資源に関する基本計画」及び「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見直し」として公表される。従前の計画は平成 8 年 11 月 29 日に公表されたものであるが、改正後の森林・林業基本法第 11 条により、森林・林業基本計画と改められた。

	用 語	解 説
	森林・林業基本計画	森林・林業基本法第 11 条に基づき、政府が立てる森林・林業・木材産業に関する基本計画で、森林の多面的機能の持続的発揮、林業の健全な発達、林産物の利用及び供給の確保を柱とし、森林・林業・木材産業の目標設定と関連施策を示している。
	森林土壌	森林植生の成立の基盤となっている土壌であり、また、森林植生の影響下で土壌生成が行われた土壌。
	(褐色森林土)	最も広く分布する森林土壌で、BD 型 (適潤性褐色森林土) に代表されるようにスギ、ヒノキ人工林や広葉樹林が生立している。
	(ポドゾル)	寒冷湿潤な気候下の針葉樹林帯に出現し、酸性が強いため、土壌中の鉄やアルミニウムが溶脱し、下層に集積する。灰白色を呈し、林木の成長は悪い。
	(黒色土)	火山山麓や台地などに出現し、火山灰を母材とすることが多く、黒色の表層から成る土壌。
	森林法	<p>明治 30 年に制定され、昭和 26 年に全面的に改正され新たに公布された森林行政の基本法典である。内容は、総則、森林計画等、保安施設、土地の使用、森林審議会、雑則からなり、森林計画では基本となる法律である。</p> <p>平成 10 年の改正では、伐採届出書の受理や森林施業計画の認定が市町村へ権限移譲された。</p> <p>平成 13 年の改正では、森林を重視する機能に応じて 3 区分し森林整備を推進するため、森林計画制度等が改正された。</p> <p>平成 23 年の改正では「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化し、森林所有者がその責務を果たし、森林の有する公益的機能が十全に発揮されるように措置された。</p>
	森林施業	森林を維持造成するために、森林に対して行う伐採、造林、保育等の作業を指すとともに、目的に応じた森林の取扱いをすることもいう。
	成長量	<p>樹木がある期間に成長した量をいう。通常は樹幹材積の成長した量 (材積成長量) をいう。</p> <p>1 年間に成長した量を連年成長量、現在までに成長した量を総成長量、その平均を平均成長量という。</p>

	用語	解説
た	施業の勧告(要整備森林に関する事項)	森林法第 10 条の 10 に基づき、森林所有者等が市町村森林整備計画に従って施業していないと認められる場合は、市町村長が勧告出来る制度である。 なお、要間伐森林の施業が適切に行われない場合は、勧告、調停、制定の制度がある。
	素材生産	立木を伐採、搬出、玉切りし、丸太(素材)にする一連の作業をいう。
	疎密度	樹冠疎密度をいい、林地面積に対する樹冠投影面積の占める比率をいう。3/10 未満の場合は、無立木地として扱っている。
	大径材生産	天然秋田スギ資源の代替えになるような良質な大径材の生産を目指して、林齢 100 年以上で伐採する方法、理想的な伐期は 120~150 年であり、施業方法としては超長伐期施業とも呼ばれる。
	択伐	成熟した森林において単木又は群状的に立木を伐採・収穫することをいうが、計画的な伐採により林分の蓄積量の変化が少なく、持続的な森林の維持管理が可能。
	地位	林地の材積生産力を示すものである。樹種毎に 40 年生時の樹高を示して地位指数として表すこともある。
	地況	位置、気候、地勢、地質、土壌、地位及び地利等の要素を一括して地況という。
	地利	林地が木材の運搬等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、木材市場や製材工場までの距離をランク付けて表す。
	蓄積	林分の材積の総量を指し、森林簿では施業番号ごとに m^3 (立方メートル) で整数表記している。
	長伐期施業	高い林齢で主伐する施業のことをいうが、およそ標準伐期齢の 2 倍の林齢で主伐する場合をいう。
	長伐期施業森林	市町村森林整備計画で定める森林区域の一つで、この森林に指定されると主伐年齢の下限値が標準伐期齢の 2 倍マイナスなり、長伐期施業が義務づけられる。また、長伐期施業森林を指定する場合は、水土保持林の範囲内となる。

	用 語	解 説
	つる切り	下刈りを終了した後に、樹木に巻き付くフジ・クズ等のつる植物をナタ等で除去する作業をいう。
	天然更新補助作業	自然の力で種子が飛散したり、切り株から新芽が生えたりする自然の力を利用して、世代交代を助ける作業のこと。種子の発芽を促すため、地表のかき起こしや根株に密生した若芽（萌芽枝）を切って本数を減らして整理する作業がある。
	特定広葉樹育成施業	特定広葉樹（ブナ、ナラ類、サクラ類、カエデ類など）を主体とした地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境などの形成を図るための森林づくり。特定広葉樹の苗木を植栽したり、特定広葉樹以外の樹木を伐採したり、林床のササを刈り払ったりする施業。
	特定保安林	保安林の指定目的の機能の発揮を確保するため、造林、保育、伐採等の施業を早急に実施する必要があると認められる保安林。
	特用林	森林法第 10 条の 8 第 1 項第 6 号で規定される立木の果実（樹液、樹皮又は葉）の採取に主として供される普通林で「伐採及び伐採後の造林の届出」の適用は受けない。
	特用林産物	主に森林原野において、生産又は採取されている産物の内、建築やパルプなどに使われている林木を除く品目の総称であり、きのこ類、くり・くるみなどの樹実類、わらびなどの山菜類、その他木炭、薪、漆などの種類がある。
な	二次林	原生の森林が伐採され、その後萌芽等により天然力で復した森林をいう。植生遷移の 2 次遷移からいう。
は	伐期齢	施業目的に従い林分が成熟期に達して、主伐によって収穫する林齢をいう。
	（標準伐期齢）	主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。
	伐採の届出	森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により、森林所有者等は地域森林計画対象森林を伐採する場合は、あらかじめ市町村長へ伐採届出書を提出しなければならないことをいう。平成 13 年度の森林法改正により「伐採及び伐採後の造林

	用 語	解 説
	(土地所有の届出)	<p>の届出書」となり、伐採計画に加え伐採後の造林の方法別面積、植栽樹種別の面積、本数の記載が義務づけられた。</p> <p>平成 23 年 4 月の森林法改正により、平成 24 年 4 月以降森林の所有者となった者は市町村長への事後届出が義務づけられた。</p>
	伐採及び伐採後の造林計画の変更命令	<p>森林法第 10 条の 9 に基づき、提出された伐採や伐採後の造林の届出書に記載された伐採面積、伐採方法、伐採林齢及び造林方法、樹種、植栽面積、本数が市町村森林整備計画に適合しない場合は、市町村長が届出者に伐採及び伐採後の造林計画の変更を命ずることができる。</p>
	伐採及び伐採後の造林計画の遵守命令	<p>森林法第 10 条の 9 に基づき、森林所有者等の行う伐採及び伐採後の造林が、提出された「伐採及び伐採後の造林の届出書」に記載された、伐採面積、伐採方法、伐採林齢及び造林方法、樹種、植栽面積、本数に従って行われていない場合は、市町村長は伐採及び伐採後の造林計画の遵守を命令することができる。</p>
	複層林施業	<p>皆伐をせずに更新を行っていく施業のことで、複数の林冠（複数の樹冠により構成）を形成するため、複層林という。林冠層が 2 段の場合は 2 段林、多数にわたる場合は多段林という。</p>
	(樹下植栽)	<p>複層林を造成するとき、上層木の下に下層木を造成するために行う植栽。</p>
	(受光伐)	<p>複層林を造成するときに、下層木の成長を促すため林床に光を入れるように上層木を抜き伐ることをいう。</p>
	複層林施業森林	<p>市町村森林整備計画で定める森林の区域の一つで、複層林施業の実施が義務づけられる。市町村森林整備計画で指定する場合は、水土保持林の範囲内となる。</p>
	保安林	<p>森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全等の公益的機能を発揮させる森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図り、目的の機能の維持・増進を図る。</p> <p>保安林は森林法第 25 条第 1 項に掲げる指定の目的により、17 種とされている。</p>

	用語	解説
	保安林整備計画	保安林整備臨時措置法第 2 条に基づき、農林水産大臣が広域流域別（全国 44 の広域流域）に緊急に保安林を整備するため立てる計画をいう。
	保育	目的樹種の成長の障害となる他の植物を人手により取り除き、林木の生長を助ける作業をいう。 下刈り、雪起こし、除伐、つる切り等の作業がある。
	保育間伐	間伐材を林外へ搬出しない間伐（切り捨て）をいう。
	保健機能森林	森林の保健機能の増進を図るべき森林をいう。
	保続	収穫が毎年連続してあることをいう（収穫の保続）。林業経営が連続的にできることを保続経営ともいう。
	法正林	材積量での収穫が計画に基づいて毎年正しく継続できる条件を備えた森林。経営目的に従って林木を伐採しても、その森林の生産力を維持できる森林のことを言い、こうした状態を法正状態という。
	保護樹林帯	山地災害防止や野生動物の保護のため、前生樹の森林を等高線に沿って帯状に残した樹林帯をいう。
ま	木材生産機能の維持増進を図る森林の区域	林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な木材生産のための森林施業が可能な森林の区域を設定する。
や	用材	針葉樹では構造材、建築用材を指し、広葉樹では家具用材を指す。
	要間伐森林	間伐又は保育が適正に実施されていない森林で、市町村森林整備計画で指定する。
	要整備森林	保安機能を確保させるため、特定保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施することが必要な森林。
ら	流域管理システム	平成 3 年の森林法改正を契機に、多様な森林の整備を推進し、林業生産・流通・加工における条件の整備を図るため、流域を基本単位として民有林・国有林が一体となって森林整備の管理水準の向上等を推進することをいう

	用 語	解 説
	流域林業活性化センター	流域を基本単位として民有林・国有林が一体となって森林整備の管理水準の向上等を推進するために、設置された組織。県下で3流域に設置されている。
	立木	「りゅうぼく」と読み、森林法では土地に生立している木竹のことをいう。
	立木密度	単位面積あたりに生立している木の密度をいう。密度は本数で表す場合が多い。(本/ha)
	林況	林種、樹種、林齢、胸高直径、樹高、本数、材積、成長量等の要素を一括して林況という。
	林業専用道 (林業専用道「規格相当」)	主として森林施業用の車両の走行を想定する道。普通自動車(10t積程度のトラック)及び大型ホイールタイプのフォワーダの走行を想定し、森林施業のため特定の人利用する必要最低限の構造を持ち、林道台帳により管理されているもの。 平成23年度の国補正予算で基金事業として予算化された「林業専用道(規格相当)」は本指針に準ずるものですが、林道ではなく森林作業道として扱われる。管理者は、地方公共団体、森林組合以外でも可能となる。
	林業大学校 (秋田県林業大学校)	平成27年度から開講する、将来の秋田の林業を担う若い林業技術者育成機関。研修期間は2年間で、現場で生かせる知識や技術の習得を目指す。
	林業労働力対策基金 (正式名称：(公財)秋田県林業労働対策基金)	「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業労働力の育成確保、就労条件の改善、労働安全衛生の確保等を推進するために設置された公益法人。県下に1ヶ所設置されている。
	林齢	林分が生立して経過した年数をいうが、人工林は更新年度(植栽年度)を1年生と数えるので、通常3年生の苗木を植栽するため、樹齢(実際の年齢)とは異なる。天然林のような異なった年齢の樹木が混じって生育している場合は、平均年齢を林齢とする。
	林分	森林の取扱いの単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせて「林分」という。樹木の集団のみを指す場合は「林木」という。

	用 語	解 説
	林相	森林を構成する樹種、林齢、大きさなどで表される森林の姿をいう。
	林地	森林の土地の部分というが、木竹が集団で生立している土地を指す場合が一般的である。
	林班	森林計画では、森林の位置を明らかにする必要があることから、対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形で区画したものを「林班」といい、市町村の区域ごとにおおむね 70ha 程度で設定し、数字で表している。 林班内を天然地形等で 5ha 程度に区画したものを「小班」といい、民有林は数字で表し、国有林は「い、ろ、は・・・」の文字で表している。
	林木	林分を構成している樹木のことをいう。
	齢級	林齢を 5 年単位で区分したもの。Ⅰ 齢級は 1～5 年生、Ⅱ 齢級は 6～10 年生、以下同様に区分する。
	路網整備等推進区域	森林整備の集約化と路網の整備により、低コストの森林整備を推進する区域で、市町村森林整備計画において設定される。

